

令和6年第4回浅川町議会定例会

議 事 日 程 (第2号)

令和6年12月6日(金曜日) 午前9時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	須 藤 孝 夫 君	2番	富 永 勉 君
3番	菅 野 朝 興 君	4番	兼 子 長 一 君
5番	木 田 治 喜 君	6番	岡 部 宗 寿 君
7番	須 藤 浩 二 君	8番	上 野 信 直 君
9番	会 田 哲 男 君	10番	水 野 秀 一 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	江 田 文 男 君	副 町 長	加 藤 守 君
教 育 長	真 田 秀 男 君	総 務 課 長	生 田 目 源 寿 君
企画商工課長	我 妻 悌 君	農 政 課 長	関 根 恵 美 子 君
建設水道課長	生 田 目 聡 君	会 計 管 理 者 兼 税 務 課 長	坂 本 克 幸 君
保健福祉課長	佐 川 建 治 君	住 民 課 長	高 野 喜 寛 君
教 育 課 長	我 妻 美 幸 君		

会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	田 子 広 子	会計年度任用	芳 賀 純 弓
--------	---------	--------	---------

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（水野秀一君） ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（水野秀一君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎一般質問

○議長（水野秀一君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は通告表のとおり、9人で24項目であります。

一般質問通告表の中で同趣旨の扱いと認められる質問については、議会運営委員会において協議をいただいておりますので、今までの例により一括質問をし、一括答弁を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

したがって、同趣旨扱いの一般質問については一括質問、一括答弁とすることに決定しました。

同趣旨扱いを事務局に報告させます。

議会事務局長、田子広子君。

○議会事務局長（田子広子君） それでは、同趣旨扱いを報告いたします。

別紙の一般質問の同趣旨扱いをご覧ください。

質問順5、9番、会田哲男議員の（1）不登校の現状と対応についてと、質問順8、5番、木田治喜議員の（1）不登校児童生徒の実態及び支援についての2項目が同趣旨扱い。

以上でございます。

○議長（水野秀一君） あらかじめ申し上げます。一般質問は多くの方から通告されております。昨日、議会運営委員長からお願いがありましたが、質問、答弁に際しては前置きを短く、かつ簡潔明瞭に建設的な立場で議論し、能率的な議会運営にご協力をいただきたいと思います。

順番に質問を許します。

質問順1、2番、富永勉君、（1）脱炭素社会に向けた一斉LED化についての質問を許します。

2番、富永勉君。

〔2番 富永 勉君起立〕

○2番（富永 勉君） まず、本日は皆様、お忙しい中、傍聴にお越しいただきましてありがとうございます。
議員一同、精いっぱい質問させていただきます。

1番の脱炭素社会に向けた一斉LED化について質問させていただきます。

質問の目的といたしまして、電気料金の高騰対策、国のカーボンニュートラル政策及び水俣条約の要請を踏まえ、街路灯や公共施設の室内灯、屋外照明灯など、期限ある全てのLED化の取組が不可欠であると考え、見解を確認したいというのが目的であります。

質問する背景や課題であります。LED化の背景として、国のカーボンニュートラル政策として2030年までに、100%LED化が決定されている。2つ目に、水銀に関する水俣条約、2023年開催されましたが、それにより、2022年までに蛍光灯の製造を種類に応じ禁止を決定されている。3つ目として、エネルギー効率の向上や環境負荷の軽減が求められている現状であります。

当町の現状と課題として、街路灯のLED化率は約30%と低く、先ほどの目標年度までの到達は困難であります。2つ目に、電気料金の高騰、維持管理費の増大、今後のLED化事業において厳しい財政状況の中、財政負担の増大が懸念される。これによりまして、改善提案として電気使用料や脱炭素の削減効果が得られ、電気料金の節減となる一斉LED化を提案します。企業とリース契約をし民間資金を活用することで、初期投資を抑え予算を標準化できる。LEDは蛍光灯に比べ6割ほど安く、リース料も捻出できる。財政負担の低減、職員の業務効率化、脱炭素社会の実現、何より町中が明るくなる等の効果があります。

そこで、2点質問させていただきます。

1点目は、街路灯、室内灯、屋外照明灯の管理状況及び期限ある全てのLED化へ課題の認識について見解を伺います。

2点目は、脱炭素社会に向け、企業とのリース契約により民間資金とノウハウを活用した一斉LED化について、これまでの検討経過と今後の実行への考えについて見解を伺います。

以上、よろしくお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目の管理状況及びLED化につきましては、電気料金明細を基にした一覧表を作成し、随時、行政区からの要望や老朽化等により、照明設備のLED化を図り、維持管理をしているところであります。

LED化率につきましては、街路灯、防犯灯では約30%、公共施設の室内灯では約80%、屋外照明灯、町民グラウンドナイター設備につきましては、LEDは導入しておりません。

なお、町におきましては、今年3月に改訂しました浅川町地球温暖化対策実行計画において、既存施設のLED導入率100%を目指し、計画的に更新すると明記していることから、公共施設の照明設備や防犯灯などは、水銀が含まれている蛍光灯タイプからLEDタイプに更新することは急務であると認識しております。しかし、現在、LED更新のみの補助事業がほとんどないことから、財源的な問題もあるものと認識しております。

2点目につきましては、これまでの検討経過として、リース契約により防犯灯を全てLED化した他自治体の事業モデルを昨年度担当課で視察をし、その後、議論、検討を重ねているところであります。町では今後、

他自治体の事例を踏まえ、町内防犯灯、約900基のＬＥＤ化を進めるため、リース契約も視野に入れつつ脱炭素化の実現を目指していきたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） ２番、富永勉君。

○２番（富永 勉君） 私、今回この質問については２回目でございます。令和５年３月の定例会で質問させていただき、前向きに検討するということ回答いただいております。その間１年９か月時間が経過し、その間、先ほどありましたとおり新たな期限ある制限、２つの制限が設定されております。さらには実質的な電気料金は値上げとなっている状況にあります。

このＬＥＤ化は必要性のある事業でございます。その中で期限ある取組、１つ目がカーボンニュートラル政策の一環とする2030年まで、あと６年後までに100％ＬＥＤ化、国がするという決定がされております。さらには水俣条約、全ての蛍光灯に関する製造が中止すると。これが2027年までですから残り３年でございます。この期限ある取組について、どう、これ取り組んでいくのか。浅川町、先ほど町長からありましたようにカーボンニュートラル政策、2050年までの目標、いわゆる脱炭素社会実現に向けて、ＣＯ₂削減ゼロ％に向けて取り組むということになれば、それまでの通過地点、これをクリアするのは自治体として当然かというふうに思います。これまで検討されてきたというところでは先ほど報告ありましたけれども、検討されてきて、どういう実行できない要因があるのか、まず質問したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 実行は、まず予算でございます。先ほど申したとおりに防犯灯は町内に900基ございます。一昨年度から、今、各町内はＬＥＤ化がだんだん進んでおります。当然電気料金も高騰しておりますから、町といたしましても予算を確保しながら、毎年毎年何十基何十基という、今ＬＥＤにしております。

そういう中で、あと６年で2030年、６年で100％を目指すというのは、全くこれ無理ではございません。やはり予算がある程度つけば100％できます。ただ、ＬＥＤだけが町の予算だけではありません。町民全て平等に持っていくためには、平等に税金は使わなければいけません。そういう中でも、古いまだ使えるような防犯灯は、やはりもう少し我慢していただいて、予算を確保しながら必ず入れて100％、この浅川町はやっていきます。ほかの自治体も、かなりこれは苦しんでいるのは事実でございます。とにかく、この電気高騰のためにも、そしてまた町民のためにも、急いでＬＥＤに来年度も着手していきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） ２番、富永勉君。

○２番（富永 勉君） 管理状況ですけれども、先ほど報告ありましたけれども、今現在、全体で895基、町が管理しております。このうちＬＥＤ化になったのが267基でございます。残り628基、ＬＥＤ化率は29.8％でございます。これが街路灯の状況でございます。そして、室内灯は80％になっているということでありますけれども、そのほかスポーツ等、いわゆるグラウンド等の屋外照明はゼロ％である、こういう実態であります。非常にＬＥＤ化率が低い。

そして、昨年度、いわゆる令和４年度において防犯灯器具を交換したというところでは55基なんですね。そうしますと68基残っているわけですから、１年の実績で55基、昨年度実績ありますけれども、このペースでいきますと、やはり12年の期間を要するわけでございます。そうしますと先ほどの期限ある、いわゆるそういつ

た政府の決定というところには到達が困難、クリアできないということになります。

そして、さらには昨年度のそういった交換の費用は200万かかっております、維持管理費。そこに電気料金というところがかかってきます、防犯灯。これは令和4年度で約316万です。しかし、皆さんご存じのように電気料金については、政府の激変緩和措置によって値上げ分を国が肩代わりしてきました。ですから実際には電気料金は安くならず、毎年高騰し続けております。

この国の補助、今年の10月で一旦終了でございます。そして、来年1月からまだ3か月間、限定で始まりますけれども、もう今年の11月の使用料金から高くなっているわけでございます。そんな現状であります。

そして、この社会的な世界的な要因として、ロシア・ウクライナ戦争等により、この電気料の高騰という改善は見込めない状況にあるわけです。そんな中で先ほど町長、財源という話ありましたが、先ほど1年間に今の現状ですと維持管理費で200万プラス電気料金は恐らく解除、激変緩和措置になれば400万というところになりますと、600万の毎年の維持管理費です。これ12年間、毎年予算化したら7,200万ですよ。こういった費用が想定される。

そういったところで、先ほど改善提案の中でリース契約、民間資金を活用すれば初期投資はかかりません。それで予算は標準化できます。リース料のみです。そのリース料の捻出も、LEDにすることによって6分の1の値段になる。蛍光灯から替えれば。そういったところで捻出するということで十分メリットがある。そして、何よりもLED化に全てなれば町中が明るくなる。悪いところは何もないわけなんですよ。

そういったところに、やはり積極的に踏み出す。やはりこれは浅川町がカーボンニュートラルを宣言した。どこの自治体よりも宣言した。この積極性、そのいわゆる姿勢において、このLED化についても、やはり実績等を残す、確実にその実績に向かっていくのには、やはりやらなくてはならないというふうに考えますが、見解を伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 先ほどの答弁、いいですか、私はこう言っているんですよ。リース契約も視野に入れつつ脱炭素化の実現を目指していきますという答弁をしているんですよ。私は誰も民間契約しませんとは一言も言っていないですよ。そういう中でも、今、他の町村の自治体の事例を今見ながらやっております。今、この管内で今のところやっている自治体はございません。

ただ、ほかの自治体がやらないから浅川町もやらないということではありませんので、今、その契約も視野に入れつつ、令和4年度、55基と言いましたが、次年度から恐らく100基ずつLED化になっていくと思っております。

それと、この電気の、これはもう高騰は、我が浅川町ではどうしようもありません。これは各家庭もこの電気高騰はかなり苦勞しています。ただLEDにしたからといって、そんなに極端に財源は下がりません。年間200万円以上かかっているのは、これ皆さんご存じだと思います。ですから、とにかくLEDの方向には、今、町は向かっておりますし、もし、あのLEDができなければ民間とのリース契約も今視野に入れつつ行動しておりますから、もうしばらくの間お待ちいただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 2番、富永勉君。

○2番（富永 勉君） ぜひともメリットを十分に理解していただいて、これ今すぐ実行という、やはり取組と

いうことでは提案させていただきたいと思います。電気料金は高騰が続く。ひとつ、コスト面や環境問題だけでなく住民サービスにも寄与できる、そして財政は厳しい、全てが老朽化しているという中で、今こそ実行すべき事業であるというふうに思いますんで、ひとつ前向きな検討ということでありますけれども、検討には検討を重ねて、期限ある取組でございます。ひとつご期待申し上げまして質問を終わらせていただきます。

よろしくお願いします。

○議長（水野秀一君） 次に、（２）活力を生む雇用創出の必要性についての質問を許します。

２番、富永勉君。

〔２番 富永 勉君起立〕

○２番（富永 勉君） ２番の活力を生む雇用創出の必要性について質問させていただきます。

質問の目的といたしまして、地元での雇用の創出は、人口流出を抑え、若年層の移住定住による人口増を生み出す可能性があり、その効果は地域経済の回復や地域の活性につながるから考えることから見解を確認したいというのが目的であります。

質問する背景や経緯であります。雇用創出は経済や社会の安定、地域の活性化、労働者の生活向上など様々な観点から必要であります。また、企業誘致は新たに多くの雇用創出や地元の既存企業との事業取引、税収の増加が見込まれることから、産業振興や地域活性化へつながる有効的な重要な施策であると考えます。そこで３点質問させていただきます。

１点目は、地域活性化の有効策である雇用創出の必要性の認識について見解を伺います。

２点目は、産業振興とする企業誘致のこれまでの推進成果について、また町長としての企業誘致の考えと今後の取組方針について見解を伺います。

３点目は、起業者への創業支援として町のサポート状況について伺います。

以上、よろしくお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

１点目につきましては、地域を活性化させるためには、人口減少及び少子高齢化の急速な進行への対策が急務であると考えており、その対策といたしまして雇用の創出は不可欠であると考えております。

２点目につきましては、以前より福島県東京事務所やふるさと回帰支援センターへ訪問して、直接、企業誘致に関してお願いをしております。今年も改めて企業誘致のお願いをしております。また、東京で行われた福島県企業立地セミナーに初めて参加し、企業の経営者等の方々と情報交換をいたしました。

企業誘致は、地域経済の活性化を図るための重要な施策であり、新たな雇用、地域産業の多様化、税収の増等が期待されますが、企業側から適切な人材の確保を求められるなどの課題も見えてきたところであります。今後も企業誘致に関して情報収集と、各関係機関とのさらなる連携を図り、取り組んでまいりたいと考えております。

３点目につきましては、石川地方５町村、商工会及び金融機関等が連携し、創業支援事業に取り組んでおり、創業スクール等を開催しております。また、創業後も伴走型経営支援でサポートをしております。今後も地域活性化に向けて、商工会等と連携し取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 2番、富永勉君。

○2番（富永 勉君） 町にとって大きな課題は、やっぱり人口減少し続け過疎化が進むことです。その有効な対策として雇用の創出は重要であります。地域経済の活性化はじめ若者の移住定住、そして少子化対策と、様々な観点から必要であります。

そこで、企業誘致は先ほどありましたように久しく成果がありません。約30年前に当町でもニッセイ工場が誘致されたのが最後であります。当然ながら企業誘致の活動というところでは大変難しく、困難を極める取組であると私も認識しております。

そこで、先ほど答弁で、やはり産業振興が地域の活性化にとっては非常に大事であり、雇用の創出につながっていくわけでございますけれども、その外発的振興としまして、企業誘致のそういった重要性の認識というところでは答弁いただきました。

もう一つ、産業振興に大事な一つ、内発的振興としまして地元企業への対策、それから底上げというのも、一つ雇用創出を生む大事な取組であるというふうに思います。そこで、先ほど企業誘致の答弁ありましたけれども、今言った地元企業への支援、底上げの一つ、町長としての考えと取組方針というところで伺いたいと思います。それが1つ。

それから、2つ目の質問で、もう一つの雇用の創出としまして、起業家への創業支援としての町のサポート状況というところで答弁いただきましたけれども、現在、石川管内でそういった窓口を設置して対応しているという報告がありましたけれども、これから起業する方にとって資金や経営方法、物件情報や補助金情報など悩みどころは多岐にわたります。やはり町としても相談受付をワンストップ対応するなどの体制を構築して対応する。さらには、最近では多様な働き方の実現として、子育てや在宅介護により働きたくても働けない女性などに対し新たな働き方をするクラウドソーシング、いわゆる家にいながらパソコンを使って企業の仕事をやる、そういったことを推進する。こういった町としてセミナー開催をして推進していくというような取組、こういった起業を促進させるそういった取組について取り組む考えというところで見解を伺いたいと思います。

以上2点、よろしくお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず、30年、本町には企業が来ていない。これは私の力不足であります。今、企業誘致するのはかなり大変でございます。先週、経営者協会と懇談会を行いました。18社来ました。18社のほとんどが、人手不足で今悩んでおります。募集しても人は来ません。そして、物を作る職人、これがなくて大変困っている業者が3社ございました。

ですから、もし50人の企業が来た。浅川町では50人の雇用をすることは大変厳しいと思います。これは12月に東京で私、相談してきました。石川5町村で皆さん行きましたが、やはり本当に100人の企業が来た場合、本当に地元で100人の雇用できますかという逆に質問をいたしました。私、5町村は、これは単独では50人以上100人の企業誘致はかなり厳しい。それならば5町村で大きな会社を1つ持ってきて、そこに各町村で雇用してもらうか、あるいは移住定住していただくか、そういう方向も今考えているところであります。単独での大きな企業は本当に厳しいと思っております。

だからといって、私は企業誘致を諦めるわけではございませんので、その辺はご了承いただきたいと思います。もし人手不足を何とかするという、そういうお言葉をいただければ、本当にぜひ私が相談を受けたいと思っています。

それと、今、取組は、先月そういう取組をいろいろやっておりました。当然この町を活性化するためには、まず地元の企業が活性化しなければならないと思っています。ですから、私なりにやらせていただきたいと思います。当然、町民が喜ぶことだと思っていますので、私はとにかく全面的に営業をさせていただきたいと思っています。

そのほか、補足説明を担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、我妻悌君。

○企画商工課長（我妻 悌君） では、私のほうから創業支援の内容等、補足説明させていただきたいと思います。

本町で行っています創業支援の内容になりますけれども、石川地方の町村、それから商工会等が連携しまして、平成28年度から創業支援に取り組んでおります。

事業の内容といたしましては、相談窓口の開設のほか創業スクールも開設しております。毎年、5町村で20名程度の方が参加しております、本町からも毎年2名程度参加しております。

本町の創業の実績といたしましても、毎年一、二名の方に創業いただいております。創業後につきましても、商工会や各支援機関が連携しまして、伴走型支援といたしまして販路拡大や事業承継などの小規模事業者が直面するそういった課題に対しまして、事業計画の策定や資金調達などの事業者に寄り添った、そのような支援をしております。

それから、家にいながら働くようなそういった新しい形での働き方に対するものにつきましては、今後、情報収集等していきまして、商工会と共に協力しながら、そういったところにも情報発信していきたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 2番、富永勉君。

○2番（富永 勉君） ぜひ企業誘致として雇用創出につながる、そういった町単独での取組は非常に困難かと思いますが、ひとつ広域連携としての取組というところでも、やはりひとつ十分に検討いただきながら進めていただきたいと思います。そして、やはり町長自ら率先してトップセールスとして取り組む、この活躍を大いに期待したいと思います。

それから、2つ目の答弁で、寄り添ったというそういった答弁ありました。起業を促進するためにもそういった寄り添った取組に大いに期待したいと思います。答弁は結構でございます。ひとつ活力あるまちづくりに向けて、そういった期待を持った取組をよろしくお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（水野秀一君） 次に、（3）就農意欲につながる支援策の在り方についての質問を許します。

2番、富永勉君。

〔2番 富永 勉君起立〕

○2番（富永 勉君） 3番の就農意欲につながる支援策の在り方について質問させていただきます。

質問の目的といたしまして、農業従事者の高齢化が進展する中で新規就農者は大切な存在であり、地域農業の担い手として育成することは持続可能な農業振興を図る上で不可欠であります。就農支援として様々な支援制度を活用して円滑に就農に結びつける、町としてその支援対策は重要であると考え、見解を確認したいというのが目的であります。

質問する経緯や課題ではありますが、経緯として、今年度、新規就農支援制度の国・県補助金として、認定新規就農者2名に対し町農政課より県へ要望手続きされました。3月に続いて6月定例会において、歳出の農業振興費において新規就農者総合対策とする事業支援として、令和6年度当初予算で1名に対し530万、別1名に対し6月補正予算で750万円が計上され、それぞれ承認されました。しかし、その後、県より要望に対し不採択の決定がされております。2度の申請も不採択となり現在に至る状況にあります。

課題として、要望者は就農者でございますけれども、就農に向けた資金の確保ができず就農困難な状況にあります。そこで3点質問させていただきます。

1点目は、地域農業の担い手として新規就農者育成の重要性の認識について見解を伺います。

2点目は、これまでの本県以外の新規就農者支援制度、国・県補助金への申請結果状況について伺います。また、現在までの要望経過状況と今後の採択に向けた就農支援対策について伺います。

3点目は、農業費における国・県補助金の一般会計予算計上の在り方として、採択内定や採択後の予算計上が適切ではないのかというところでの見解を伺います。

以上、よろしくお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

よく聞いていただきたいと思います。1点目につきましては、農業は本町の基幹的産業であり、特に新規就農者については浅川町の農業担い手となる重要な存在であると認識しております。

2点目につきましては、昨年度、新規就農者確保緊急対策事業補助金、初期投資促進事業において、申請1件、結果、交付決定を受けました。今年度につきましては、産地生産力強化総合対策事業、新規園芸品目導入支援事業において、申請1件、結果、交付決定を受けました。また、新規就農者育成総合対策事業、経営発展支援事業につきましては、所要額調査が2回ございましたが、要望2件に対し2回とも2件、不採択となっております。

今後の採択に向けた支援についてですが、引き続き要望している農業者の方々に、さらなる経営発展のために取り組める内容が増えるよう支援をまいります。

3点目につきましては、地方公共団体の予算については、地方自治法第221条第1項の規定により、年度開始前に当初予算で……

〔「町長、211条」の声あり〕

○町長（江田文男君） もとい、地方自治法第221条……

〔「11条」の声あり〕

○町長（江田文男君） もう一度言います。地方自治法第211条第1項の規定により、年度開始前に当初予算で

調整するものであり、予算の調整後に生じた追加や変更事由については、補正予算において計上するものであります。農業費における事業については単年度事業が多く、事業の採択や決定は年度当初に行われるため、採択内定や採択後の予算計上では事業の実施が難しくなるため、必要な経費については当初予算において計上し、当初予算調整後に生じた事由については補正予算で計上することが適切であると認識しております。

○議長（水野秀一君） 2番、富永勉君。

○2番（富永 勉君） まさに当町にとって農業は基幹産業であります。この農業が衰退すれば地域は一気に過疎化に進みます。その地域農業の担い手、農業を担う者の育成は、まさに急務であり重要であると私も認識しております。

そこで、まず1点目の再質問をさせていただきます。

農業担い手、新規就農者の育成並びに確保として、現在町が取り組んでいる支援策について改めて伺います。

もう一つ、2点目の質問に対し、これまで国・県補助金である新規就農者への実績というところでは先ほど報告がありましたけれども、非常に浅川町については実績が少ないと、これまで。この状況を踏まえ、担当課として本件を県へ要望する際、支援事業の採択が狭き門である状況であることを認識していたのか伺います。

1点目です。

2つ目、また要望者、いわゆる就農者に対してもその状況を説明し、要望、採択、議会承認、申請とつながる一連の経過を踏む説明がされていたのか。

3点目、2度目の要望も不採択となった。この採択とならない要因について伺います。

4点目、採択の基準となる要望の際、提出する申請書において審査項目などの内容や、内容から求められる傾向についてどうなのか伺います。

5点目、最後です。要望を重ねる中、採択へ向け、どのような対策を講じていたのか。

以上5点、よろしくお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず、何かそういう質疑を受けると、私が何もやっていないような気がしますが、まず私は6年前から、基幹産業は浅川町は農業だと、私は農業に力を入れていると思っております。そういう中で今回のこの事業、これ国・県の事業なんです。我が浅川町がいくらやっても、その希望者がいっぱいあれば、必ず10人のうち半分以上は落ちてしまうんですよ。いろんな対策を我々担当課とやっておりますが、なかなかこの2件、採択にならないのが苦しいところであります。

私も、いろいろと県のほうに行ってお話をしておりますが、いろいろ聞くと、これポイント制とか様々な規則がございます。後で担当課にお話をさせますが、私はじめ担当課が、いかに農業者に採択できるような、様々朝から晩までやっているのはご存じだと思います。2番議員も、よく担当課のほうに来ているのは、私、見ておりますので様々な話をしていると思っています。

それで、この国・県の補助金がかかなり少ない中でその要望の取り合いですから、かなり厳しい状況であったのは事実でございます。

まず、担当課より様々な説明をさせていただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 農政課長、関根恵美子君。

○農政課長（関根恵美子君） それでは、私のほうから補足答弁させていただきます。

まず、1点目ですが、町としまして、今、新規就農者に行っている支援でございます。

まず、農業担い手育成支援事業補助金というのがございまして、平成30年度から認定農業者及び新規就農者が経営計画上必要な農業機械の購入補助を行っております。50万円以上100万未満の農業機械に対しましては対象経費の10分の1、100万以上の農業機械に対しては10分の2を補助しているところです。

また、農地流動化推進助成金というのがございまして、農業経営基盤強化法によりまして、認定農業者、新規就農者に賃借権を設定した場合の補助もございます。

また、新規就農者支援事業補助金としまして、こちらも町単独事業になりますが、町内に住所を有しまして町内で就農している方、年齢が18歳以上55歳未満である認定農業者、それから新規就農者に対して、町は50万円の補助を行っているところでございます。

それから、2点目につきましては、浅川町としましてはこの経営発展事業に要望したのは今年度初めてでございますが、ここ2年間といいましても、まだ2件ほどですが、新規就農者の支援事業に対する国・県補助事業の採択事業からいたしますと、1回目で採択になると思っておりました。それで当初予算に計上した分と、それから当初予算に間に合わなかった方の分につきましては、6月補正のほうで計上させていただきましたので、町のほうの認識としましては6月に第1回目の要望調査の結果がまいりましたが、その時点で採択になり、その後、事業が進むというふうに認識しておりました。

また、3点目のこちらの流れについて一連の説明をきちんとしていたのかということでございますが、こちらにつきましては、状況につきましては要望しているお2人の方に対しまして、個別に再度、事業内容の説明及び今後の見通しについて、また、次回要望があった場合のことなどについても説明させていただいております。

それから、4点目ですが、採択とならない要因、それから審査項目などの内容から求められる傾向でございますが、こちらの採択の基準としましては、事業対象の要件をまずクリアしているかということと、新規就農者の取組をポイント化し、ポイントの高いものから配分するという方を対象とするという事業になっておりまして、新規就農者の取組に応じた事業採択方式であり、こちらに県の加算のポイントが加算されるというふうに認識しております。

また、そちらについてなんですけれども、こちらから求められる傾向についてですが、新規就農者の取組内容、ポイントをする際には、研修、それからサポート体制、経営管理の合理化、所得目標、事業継続計画の策定、データを活用した農業の実践、農業経営の法人化、環境負荷低減事業実施計画の認定など、経営のさらなる発展に向けた取組が計画されているかなどがポイント制となっております。

また、5点目の、おたしありました採択に向けてどのような対策を講じていくかということにつきましては、今後の支援対策としましては、お2人の方、取組の内容がそれぞれ違いますので一概には言えませんが、経営の管理の合理化で求められる中には青色申告ですとかGAPの認証、それから、みどりの食料システム法に基づく事業計画などみどり認定とか言うてございますが、そちらにつきましては取り組める内容があるかどうかにつきまして確認しながら、再度要望があった場合につきましては、要望していくこととなります。

町としまして、今年度、認定農業者推進協議会におきまして、このような研修会を予定してございますの

で、新規就農者の方々にもぜひご参加いただきまして、さらなる経営発展に向けた取組の参考にさせていただければと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 2番、富永勉君。

○2番（富永 勉君） 審査書の傾向から推察して、やはり認定新規就農者として、また農業経営者として、やはり最低限の技術や経営管理のやり方として、先ほどもいろいろ採択の基準となる傾向というところでは説明ありましたが、いわゆるGAP認証の取得であったりみどり認定であったり青色申告、収入保険、それぞれ食品の安全、労働基準、それから環境配慮、節税、安定収入など、様々な資格、知識、経営者としての心構えなど、多様な識見がやはり県から求められるというふうには私は推察します。

そこで、採択に向けては、これらを身につける対策がやはり必要であるというふうにも思うところでございます。当然ながら採択に向かうわけでございますけれども、本件にとどまらず、町は就農者に寄り添った新たな支援策、先ほど現在の支援策としては、いろいろ町単独の補助金ということがありましたけれども、新たな支援策として、先ほどのそういったものを身につける集合研修やセミナーを開催するなど、本件を教訓に取り組むべきと考えますが、ひとつ見解を伺いたいと思います。

それから、もう一点は、3点目の質問でしました本県における課題となっている一つが、予算計上の在り方でありました。先ほど地方自治法の話がありましたけれども、担当課として予算計上し、議会承認後、万全を期して採択結果を待つ。そして、これによって少しでも早く手続きが進む。いわゆる要望者への配慮であったかと私は思っております。

当初予算計上というところの先ほどの説明がありましたけれども、当初予算計上なら私も補正予算計上については、今回誤解を招いた一つでございます。特に補正予算計上については、当初予算成立後、追加予算するものであるという先ほど説明がありました。しかしながら、特性としましては、やっぱり災害や条例改正などのそういった緊急性、確実性があるものというところでは、やはり補正予算案での計上ではないのかなと私は思っております。

また、農業の補助金の計上については、いわゆる要望者に直接関係すると、生活に関係するというそういった特徴があり、他部署の予算計上とはちょっと内容が異なるのではないかというふうに思っております。よって、確実性から採択内定以上の要件が私は必要であると考えております。もちろんその計上のタイミング、それから額というところも一つの要件かと思います。

そして、また就農者に対して経営の要望に関して一連の声明があったということでございますけれども、やはり議会で予算承認されたということになれば、本人は安心を抱いたはずなんです。その後、不採択となれば、納得したくても複雑な思いには違いありません。我々議員としても、予算審議において担当課より事業の説明がございましたけれども、多くの同僚議員についても、この件については採択済み、もしくは採択内定していると解釈し承認に至ったということでは間違いのないと思います。いわゆる内容を共有していなかったというところでございます。

そして、議会だよりにも、我々議員は、この本件の内容を承認して前へ進むというところで、いわゆる議会だよりに掲載した次第でございます。

そういったところで、そこで町長に伺います。本件の一連の経緯を踏まえ課題や誤解が生じている中、新規就農者2名が、県よりいまだ採択とならない現状において、これまでどのように対処し、今後どのように改善していくのか、見解を伺いたしたいと思います。

以上2点、よろしくお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

これ、先ほど担当課から、これ国・県のポイント制で採択が大体決まると思うんでありますが、これ要望したからといって全て採択になるわけではありません。恐らく10人中に10人要望があれば、恐らく3名採択になるかならないかの厳しい県の採用なんです。ですから、これ町としても一生懸命やっているのは事実なんです。それで、私、電話もさせていただきました。ところが不採択なんです。ポイントが少ないとか、やはりいろんな方々が恐らく10人来ていれば、それなりの方々がポイントを持っていて、ポイントの多い方が採用になっているんです。ですから、これ、必ず町から5人出せば5人とも採択になることはありません。

ですから、とにかく私はやることだけはまだやらせていただいております。そして、最終的には、これは県が決めることなんです。本当であれば県でお金があれば、あるいはそういう新しい新規農業者の気持ちがあれば、10人受ければ10人とも採用すれば一番いいんです。それができないんでしょう、できないんです。恐らくできないと思うんです。ですから、これは担当課と共に今後とも引き続きやっていきたいと思っております。

なお、担当課よりも説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 農政課長、関根恵美子君。

○農政課長（関根恵美子君） 私のほうからも補足答弁させていただきます。

このような国・県事業、新規就農者に限らずなんですけれども、国・県事業、いろいろメニューもございますが、使いにくい、活用しにくいといいますか、という制度の内容になっているものもあることも事実でございます。また、大規模な農家さんですとか法人化している農家さんが優遇ではないですけれども、そういう方向けの事業も多くございます。

町としましては、そういうことを解消できるようにということで、平成30年度から農業担い手育成支援事業補助金、認定農業者、それから新規就農者の方の担い手を育成しようということで、農業機械や農業資材に対して補助を行っているところでございます。

また、2点目の予算につきましてですが、お2人の方、新規就農者の方、要望してございましたが、お1人の方につきましては令和6年3月に認定新規就農者となりましたので、当初予算に計上が間に合わなかった経緯がございますので6月補正で計上させていただきました。

先ほど申しましたように、第1回目の要望が3月にありまして6月に通知が来ましたので、6月補正予算を承認いただきましたので、こちらで採択、それから申請ができる状況でございましたらば、予算書の裏づけなんかも申請書にはつけなければいけない状況の事業もございますので、予算の裏づけは必ず必要ですので、6月補正は間違っていないかったというふうに担当課のほうでは認識しております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 2番、富永勉君。

○2番（富永 勉君） 今ほど答弁ありましたように、先ほどの2名については認定されている新規就農者であります。これについては、農業を始める方として青年等就農計画、これを町が認定し、その計画に沿って重点的に支援措置を講じる制度でございます。いわゆる円滑な収入に結びつける支援制度として国・県補助金を用意され、今回の経営発展資金としてそういった補助金を用意されているというところでございます。また、無利子の融資なども用意されている。その支援が採択されないという状況でございます。

農業を始めるについては、特に稲作では一連の作業が機械化されており、施設園芸ではハウス建設に相当な投資が必要となっております。加えて物価高騰であります。飼料、肥料も高くなっている。そういう状況から支援は必要不可欠であります。

そこで、就農意欲につながる支援策として、先ほど新規就農者に対しては町独自支援として新規就農時50万円を支給しているという状況でございます。今ほど述べた状況から、50万円というところは非常に助かるかもしれないけれども、物価高騰しております。しかし資金が確保できなければ前にも進んでいきません。いわゆる持続可能な農業の振興のためにも、この新規就農者への町独自資金の50万円を増額させていただくことを提案したいと思います。少なくとも、ひとつ倍増するぐらいの匹敵するような増額に提案させていただきたいと思っておりますので、ぜひともご検討いただきたく提案したいと思います。見解をお願いしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） いや、すばらしいですね。でも今50万と言っていますよね。それ100万じゃないですか、恐らく。なお、私は100万だと思っていますが、今確認させますので。あと担当課のほうに説明させていただきます。

それと機械購入もそうありますが、恐らくこの管内を見ても、その補助しているのは恐らく浅川町だけだと思っておりますが、これも担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 農政課長、関根恵美子君。

○農政課長（関根恵美子君） お答えいたします。

新規就農者に対する町単独の支援事業としましては、農業機械に対する補助と、それから認定新規就農者になったときの支援事業の補助が50万円ございます。農業機械の補助に対しましては、その買った機械の金額に応じて1割、それから2割補助となっております。新規就農者支援事業のほうにつきましては、認定を受けた日をもって50万円支給しているところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 2番、富永勉君。

○2番（富永 勉君） 町長、認定新規就農者の開始に伴うというところで要望を差し上げました。今答弁あったように100万ではないんですよ、50万。認識をお願いします。前向きな答弁はございませんでしたけれども進みたいと思います。

最後の質問とさせていただきたいと思っております。

今回の採択が困難となっている要因の一つとしまして、県の今回の支援事業に対して予算が少ないことがあります。ひいては国会予算に占める農業予算が減少していることにあります。先ほど町長もいろいろお話あり

ました。他自治体も新規就農者対策として共通の課題であることから、ひとつ連携の上、国・県への要望として新規就農を促進するため十分な予算を確保する要望をしていただきたいと思います。見解をよろしく願います。

○議長（水野秀一君） 農政課長、関根恵美子君。

○2番（富永 勉君） すみません、町長の答弁をお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 当然、これ国・県ですから、当然、私がやらせていただいております。今後とも引き続き国・県にやらせていただきたいと思います。

あれ、100万は何かなかったっけ。

○議長（水野秀一君） 機械。

○町長（江田文男君） 機械購入が100万円でいいんだよな。

〔発言する声あり〕

○町長（江田文男君） じゃ、私が間違えておりました。100万円じゃなくて50万円をお願いいたします。

それと、とにかくこの農業に関しては、国・県に関しては私がトップセールスをさせていただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 次に、……

○2番（富永 勉君） 最後、すみません。

○議長（水野秀一君） 終わっています。

○2番（富永 勉君） 分かっています。先ほど、今……

○議長（水野秀一君） 5回やっています。

○2番（富永 勉君） 分かっています。最後ちょっと締めさせて。

○議長（水野秀一君） それでは最後にならないですよ。5回で……。

○2番（富永 勉君） いや、お礼だけさせてください。

ひとつ、長々と質問させていただき申し訳ございませんでした。ひとつ取組についてよろしくお願ひしたいと思います。今後、取組に大いに期待したいと思いますので、よろしく願ひします。

以上、質問を終わります。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順2、7番、須藤浩二君、（1）町有地の利活用についての質問を許します。7番、須藤浩二君。

〔7番 須藤浩二君起立〕

○7番（須藤浩二君） 町有地の利活用について質問させていただきます。

質問の目的であります。現在使用していない町有地の利活用を推進するためでございます。

質問をしようとする背景や問題等についてですが、今の町予算では新規事業に取り組むことが困難である。そこで、現在、塩漬け状態の町有地を売却するなどし、財源を確保して新規事業に取り組むべきと考えるからであります。そこで3点質問いたします。

元病院跡地と閉校された2小学校は今後どのように活用するのか。

2点目、未販売状態の花火の里ニュータウンについてはどのように考えているのか。

3点目、グラウンドゴルフ愛好会から旧専売公社跡地に専用のグラウンドゴルフ場を整備してほしいとの要望が寄せられました。町としての考えはいかがでしょうか。

以上3点でございます。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目の旧病院跡地につきましては、現時点では活用予定はありませんが、担当課にて、どのような利活用が最適か、目下、検討を重ねているところでございます。

また、廃校となっている旧里白石、旧山白石の各小学校につきましては、校庭や体育館はスポーツ少年団や長寿会等によりスポーツ活動に利用されておりますが、校舎の活用はされていないのが現状です。

2点目につきましては、花火の里ニュータウン、現在35区画が未分譲となっております。販売が進まない要因としては、市場価格と比べて割高になっていることも要因の一つであると考えておりますので、販売促進のため、販売価格の見直しを行い販売していきたいと考えております。

今後の予定としては、不動産鑑定の結果等を地元行政区へ説明し、ご意見をお聞きしたいと考えております。

3点目につきましては、町においても多種多様な利用をしているため、整備する考えはございません。

以上です。

○議長（水野秀一君） 7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） 再質問いたします。

まず、1点目、病院跡地は現在考えていることは何もないと。閉校された2つの小学校に関しましては、グラウンドは使っているが校舎のほうは使っていないと。

まず、1点目のその内容ですが、再質問といたしましては、閉校された5年間で約2,000万強の財源を使って、あの2つの建物を維持しております。もうそろそろ結論を出してもいい時期ではないでしょうか、町長。地区の方と話し合いをして、今後、里白石、山白石小学校をどのような形にするのか。もう5年も過ぎたわけですから、ある程度の道筋を立てるべきだと思います。年間400万、黙っていれば10年間で4,000万のお金を失います。何も財源を生まないところにそれだけの予算をつける当町の予算はございません。ぜひ、もうそろそろ考えていただきたいなど。

それと、元病院跡地なんですけど、かなり立地のいいところに土地がございます。売却を考えて民間不動産屋さんなどで建売をやって、それで人口を増加する、移住者を迎え入れる、そのような計画は、町長いかがでしょうか。

2点目の再質問でございますが、35区画が売れ残っていると。今後は不動産鑑定をして価格を適正の現状の売買価格に直して売りたいんだと。地元の方と先般お話し合いをした経緯があると思うんですが、その結果どのような状況なのか、お教え願いたいと思います。

また、このニュータウンに関しましては、8番議員が4番目の質問で行っておりますので、ある程度お聞きして終わりたいと思います。

3点目のグラウンドゴルフ愛好会からの要望でございますが、先般、名誉町民となられました小川さんが、やはり戦後の激動の時代を支えてくれた、今存命であるご高齢の方の楽しみをつくってあげる、そのようなことを小川さんもおっしゃっていました。ぜひとも立地もよろしいです。あそこをグラウンドゴルフができる環境を整えて、ご高齢の方々の毎日の楽しみをつくってはいかがでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず、1点目ですね、旧小学校2つですね。これ、私が町長になって6年目でございます。その中でも何度か東京の方が現地を見に来たのは、私、議会でお話をしております。そういう中でも、やはり東京事務所、あるいはいろいろ営業へ行っていると、今、日本全国には約何百校というそういう校舎がございます。その中で50年前はあの建物でよかったんですよ、学校だけの建物だったんですよ。そして、道路も子供が通れる道路だったんですよ。ところが50年過ぎた今、物すごく使いにくい。2階、3階になると、当然これは高齢者は上れなくなるんですよ。そういう中で、やはり企業が見に来て手も引いてしまいました。

私、今年の初めの議会のときに、私は残り、あと2年ございます。この2年のうちに、当然、旧小学校、そしてこの校舎の建物とか小学校をどうするんだと、こういう結論を出ささせていただきたいというお話をさせていただきました。この旧小学校2校、グラウンドは確かに今利用されて土日祭日にはにぎやかでございます。この校舎、これは本当に近々判断しなければならないと思っております。これは同じ答弁になると思いますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。

あと旧病院跡地ですね。これは一時、昨年、石川さんの企業が使うというところまでいったんですが撤退されてしまいました。その中でも何人かは、あそこは絶対駄目だよという反対の方もありました。あれは町で持っていたほうがいいという反対だと思って私は認識をしております。

そこで、今7番議員が言ったとおり、これは当然町の財産ですから、不動産にかけて建売住宅も私はいいかんと思っております。当然、人口減のためにもなるし、やはり活性化にもなると思っております。これは、ぜひ検討課題とさせていただきたいと思います。

あと、グラウンドゴルフ、これは専売公社ですね。これは町には土地はあまりございません。町持っているのはJT跡地と旧病院跡地なんですよ、町で持っているのは。あと、ここら辺はほとんど借地でございます。花火の里ロードレース、花火大会、何々の催しは、あそこの駐車場がなければ大変なことになるんですよ。さんぎょうまつりのときもそうなんですよ。

それで、私、長寿会の方々と先月、お話をさせていただきました。そうしたら今のグラウンド、10月にも長寿会のグラウンドゴルフ大会がございました。100名以上いました。私、お話をさせていただきました。やはり年に1回か2回、こういう大会はぜひやりたいということだったんですよ。当然、私、応援させていただきますというお話をさせていただきました。

この場所を使いたいということなんですよ。やはり広々として、そこの今言っているところを買いたいというのは、私は今のところ聞いておりません。それで各リーダーの方々にもお話を聞きましたが、グラウンドでもいい、あるいは山白石旧小学校のグラウンドも水はけもいいから、ここを使っていきたいということで、年に五、六回やっているはずですよ。私も年に1回は最低でも参加させていただいております。そういう中で、町の駐車場とかいろいろ催しで使いたいので、今のところは考えておりません。

○議長（水野秀一君） 7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） 1つ目の質問の中の地元との話合い。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） すみません。昨年、地元と懇談会をさせていただきました。そのときは不動産鑑定をかけますよという了承はもらっております。そして、その価格で売り出したいということをお話しております。そういう中で2回目……

○7番（須藤浩二君） 小学校に関しての地元の話合い、閉校に向けた。閉校でない、今後の校舎の在り方についてです。その答弁。

○町長（江田文男君） ちょっと待って。今、担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、私のほうから答弁させていただきます。

1点目の旧里白石、山白石小学校の跡地利用ですが、里白石につきましては改めて区長さん方と話合いを持った経過は、ここ2年はございません。山白石につきましては山白石区長会がございます。7人の区長いらっしゃいます。継続で機会あるごとにお話はしておりますけれども、今時点で山白石も区長会としましても活用方法を見いだしているわけでもなく、町としても今現在は先ほど町長答弁したとおり、校舎自体の活用はしてございません。最低限、役場の物置化にはなっております。山白石区長会の見解としましては、端的に言いますと町に任せるとというのが一つの考えであります。

今後も、確かに先ほど町長答弁したとおりなんですけれども、町として今後もう喫緊の課題ではありますので、よく検討したいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） じゃ、3回目の質問とさせていただきます。

やはり早期に最低でも区長会との話合いを持っていただきたいなど。それで使えるもの、いわゆる体育館棟は耐震工事が終わっていると思いますので、体育館棟は、やはり引き続き町の防災倉庫やいろんな備蓄倉庫、一時的にストックするようなそういうものに対しての倉庫代わりには使えるんですが、やはり校舎はかなりの金額、維持するのにもかかります。ですから、その辺は早急にプランニングして結果を出すべきだと思います。ぜひとも検討してください。

あと、病院跡地でございますが、前向きな答弁ありがとうございます。やはり土地は使ってなんぼです。あれだけの土地を余らせてというか、置いておくのはもったいないです。それを民間売却して活用すれば、南側に進上路を造って、今のご時世ですと大体1区画50坪ぐらいなんですよね。そうすると、あそこ3区画ぐらい造れるんですよ。そうすると家族で来れば12人ぐらいの人口増にもなりますし、にぎわいも出ます。やはり町の中でございますので子供たちの声も聞こえるようになって、より明るくなるんじゃないかと思います。ぜひとも前向きにさらに検討していただきたい。

2点目の花火の里ニュータウンでございますが、話合いをして、今後よりよい形で、今住んでおられる方も納得されて今後売却につながるような、そういう両方うまくいくような方策を考えて実行していただきたい

たいと思います。ニュータウンに関してもですが、様々な意見が私のところに寄せられております。その中の一つに、あの区画は1つの区画が大き過ぎると。2区画を合わせて再編して3区画で分譲したらいいんじゃないかと。そうすれば今の若い人たちでも購入に手が届くような土地の単価になるのではないですかという意見もいただきました。

あと、やはりニュータウン内の公園でございます。公園で子供たちが遊べるような状況をもうちょっと考えていただきたい。

それと、夜間の防犯灯の状況。私も先般それを確認しに行きました。やはり大通りはいいんですが、そこから脇に入ったところが真っ暗である。夜出歩くのが不安という声も聞こえていますので、その辺も改善をしていくべきだと私は考えております。

3点目のグラウンドゴルフ場の関係でございますが、町長の見解としては町民グラウンドや山小を使って今後やっていけばいいんじゃないかと。でも、愛好会の方は旧専売公社跡地に専用の練習場が欲しいと。やはりその辺も今後、町長、考えていただければと思います。

以上3点、再質問をよろしくお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 1点目は、当然これは本当に分譲とか前向きに検討させていただきます。

2点目のニュータウン。当然、これ2区画を3区画にするといろいろありますが、それも今いろいろと検討課題だと思っております。

あと、公園、恐らく2つあると思うんです。それで1つはもう整備は終わったんですが、まだどのような公園を造るか、今度懇談会を開きますので、そのときお話を聞いていきたいと思っております。

あと、グラウンドゴルフ愛好会さんのその要望ですが、やはりあそこがなくなると本当に駐車場がありませんので花火のときは大変でありますので、今のところ現状のままでいきたいと思っております。

それと、私が議員のとき、あの周りに子供がいっぱいいるから、あの中に砂場を造っていただきたいという要望があったんですよ。かなりのお金かかったと思います。ところが数年後には、やはり邪魔だからということで砂場を撤去した経緯がございます。ですから、長い目で見ると今のまがいいのかなと思っておりますが、なお、担当課とか周りの愛好家、あるいは長寿会の方々とお話をしていきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） そうですね、今後グラウンドゴルフ愛好会の方や、あと私は思うんですけれども、町内というか、第一精機さんのほうでグラウンドがございます。第一精機さんの社長とちょっといろいろお話しする機会、商工会関係であるものですから、何か利活用方法があれば使っていただきたいと。その中の一つに、前出していたのはドクターヘリの着陸のヘリポート、そんなのでも使えるんじゃないでしょうかと、きちっとアスファルトをして使えるようにしてもいいんじゃないですかということを言っていたんですが、あそこをちょっと手入れすればグラウンドゴルフのコートにも十分できる広さでございます。その辺も利活用という観点で考えれば、近くに雇用促進のところにトイレもあるんですよね。ですから日陰となる休み場を造れば、あそこもグラウンドゴルフ愛好会とのお話し合いをして、いい結果が出ればと思うんですが、町長、いかがですか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず、ドクターヘリにも使えるかなという話ではありますが、これ、ドクターヘリの話でこの前出たばかりなんです。石川にできましたよね、昨年、ドクターヘリ。石川のほうからも、もしも浅川町でなければ、ぜひ使ってくださいということも来ていますので、ドクターヘリ、飛ばば何分で行っちゃいますから、ドクターヘリのことはあれであります、そのグラウンドゴルフ、一時、中根松のグラウンドにこれもお金をかけてやらせていただいたみたいです。ところが、この中根松のグラウンドも数年で閉鎖なんです。一時はかなり使ったと思いますが、それで、ある程度理由を聞けば、いや、遠いんですとか乗って行く車がないんですよとかそういうお話がありまして、中根松グラウンドも使わなくなった経緯もあります。

そして、ここ10年以内に、ああ、もっと過ぎていますかね、タクシーのところへ入った、大明塚のほうに向かった右左に空き地ありますよね。今どうなっているか。草がぼうぼうで大変な状況です。あそこも一時グラウンドゴルフの愛好会でありました。トイレも設置してありました。今はトイレ倒れています。ネット張ったのが恐らくその下にあると思います。そういう中でお金をかけて造りましたが、数年後で閉鎖中となると、やはりこれも無駄遣いになるのかなんだか分かりませんが、やはり長い目で見なければいけないと思っておりますので、ぜひ検討させていただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

次に、（2）新しい公園を造るべきの質問を許します。

7番、須藤浩二君。

〔7番 須藤浩二君起立〕

○7番（須藤浩二君） 新しい公園を造るべきについて質問いたします。

質問の目的でございますが、令和6年第2回浅川町定例会で質問したことの進捗状況の確認でございます。

質問事項でございます。新しい公園を造ることに関して、現在の町の考えと進捗状況をお聞かせください。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

新しい公園の設置に向けた現在の状況につきましては、財源の確保に向け、補助金や交付金等の活用事例等を調査しておりますが、すぐに活用できるものがないのが現状であります。今後も歩みを止めず、令和8年度からの第6次振興計画に一步進んだ形で記載したいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） そのような答弁をいただけたとは思いませんでした。令和8年度に向けて取り組んでいくと。そうしますと、来年度、令和7年度はどのようなことを考えて、時系列でいきますよね、その中で私ぜひやっていただきたいのが、町職員の若い人たちのプロジェクトチームをつくっていただきたい。どのような公園が浅川町にとっては一番いいのか。

6月の定例会で私、言いました。先ほど町長言いましたけれども、中根松グラウンドを活用して、親水公園なども併設して、キャンプなどでもできるような公園の理想的な土地であるということで申し上げました。それをやはり庁舎内でのプロジェクトチームをつくることによって、月1回程度話し合いをして、その実現に向けた活動をしていただきたいのですが、町長いかがですか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 私が考えていることを今言われたので、かなり進んでいるなと思っております。というのは公園だけではなく。この庁舎、体育館、公民館、小学校、やはりそういうのを全て直さなくちゃ、今現時点ではこの本町は大変なことになっています。ですから若い職員のプロジェクトチームをつくらなくちゃいけないと思っています。全くそのとおりです。私もそう考えています。これは令和7年度プロジェクトを今つくるように副町長にお話をしているところであります。まさか、この件について恐らくそういう須藤浩二議員に教えていたわけではないと思いますが、まさに私の気持ちを読まれました。確かに職員が仕事しながら、そういう公園、庁舎、小学校は片手間ではできません。プロジェクトをつくらなくちゃならないと思っておりますんで、いい提案をありがとうございます。前に進めていきたいと思っています。

○議長（水野秀一君） 副町長、加藤守君。

○副町長（加藤 守君） 私から補足いたしますと、公園ということばかりでなく、やはり町長おっしゃったように庁舎全体を考えていくそういったプロジェクトチームとなるか、組織的なものはまだこれからですけども、体制づくりというのは大事だと思っていますので、そういった体制づくりを整えて、こういう難題を解決していきたい、そんなふうに考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） 町長が別に夢枕に立ったわけではございませんので。7年度、期待しております。それで、できれば町長の行政報告の中で、逐一進捗状況をお聞かせいただければと思います。私も長年の課題でありますこの公園を造るということに対しまして、何とか早期実現に向けて頑張っていきたいものですから、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

あと、ちょっと一つだけ余談なんですけれども、昨日、行政報告で町長から聞こえるのかなと思ったんですが、養輪の件なんですけれども、もし議会閉会後でも諸般の報告で某運送会社の進出の件がどうなっているのかなと思って、それ最終日にでもちょっとお聞かせいただければと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） この公園、やはりただの公園でなくて TENT を張って泊まるとか、まさに考えは一緒だと思います。浅川町には今泊まる場所がございません。そういう中で、やはり大きな公園造って子供たちが遊べる、大人たちが焼肉やったりいろいろできる大きな公園が必要だと思っています。それにはかなりのお金がかかりますが、そして、またそれ、チームをつくって今後のことを課題にしながら進めなくちゃいけないんです。ありますが、この公園が本当に若い親御さんから子供たちからの要望来ておりますので、何が何でも一歩進みたいなと思っておりますので、今後ともご協力よろしくお願ひいたします。

○議長（水野秀一君） ここで、10時55分まで休憩いたします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時55分

○議長（水野秀一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、質問順3、1番、須藤孝夫君、（1）エアコンの設置状況についての質問を許します。

1番、須藤孝夫君。

〔1番 須藤孝夫君起立〕

○1番（須藤孝夫君） エアコンの設置状況について。

今年も記録的な猛暑でした。各地区集会所、消防屯所へのエアコンの設置状況について伺います。

昨年12月定例会で一般質問した件ですが、今年も大変な猛暑でした。各地区集会所、コミュニティセンターは、サロン、各集会、災害等の避難所など様々な役割があります。また、消防屯所においても、いつ起こるか分からない災害時の待機場所など大変重要な施設です。各施設へのエアコンの設置について伺います。

各施設のエアコン設置状況について、2番、各地区の負担がある集会所エアコン設置について、町の考えを伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、町内には各行政区の集会所が21か所あり、うち6か所がエアコン設置済みとなっております。また、14か所ある消防屯所につきましては8か所がエアコン設置済みとなっております。

2点目につきましては、町は公共施設に関する負担基準要綱に基づき、集会所へエアコンを設置する場合は総事業費の70%の補助をすることとしており、今後もこの要綱に基づき、投票所に指定されている集会所やサロンに使用されているものも含め、各行政区から要望のあった箇所から順次設置していく考えであります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 1番、須藤孝夫君。

○1番（須藤孝夫君） 設置状況については分かりました。昨年からどのぐらい変わっているのか分かりますか。

1番ね。

2番目、各地区負担がある集会所なんですけれども、区長が毎年替わるので継続的に話がなかなか進まないのと、今言ったように70%助成ですけれども、あとの30%、区も入れたいのはやまやまなんです資金面で断念している区があります。そんな中で町は70%なんですけれども、コミュニティ事業とか助成事業とか、ほかにないんでしょうか。入れたいのはどの区もやまやまだと思いますけれども、今言ったように区長が毎年替わる、継続的に話が進まない、あとは集会場の老朽化等々で入れられない地区があると思います。資金面でそのほか何かコミュニティ事業とかあればと思いますけれども、よろしくお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、答弁させていただきます。

議員さんおただしのとおり、近年の夏の状況は尋常でないのは我々職員も認識しております。各集会所のエ

エアコン設置状況につきましては、先ほど町長から答弁あったとおりなんですけれども、ここ2年間、令和5年度、令和6年度ですが、この2年間も今現在もですがエアコンの設置は進んでおります。

おさらいで言いますと、令和5年度につきましては袖山集会所に設置をいたしました。今年度ですが両町集会センターと山白石の多目的研修センター、こちらにもエアコンの設置をいたしました。

当初、町の考えとしましては、町内5か所、選挙の投票所がございます。その選挙の投票所お借りするわけなんです、そこを最優先で設置したいと考えて今回順次設置をしております。

それと、集会所なんです、実はその集会所が誰の持ち物かによって補助の仕方は変わってきます。大きく分けますと2通りございます。町が所有しているか、区が所有しているか。区もしくは個人のところもあるんですね、中には、あくまでも町が所有な場合には、今ほど町長答弁したとおり7割補助が原則となっております。行政区が所有もしくは個人の方、区内の地区内の個人の方からお借りしている場合もあるかと思うんですけれども、その場合には町の7割補助ではなく、議員さんおっしゃった宝くじのコミュニティ助成事業、こちらが該当になります。今回、東大畑の集会センターにつきましては、こちらのコミュニティが該当となっております。

今後も各行政区から要望があったときには、区長さんとよく話はするんですけれども、このことをまず分かってもらって、あと資金面のことも確かにあるんですけれども、町としまして今後引き続きこの7割補助は、今までの経過もございますので、なかなか改正するのは困難かと認識しております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 1番、須藤孝夫君。

○1番（須藤孝夫君） その7割補助というのを区で分かっていないところもあるかと思います。入れたいんだけれどもどうなっているんだべなとか、7割補助だったら入れようかな、もうちょっと区にとか住民に周知をしてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

次に、（2）少子化対策についての質問を許します。

1番、須藤孝夫君。

〔1番 須藤孝夫君起立〕

○1番（須藤孝夫君） 少子化対策について。

少子高齢化、人口減少は深刻な社会問題です。浅川町の少子化対策について考えを伺います。

質問とした背景、少子化問題は日本で起きている深刻な社会問題です。浅川町においても様々な取組がなされていますが、今後の課題と取組について伺います。

若者の移住定住、結婚、出産について町の考えを伺います。

2番目、同僚議員が前の議会でも質問したんですけれども、保育所の無料化について伺います。

3番、これも9月の議会で質問したんですけれども、夏休みのクラブ活動中の小・中学校のスクールバスの運行について伺います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、少子化の進行には未婚化、晩婚化や出生率の低下、さらには若者の町外への流出などが主な原因と考えておりますが、その背景には就業状況の変化に伴う結婚、出産、子育てに対する経済的負担感や、子育てと仕事の両立のしにくさなど様々な要因が複雑に絡み合っており、結果として出生率が低下し、少子化が進行しているものと考えております。

その対策といたしましては、子育て支援の分野に限らず、出会いや結婚の支援、子供を育てながら働きやすい環境の整備、多世代が交流する地域コミュニティづくり、地域の資源を生かした子育て世代にとって魅力あるまちづくりなど、分野横断的な取組を進めていくことが必要であると考えております。

国においては、出産育児一時金の拡充や児童手当支給対象者の拡充、本町においては、今年度、新たに出産祝金の増額、紙おむつ支給など子育て支援の充実に努めているところであります。

町独自の事業につきましては財政等の課題もございますが、国の施策の切れ目を埋めるような事業について今後さらに検討してまいりたいと考えております。

全国的において、少子高齢化、人口減少は深刻な社会問題となっております。一つの市町村の力だけでは打破できるものではありません。育児休業の取得やワーク・ライフ・バランスなど企業の協力も必要となります。町村会や県を通して、あらゆる機会に国の施策による後押しを強く要望していきたいと考えております。

2点目につきましては、今年の9月議会において9番議員さんから同様のご質問があり、令和7年度からの保育料無料化は検討させていただきますとのお答えをさせていただきました。町の予算は子供からお年寄りまで全ての町民に平等に使うべきものであると私は考えております。確かに私の公約では「子供を産み育てるなら浅川町で」と述べており、今まで様々な子育て支援の充実に図ってまいりました。石川郡内でも保育料の無料化を実施しているところはございますが、浅川町は、いましばらくは現在の3分の1の負担で実施していきたいと考えております。

3点目につきましては学校関係ですので、教育長より答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） では、私のほうから3点目のご質問にお答えさせていただきます。

9月議会でも須藤議員さんから同様のご質問があり、前回同様の回答となっておりますが、夏休み期間中のスクールバス運行につきましては大変難しいと考えております。中学校の夏休み期間中は、生徒一人一人様々な部活動や課外授業があり、日によっては部活動や課外授業の時間帯も変更されることがあります。そのため、生徒一人一人に合わせてスクールバスを運行することは大変難しく、現在のところは考えておりません。以上です。

○議長（水野秀一君） 1番、須藤孝夫君。

○1番（須藤孝夫君） 1点目ですけれども、国は異次元の少子化対策と名を打ってやっていますが、浅川町も異次元の少子化対策をお願いしたいんですけれども、令和5年、昨年、第1子、第2子、10万円、第3子、15万とあげたんですけれども、予算は取ってあると思いますけれども、ちょっと分かんないですけれども、相当少子化で子供が生まれていないというので、予算をもうちょっと出したらいんじゃないかと思います。

あと、結婚新生活支援助成金も、これも29歳結婚祝金ですね、この60万ですけども、これももうちょっと増額して異次元の少子化対策をしてはどうかと思います。

2番目の保育料無料化なんですけれども、今、町長言ったように2町村、平田と古殿ですか、無料化やっていますけれども、順次、今、石川管内も保育料無料化に進んでいくと思います。浅川町も、ぜひとも7年度から無料化にしては。今3分の1なんです、3分の1でゼロ円、その生活というか所得いろいろあって、まず1万600円の負担になっています、1人ですね。ざっと計算すると700万かそこら辺なんですけれども、その辺も何とかできないかと思っています。

あと、付随してですけども一時保育について。一時保育は、まだ浅川町は実施していません。あと病気の病児保育、これも実施していません。病児保育については、矢吹、西郷、中島、泉崎は、白河もですけども、白河厚生病院にある敷地内にある病児保育所があります。それが矢吹、西郷、中島、泉崎、白河と連携して病児保育の実施をしています。子供小さいのを朝連れてって熱出たと帰してもらって、うちに誰もいないときは、どっか休むかみたいなのがあるそうです。これもどういう形でしていいかはあれなんですけれども、ほかの地区は白河近いんで、白河厚生病院の敷地内にある病児保育所で預かってもらっているみたいですけども、そういう検討をしてもらいたいと思います。

あと、3番のスクールバスなんですけれども、夏休み期間中って20日ぐらいですね。ちょっと調べてみたら、1日7万ぐらいで140万ぐらいの支出になると思います。これも異次元の少子化なんで、本当に夏帰るのが暑くて大変だという子供もいるそうなので、何とか検討してもらいたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず、異次元の少子化対策ということで、この石川管内でも石川コン、これ5町村でやっておりますが、この石川コン、何とかして少子化対策のために子供を増やすためにやっておりますが、やはりこの5町村でも石川コンの集まりが申込みが少なくなっておりまして、かなり苦勞しているところでありま。やはり私たちも、この石川コンが大いに盛り上がれば、この浅川町からも独身者が一人でもいなくなるのかなと思っておりますが、いかんせん申込みが少なく大変苦勞しているところです。

あれ、この5町村でいろいろPRしてやっておりますが、やはり、いかんせん親御さんも言いづらいと思いますが、早く結婚しろとも、これ我々が言いづらいんですよ。言っちゃ今いけない時代なんですよね。ですから、やはり本人たちの強い希望、強い意志がなければ、ちょっと厳しいかなと思っております。

でも、この石川コン、5町村で年に2回、これは申込みが少なくても、お金がかかっても今後やっていきたいと思っております。少しでも少子化に歯止めをかけたいのは、これ恐らく日本全国一緒だと思っております。様々な検討をして何とかしたいと思っております。

そのほか、担当課より答弁させていただきます

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） それでは、3点目のスクールバスについてなんですけれども、今、議員さんから1台7万、20日ということで計算されたようですが、これはバスを出すとなれば中学校だけということじゃなくて、小学校でも部活動をやっていきますので、小・中学校でということになるかと思っています。それですから1台では

済まない、出すとすればですよ。

それで、そのときに部活の始まる時間が部活によってまちまちなんですね。朝ですと7時に到着するバス、8時に到着するバス、それから午後からの部活もあり、13時に到着するバスという3通りがあります。それから、帰りのバスも10時で終わる部活もあれば12時までの部活動もあります。それから、3時に終わる部活動もあるということで、それで、これはそれぞれの部活の時間に合わせるということはちょっと難しいというふう

に現在のところ認識をしております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） 議員さんおただしの、病気になったときに見る人がいなくて預けるという点ですけれども、確かに議員さんおっしゃるように白河方面だと白河厚生病院がそういうことやっているというところなんですけれども、うちのほうは圏域で言えば県中管内というところで、白河だと県南なんですね、圏域でいうと。うちはその県中管内では、確かにこういう事業を郡山の病院のほうでやるというものはあるんですけれども、なかなか浅川の人がそこで郡山に預けに行って仕事に行って、また郡山の病院に行くというのは非現実的だと思いますので、うちのほうとしてはその委託事業には参加しておりません。確かに郡山に近い須賀川とか、そういう県中の市町村であれば厚生病院に預けるような、県南の地方でやっているようなこともできるかなと思うんですけれども、今現在だと県中管内だと郡山の病院しかやっていないので、そののほうには委託の参加はしていないというのが現状でございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 1番、須藤孝夫君。

○1番（須藤孝夫君） 分かりました。

○議長（水野秀一君） 次に、（3）米価の高騰による今後の課題についての質問を許します。

1番、須藤孝夫君。

〔1番 須藤孝夫君起立〕

○1番（須藤孝夫君） 米価の高騰による今後の課題について。

質問の目的です。米農家さんのほうの対応について伺います。

質問とする背景。今年も猛暑により様々な業種でご苦労があったかと思います。農家にとっても夏の草刈り、秋の長雨による収穫作業の遅れ、大変困難でした。久しぶりに米価が上がり、ほっと一息かと思いますが、今後の米価の動向は注視しなくてはなりません。また、主食用米と飼料用米の価格差は、飼料米を契約している農家さんにとっては大変な減収になりました。浅川町のブランドである優味米ですが、米価高騰により作付面積が減少される心配があります。今後の町の考え、対応を伺います。

そこで、今年の主食用米と飼料米の価格差についてどのような問題がありましたか。また、来年の作付見通しについて伺います。

2、米価高騰により優味米の作付面積の減少が心配されます。消費者にも農家にも魅力のあるブランドにするために、どのような考えがあるか伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1 点目につきましては、令和 6 年度産の主食用米については、令和 5 年産の主食用米に比べて約 1.6 倍と高値になったため、例年に比べて飼料用米との価格差が大きくなりました。また、来年の作付見通しについては、今年の主食用米の高値により、飼料用米から主食用米への作付が増えると予想されます。

2 点目につきましては、浅川の優味米は化学肥料と農薬を半減している特別栽培米であり、健康志向や素材に関心のある方については魅力あるお米となっております。今年度からは復興庁の支援を受けながら優味米の認知度アップに取り組んでいるところであります。さらに魅力あるブランドにするため、生産者部会、夢みなみ農業協同組合と連携し、付加価値を高めて農家所得の向上につながるよう、町内外にその魅力を発信してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 1 番、須藤孝夫君。

○1 番（須藤孝夫君） 1 番目の飼料用米についてなんですけれども、今年はトラブルになったり契約廃棄になって、生産者がその違約金を弁償した例も聞いていますけれども、その辺、1 点ちょっと聞きたいと思いますのと、この飼料米の作付、今までだと飼料米と主食用米、大した差はなくて飼料米にするかななんていって飼料米にしたんですけれども、これだけ米が高騰してきたんで、全部がじゃないですけれども主食用米に相当移行するかと思います。その辺は県、国、町も野放し状態なのか、そういうことを言うとあれなんですけれども、飼料米を当てにしている畜産農家あたりのフォローはどうなるのかということもありますし、いかんせん全然値段が違うんで、相当飼料米をやめると思います。その辺の指導とかそういうのはどうなっているのか聞きたいと思います。

あと、優味米なんですけれども、言ったように米高騰で優味米も町から、アルムというんですけれども漢方の助成金半分と、あと 1 俵につき 300 円とか、つけていますよね。でも米の扱いというか農協の買上げは普通のコシヒカリと同じで、町の補助がある程度で、だから今町長言ったように肥料を随分控えて、米というのは、うんと取ろうとするとうまくなくなっちゃってくるんです、窒素分が多くなると食味が落ちるんですけれども、優味米はそういう点で窒素分から何から特別栽培の肥料だし、農薬もだし、みんなそれで制限しているんですけれども、米はどっちかという取れません。そうすると同じ買上げでいくと、もう普通の米でいいかなというようになっていくかと思うんで、さっき言ったように農家さんも魅力あるようにしていくのにはどうしたらいいか、また、販売のほうでちょっと話聞いたんですけれども、ネット販売などを PR していくような方法もあるかと思いますが、その辺よろしくお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 後で担当課より説明させていただきますが、本当に浅川町は基幹産業が農家でございます。農家が衰退すれば浅川町も元気がなくなってくるのはご存じだと思います。私も、もうかる農業ということをやっておりますので、農家のことは、とにかく最後の最後まで見守っていきたいと思っております。当然、販売についても後押しをしていきたいと思っております。

そのほかは担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 農政課長、関根恵美子君。

○農政課長（関根恵美子君） それでは、私のほうから補足答弁させていただきます。

まず、おただしのありました飼料用米についてなんですが、1点目の飼料用米の今年度米価が高騰したことによりまして、飼料用米をやめた方がたくさんいらっしゃったという件なんですけれども、令和4年度から令和6年度まで3年間で契約していた農家さんが、米価の高騰によりまして主食用米のほうに切り替えたいんだということで、主食用米のほうに切り替えた方がたくさんおりました。その方につきましては違約金を払ってまでも主食用米のほうにしたいんだという農家さんおりましたので、そういう方につきましては、違約金は発生しますけれどもという説明をさせていただきながら切替えていったところでございます。

また、2点目の飼料用米をやめる人が相当数出てくるというご指摘ですが、確かに浅川町も今年度の令和6年産米におきましては、主食用米の作付、昨年度より83.4ヘクタールほど増加しました。一方、飼料用米は81.2ヘクタール減っておりまして、飼料用作物のほうも4.4ヘクタール減少しております。大体が令和6年産米につきましては飼料用米と、それから飼料用作物から主食用米のほうに移行したのかなというふうに考えております。

令和7年産米につきましても、今年、主食用米が高騰したことと、それから米の品薄により、かなり早い時期から新米が出回ったことによりまして、また飼料用米のほうも段階的に国のほうも交付金のほうを下げておりますので、主食用米のほうに相当数流れるのではないかなというふうに考えております。

ついでに、飼料用米の専用品種のふくひびきとかべこあおばの種もみを注文している方以外は、相当数、主食用米のほうの作付のほうに流れるというふうに町のほうでも想定しております。

ただ、11月、先月、県の再生協議会のほうで説明会がございましたが、その中では需要に応じた生産販売に係る説明のほうございましたが、今月末にも県の再生協議会で、今度は生産の目安に関する説明会がある予定でございます。そちらのほうをよくお聞きしながら、それから国の動向を見ながら、来年の5月にまた行われます生産者との相談会ができるように、各関係者と連携しながら進めてまいりたいと考えております。

続いて、優味米についてなんですが、優味米につきましては、昨年度、漢方資材栽培米のほうから優味米というふうに名称を変えまして、今年度からまた新たに再ブランド化できるように取組を進めているところでございます。資材代につきましては町のほうから半分助成しておりまして、生産後につきましても1俵当たり300円助成しているところであります。また、農協さんのほうでも1俵当たり300円上乗せして買取りしているというお話は聞いております。

ただ、収量のほうは確かに落ちると思うんですが、最近の国の動向ですと、環境面からも温暖化対策からも環境に優しい農業のほうを推進しておりまして、近年ですと、その特別栽培の農産物や、それから有機農業と併せて取り組む事業に支援する内容がかなり多くなっております。今後は、どちらかといいますと、この特別栽培米に取り組んでいてよかったというふうに思われるような事業内容が多くなってくるのかなというふうに考えております。慣行栽培に比べまして確かに手間がかかって収量も落ちると思いますが、このようなトータルメリットについてもご理解いただきまして、町としても支援していきたいと考えております。

また、2点目のネット販売についてなんですが、漢方資材栽培米生産者部会さんのほうで基本的にはやってございますので、そちらの役員の方、それから生産者の方と話し合いを持ちながら今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 1 番、須藤孝夫君。

○1 番（須藤孝夫君） よく分かりました。

あと、返礼品で出していますよね、優味米ね。今までだとキロ幾らかですけれども、今度値段上がってくると15キロというとなんか幾らだっけな、かなりの値段というか、返礼品って3割なんで、15キロとか20キロとかではかなりの金額なんで、キロ数を小さくするか、値段の設定がこれからだと思うんですけども、その辺はどうでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、我妻悌君。

○企画商工課長（我妻 悌君） ふるさと納税の返礼品につきましては、おただしのとおり3割以内という制限がございます。お米の値段、昨年と比べてかなり値上がりしていますので、今回、返礼品につきましても、10キロ当たり2万2,000円の寄附に設定したところです。

なお、今後もお米の値段、よくチェックしながら寄附額の値段設定を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 1 番、須藤孝夫君。

○1 番（須藤孝夫君） 大変よく分かりました。これから来年の米価がどういうふうになるか分かりませんが、そんなに下がりませんので、役場さんのほうでも農家さんに周知して行って、よい方向に行ってもらいたいと思います。

以上で終わります。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順4、6番、岡部宗寿君、（1）保健センターのトレーニングマシンについての質問を許します。

6 番、岡部宗寿君。

〔6 番 岡部宗寿君起立〕

○6 番（岡部宗寿君） 私のほうからは健康センターのトレーニングマシンについてお伺いします。

質問の目的と背景などを申し上げます。

町民一人一人が、自分の健康は自分で守るんだという認識に立っての健康づくりを進めるため、健康センター内にトレーニングマシンが入っておりますが、町民からは土曜日、日曜日、祝日、夜間も使えたらという声が多く聞かれます。

センターでは今は町外の民間でやっている棚倉あたりだと思うんですが、そこのトレーニングセンターなどの施設を案内しているというのは、これは確かに致し方ないことかもしれませんが、これは何か違うんではないかと思います。やはり町でやってくれたら助かるということです。

多くの町民が運動し、また健康センターの職員のアドバイスを受けて食生活にも目を向ける、そうすれば生活習慣が改善され、町民が健康であるばかりでなく、行政の国保会計のみにとどまらず多方面に好結果をもたらすはずです。

令和4年10月号の広報あさかわに出された浅川町健康にここポイント事業も健康増進のために始めたかと思ひます。保健センターのトレーニングマシンの利活用、その他スポーツなど併用を促すためにアドバイスを考えるべきと思ひます。それらを踏まえ3点ほど伺ひます。

1点目、町でトレーニングができる場所はほかにあるのか伺ひたいと思ひます。

2点目、その場所ではインストラクターなる方がいるのか。いないとすれば、今後、起用予定はあるのか伺ひます。

3点目、他町村にあるトレーニングセンター、先ほど言ひました棚倉町へ案内するのは何か違ふと思ひますが、いかがでしょうか、伺ひます。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、現在トレーニング機器がある公共施設は保健センターのみでございます。

2点目につきましては、保健センターにインストラクターは常駐しておりません。保健センターのトレーニング機器については、教室等でインストラクターに指導を受け利用登録をしていただいております60代以上の方に多く利用されております。

過去の一般質問等でもおただしがありました、この土日の理由につきましては、まずは利用ニーズを図るために、1月から3月の間に試行的に実施する予定でございます。そのため、現在、対応可能なインストラクターを確保できるか当たっているところであります。

3点目につきましては、おただしの事業は民間企業と連携を推奨する県の補助事業であり、忙しい働く世代の45歳から55歳の方に対し、生活習慣病の予防・改善を図り、健康意識を高めていただくことを目的とした事業でございます。ルネサンス棚倉に委託をし、栄養指導や自分の自由な時間に専門的なトレーニング機器や、水泳、温泉等を利用できる事業となっております。約760人の対象者に直接通知を差し上げ、20名の申込みがあり、11月から1月にかけて実施しております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 6番、岡部宗寿君。

○6番（岡部宗寿君） 1点目は、保健センターでしかやれない。やっぱりせっかく高額な費用で購入したトレーニングマシンなんですから、これはぜひとも町民で使えるように。今回、先ほど言った1月から3月、ちょっと実施してやってみたいという町長の案、それをやっていただきたいと思ひます。

また、2点目のインストラクターの件ですが、今回、町での規模ですと、これトレーニングインストラクターという方が最適なんです。この方は実はトレーニングインストラクターによる様々な資格があるんですが、必ず必要な資格は要らないんですよ、実は。これは業者で機械とかを習ったり教わったりすればそれを教えてやって、それだけの仕事らしいです。でも、それにもしもっと難しい話になれば、スポーツインストラクターとか難しい話、これはもう切りも限らない話になっちゃいますんで、町でいうと、そこにいて、その機械に例えば挟まれたり、そういう人はなかなかいないと思ひますが、歩いて落ちちゃったり、そういうのを見るだけのあれだったら資格が要らないというのが現状らしいです。

それと、あと3番ですね。3番目は棚倉でやっているというところ、700人もいるらしい。これはすごいこ

とだと思います。これは全く民間であって、これは町でも世話すれば向こうでは大いにやってくれるのは当たり前です。これは必ずお金が発生すると思います。この辺は、行く人は自分の交通手段で自分で行って、きっとそこのライザップ、今言ってしまいましたが、ライザップとかなんとかという会社だと思うんですが、これはやっぱり行く人からいえば、送り迎えはちょっと分かんないんですが、その辺はやっぱり交通手段が大変だとか、その費用とかもあるので、町にある機械で、今これ私、町にある機械の話これからしますから、町長、その機械を使いたいという人の話ですんで、専門的に来た人はそれはそれでいいと思うんですよ、棚倉、町長ね。それで、今、町でやっている人は、昼の空いている時間とか、あと夕方とか、あと日曜とかやりたいと、これはとにかくこの利用したいという方が意見があるというのは間違いないんです。

あと、この下にさっき付随の中でちょっとしゃべったんですが、今回のやつは、これもご質問の内容の中にはちょっと入っていないんですが、今言っただけなんです、令和4年10月号に、福島県が実施する福島県民パスポート事業という中で浅川も参加して、浅川町健康にこにこポイント事業というのが始まったんですね、町長。これ1回だけ出ていますね、たしか。それで令和5年10月には健康増進講習会というのがあって、そして令和6年に健康指導士による運動器具の使い方って、これはたしか3回ぐらい、保健センターだよりでうちの広報あさかわに出ていたというのが、この3年間で3回出ていました。そのほうがあるものですから、これをとにかく町長、町民が健康増進につながるという事業ですので、せっかく今始まったんですから、運動してポイントがたまると、こんなすばらしい事業なんで、これを先細りとかじゃなく、もう少し広報で周知徹底してやって、町民に知らせてはいかがと思うんですが、いかがですか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） ちょっとこれ余談かもしれませんが、必要な資格は要らないと思います。今おっしゃいましたが、当然だと、そうだと私も思っております。私もスポーツの指導員の資格だと思ったな、何か私も持っているんですけども、いれば安心・安全なトレーニングができると思うんです。やはり自分でやると、もし事故起きた場合は、じゃ町はどうするんだと、こうなってきますから、いればそれに越したことはないと思っております。

それで、当然、町民の健康増進は私も大いに期待しているところであります。やはり健康であれば医者にもかからない。そうすると保険料も上がらない。全くそのとおりだと思っています。

それで、今、6番議員がおっしゃったとおり、本当に運動して健康増進を図って、にこにこポイントがたまると、町民が分からないということでありますので、当然、今、岡部議員が言ったとおりに広報で知らせたり、保健センターに何らかの形で教えていただくよう、そういう手だてはしたいと思っております。何よりも町民の健康増進を私は誰よりも思っていると思っております。

○議長（水野秀一君） 6番、岡部宗寿君。

○6番（岡部宗寿君） 先ほどのトレーニングインストラクターなんです、これは町長が言ったように本当に調べたら様々な資格があるんですが、必ず必要な資格は要らないということなんです、でもその中では利用者のニーズや体調、特性に合わせたトレーニングのメニューなどをつくる、トレーニングマシンの使い方を指導する、トレーニング中のけがや事故防止を防ぐための安全確保をする。やっぱりここで必要なのが、この保健センターで何で必要なんだという、食や生活習慣など広範囲で指導を行うという一石二鳥で、そこで保健

センターにもともとあるその機能をできる場所なんですね。だから、これをうまく使って、先ほど言いましたにここのポイント制、これを使ってぜひやっていただきたいと思います。

それと、町長、こういう質問は長々とやると町長に怒られますんで、最後ですよ、最後になりますが、こういう話もあります。町の役場に最近入ったんですが、ちょっと気がつかないんですが、この間まで実はあそこに血圧計があったらしいんですね。今でもきっとあると思っている人がいると思うんですが、それがいつの間になくなっていくというの、分かりますか。町長、分かりますか、血圧計。ちょっと待ってください、今、私独り言ですから。それがいつの間になくないです。それで、これも実は町民の健康管理には必要だと思いますが、町長の見解を伺いたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず、その血圧計は、なお私はあったと思いますが、もしなかったら申し訳ありませんが、すぐ担当課に調べさせていただきます。すぐ分かりますから。もしなければ、すぐ置かせていただきたいと思います。

あと、私が指名します。担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） それでは、私のほうから補足答弁させていただきます。

まず、血圧計の話なんですけれども、恐らく四、五年前まであったのかなという記憶はしておりますけれども、現在、役場の窓口にはありません。保健センターには常備してあるんですけれども、今後、補助事業とか、ちょっとそういう買えるメニューがあるかどうか調べまして、前向きに設置の検討をしていきたいと思います。

あと、おただしあったそのインストラクターの件ですね。そちらはまさに議員さんおただしのとおりで、特別な資格、今、様々な資格があるので、確かにうちの教室に来ていただいている先生にお願いするのも一つの手かもしれませんが、何せ健康ブームで先生方も忙しいというところで、なかなかつかまらないという部分もありますので、議員さんおただしのよう経験のある人、資格にこだわらず指導ができるような人、こういう方に今当たっているというところですので、また、でき次第、1月ぐらいから、先ほどのポイントの件も周知しながら広報していきたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○6番（岡部宗寿君） はい。

○議長（水野秀一君） 6番、岡部宗寿君。

○6番（岡部宗寿君） ぜひ町長、これ町民の健康増進のためですんで、ひとつ検討よろしくお願いします。

○議長（水野秀一君） 次に、（2）袖山地区の水道の件の質問を許します。

6番、岡部宗寿君。

〔6番 岡部宗寿君起立〕

○6番（岡部宗寿君） 袖山地区の水道の件でお伺いします。

我が町の水道水は県でもおいしい水だと思いますが、残念ながら袖山地区の一部では、いまだ、たまに汚れ

とかさびみたいなのが混じった水が供給されているとのこと。以前からこの件は問題になっていたと思いますが、いまだ解決には至っておりません。水道料金を払っている町民は、いつでもきれいで飲める水を使うのは当たり前だと思います。まだ何の対策もしていないのはなぜなのか、町長の見解を伺います。それらを踏まえ3点伺います。

1つ、いつからこの問題が出ているのか伺いたい。もうこれ久しくなります。いつからなっているのか。

2つ目、話を聞いた時点では町ではどのような対応をしたのか、今までどういうふうに対応をしたのか伺います。

3点目、もし本来工事が必要ならば、その間とか、それまでろ過装置とか、そういったものをつけてやるべきだと思いますが、その辺を伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、昨年末に袖山の細町地内において濁り水が発生しているとの苦情が1件寄せられました。

2点目につきましては、水道管内の濁りを排除するため、付近の消火栓で排水作業を実施いたしました。

3点目につきましては、付近での水質検査の結果、水質に異常は認められないため、給水世帯にろ過をするための浄水器などを設置する考えは今のところございません。

○議長（水野秀一君） 6番、岡部宗寿君。

○6番（岡部宗寿君） 1件目は去年からですか、いつからこの問題が出ているというの、去年からだったんですか。

○町長（江田文男君） 昨年6月。

○6番（岡部宗寿君） それまでは出ていなかった。私の聞き間違いなのかな。もう何年になりますかということと言われたんですが、忘れるくらい月日が過ぎておりますという、そういったことをその集落の人から言われました。

この水道水の件では、前にもやっぱり区長からも陳情が出されていると思います。これ袖山全般じゃないんです。袖山の奥なんです。通称、シラカワ家というのがあって、その並びらしいです。その奥のお話で、そしてそのときに、その袖山の人の話では、これは町長が言ったと言うんですけども、そのうち道路をやるから、道路を広くするときに水道も一緒にやりたいんだと、それまでちょっと待ってほしいかという話だったらいいですね。それ、どうなったのか、ちょっとそれもお伺いしたいと思います。

あと2つ目、もちろんこれ一軒ずつ回って調べたんだと思いますが、そのとき町でちゃんとこういう説明をしたのか、一軒ずつしたのか、話だけで終わったのか、その辺がちょっと問題なのかもしれませんが、ある人は、どうせ何もやってくれないと、これがその人らの言い分でした。その辺はちょっと残念ですが、その辺はどう思うのか。

あと、3点目です。濁ったりさびたり出てくるというのは、実はここが難しいと思うんです、町長。さっき出ていないからとか、ちょっと排水すれば直るんだとかと言っていますけれども、でも、実は浅川町にいる人で水道水を使っている人というのは、これ全部同じ水道料を払っているわけじゃないですか。仮にそういう水

が今でも出ているんだという話を聞いたときに、飲むのをちょっとちゅうちょしませんか。それはたまたま風呂に水を張るか何かするときのお湯を入れるときかなんか分かんないですけども、そのときに茶色く線になって出ていたという問題らしいんです。これ、もし自分の家だったらどうするかということを、まず町長、考えてやったほうがいいです。これは町民に対し不公平ではないでしょうかということなんです。

そして、ここがちょっと難しい話なんです、今、全国的に水道水の発がん性が指摘される有機フッ素化合物の問題、今出ていますよね、これ、町長。これはPFASというらしいんですが、これが今はその部落600人ぐらい対象で血液検査、これ町が金を払って血液検査させているらしいです。そういうものをもうやっている地区もあるので、これは前に建設水道課に聞いたときは、浅川の水は大丈夫でしたということを一回聞いていましたんで、これは大丈夫だとは思いますが、でも、やっぱりその濁り水とかそういった問題は、飲み水のことなんで、町で実は100軒も200軒もある話じゃないと思うんですよ、きっとあそこは7軒ぐらいかなと思うんですが、そのぐらいのところなんで、早急にその辺の対策もしてやるのが不公平ではないと思うんですが、町長、いかがですか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 道路に関しては、袖山地区は半分以上はできて道路は拡張しております。これはもう、かれこれ10年近くなりますかね。それから、細町の上のほうはまだやっておりません。そういう観点で私は近い将来、ここも拡張いたしますというお話はさせていただいているのは事実であります。

やはり、細町のほうに行く道路細いのは当然知っていると思います。車の交差ができませんので、いざとなったら災害のときにはやはり困りますから、その先も近い将来は道路を拡張したいと思っています。その際、もし下に下水道とか上水道があれば、やはりそれも一緒に直したいと言ったのは、それも事実でございます。

あと、当然、町民に対しては全て平等であります。水も当然であります。もし本当にそうやって濁っているのであれば、早急に対策しなければならぬと思っています。私のところに報告来たのは、先ほど申したとおり、昨年末に細町地内において濁り水が発生しているという苦情が1件寄せられたという答弁したとおりです。その苦情が寄せられましたから、やはりそれなりの濁り水の排除をさせていただいたというのは、先ほど答弁したとおりです。

あとは、いろいろございましたので、今までのことを担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） それでは、補足答弁させていただきます。

議員おただしのとおり、袖山地区の濁り水の件に関しましては、細町地区に関しましては町長答弁のとおり、昨年末にそういった苦情があったという記録がありまして対応いたしました。

対応の内容につきましては、その際は濁り水が発生しているという電話連絡を受けまして、町のほうでちょっと作業をします。排水作業、濁り水を抜く作業をしますのでちょっと様子を見ていただけないでしょうか、その後も解消できないようでしたらば、また連絡をいただきたいと思いますというような内容だったと記憶しております。

実は、その後も3月頃にも、もう一度、濁り水の苦情がありましたんで、その際にはその方と直接お会いをして状況等の確認をして、排水作業を実施したという経過が残ってございました。

また、大分以前からというお話もあったかと思うんですが、袖山地区、細町地区に限らず、森下地区から中ノ町地区につきましては、かなり古い話になりますけれども、平成20年代頃にはそういった濁り水の苦情がありまして、町のほうで夜間の排水作業ということをやった記録も残っております。夜間に水を使わないときに消火栓から大量の水を排水して濁り水を除去するということも実施いたしました。ただ、その後、道路改良工事に伴って、森下地区、それから中ノ町地区につきましては水道管の布設替えを行っております。26年に完成しております。

その森下地区、中ノ町地区につきましては、昭和47年頃に布設した古い石綿セメント管でございましたので優先的に更新いたしました。細町地区は昭和59年頃に布設した硬質塩化ビニル管というV P管なものですから、ちょっと順次、石綿管の古いものから町内で更新をしております関係から、ちょっと今すぐにとという状況ではないというのが現在の状況でございます。

濁り水の発生なんですけれども、こちらにつきましては袖山の細町地区に限らずいろんな地区で、頻繁ではございませんが、いろんな条件によって発生することがございます。具体的には、今年でいきますと大草地区でも発生いたしました。また今現在、下水道工事、町内で行っておりまして背戸谷地地区、それから蓑輪方面で下水道工事を行っております。これに伴って老朽化している水道管を更新しております。

こういった水道管の更新の工事の際には、一部断水をしたりして工事を行う関係から、どうしても濁り水が発生してしまうというような状況もあります。これにつきましては工事前に十分に町民の皆さんにご協力をお願いするというで、いろんな広報をしながらご協力をしていただいている状況でございます。

その濁り水が発生しないように、工事の後に町職員のほうでいろいろ排水作業するわけなんですけど、どうしてもその一部、濁った水がどこかに流れていってしまうというような状況もありまして、ちょっと袖山の細町地区につきましてはそういったのがちょっと多いのかなという部分は、町のほうでも最近認識しているところでございます。

それから、有機フッ素化合物の件でございます。PFOAとPFOSというのがあります。これを総称しましてPFASというふうに言われております。テレビや新聞等でもいろいろと報道されていますとおり、今現在、健康に被害があるのではないかとということで問題になっております。こちらにつきましては県の保健所からの指導などもありまして、今年の3月、それから8月に町でも2回検査をいたしております。その検査結果につきましてはホームページなどでも公表しております。暫定目標値を下回った検出限界値ということで、一番少ない、ないというような状況でございます。

以上となります。

○議長（水野秀一君） 6番、岡部宗寿君。

○6番（岡部宗寿君） いろんな様々な要因、分かりました。とにかくあそこ、浅川弁で言えば、おっ止まりという形で、あと今、大草の話も出ましたけれども、大草もやっぱりおっ止まり。おっ止まりはしようがないのかなといえそうなんですけど、でも、町長、町民の中には、やっぱり1億も2億も金残すんなら、例えばそういう家1軒か2軒だと思っで、そういうところにはやっぱり飲めるように、せめて蛇口のところにろ過器とか、そういうの、あったっていいんじゃないかというのも、一つの町民の声でしたんで、今回これ出させていただきます。

それで、あともう一つ、袖山の奥には水道管は行っているんですが、つい最近、ここ何年、3年か4年ぐらい前までは、あそこは防火用水にしていたという池があったんですが、ところが今、その池枯れちゃって防火用水じゃなくなっちゃったんです。なくなっちゃったんですよ。袖山地区には、じゃ防火用水のほかに消火栓ってあるんですかと言ったら、1か所、どこかあるらしいんですが、それは下手したら奥まで持っていくのは大変じゃないかという話も出ていますが、それも早急に今こうやれ、ああやれと言ったって無理でしょうから、町長が前に言われた道路拡張、今、あそこ町長分かるように、幼稚園バスもごみの収集車も、あそこに行くと、シラカワタイチさんところの入り口のところで回ってくるしかない、こういう狭い状況なものですから、地権者の話聞けば、ほとんどの方が同意しているみたいな話なんで、お金を残すのも、それ財政の中で厳しい折、町長も大変でしょうが、でも、そういった町民が困っていればそういうところに目を向けて、町長が言われたように、俺がやるんだからと言ったように、いま一度、町民に安心と安全を教えてやってください。

以上で質問を終わりますが、最後に町長、一言お願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 家1軒しかないから、あるいは片方が20軒あるから優先順位は変わるんだろうと皆さんと思いますが、私は全て平等ですから、家1軒であろうと都会であろうと、私は全く平等で今やっている状況にあります。当然、今言ったとおり、そのおっ止まりだからとか、どこどこだからとか、絶対そういうことはやっておりません。当然これ、細町下のあの道路狭いですから、道路改良は続けてやらなくちゃいけないと思っています。その際に下水道、水道も、もし直すところあれば、これはやらさせていただきます。

それで、もう時間なんですけれども、私、去年からこういうふうに関に訴えています。というのは今言ったとおりに我が浅川町は人口が今少なくなっております。そして、山岳地帯のほうは道路がものすごく悪いんですよ。もし国の補助がなければ、山岳部の道路とか農道とか絶対に優先的にやってもらえないんですよ。ですから、私、今、国に訴えているのは、とにかくこういう小さな町村が生き残るためには、そういうアクセス道路が大事であるというのを、今、国に訴えております。そうしなければ、自分のところのお金だけではやっていくことができません。国の補助がなければ、各山岳地帯は、まさに少子化になっていきます。子供たちも離れていきます。それをストップさせるためには、必ずそういう道路を全てインフラ整備を平等にやらせていただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） ここで昼食のため、1時まで休憩いたします。

休憩 午後 零時04分

再開 午後 1時00分

○議長（水野秀一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、質問順5、9番、会田哲男君、（1）不登校の現状と対応についての質問を許します。

9番、会田哲男君。

〔9番 会田哲男君起立〕

○9番（会田哲男君） 不登校の現状と対応についてお伺いいたします。

質問しようとする背景、経緯、問題等でございますが、2023年、令和5年度の小・中学校では、不登校は全国では30万6,000人以上、福島県は4,338人と、これまでの最多となっているのが現状であります。その要因は多様なものがあると考えますが、子供たちの進路、自立、将来人生を左右することとなる不登校への対応は、重要かつ重大であります。児童・生徒の不登校の根源を理解し、寄り添った伴走と対応、取組がさらに必要であり、さらに進めるべきと考えております。そこで伺いいたします。

1つ目として、浅小、浅中の不登校児童・生徒数の年度ごとの人数の推移をお伺いしたい。

2つ目として、それらの子供たちへの根源・心因への理解と寄り添い、伴走はどのように対応しているのか、お伺いしたい。

3番目として、不登校生徒のSSRの使用等の現状についてお伺いしたい。スペシャルサポートルームと新しい校舎のやつ、つくられましたけれども、その辺の取組内容をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順8、5番、木田治喜君、（1）不登校児童生徒の実態及び支援についての質問を許します。

5番、木田治喜君。

〔5番 木田治喜君起立〕

○5番（木田治喜君） 2人の議員といますか、重複する部分も質問等にあるかと思うんですが、重複した部分でも結構ですので改めての回答をお願いしたいというふうに思っています。

不登校児童生徒の実態及び支援について質問させていただきます。

平成29年に施行された義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律に基づき、各関係者において様々な努力がなされ、児童・生徒の社会的自立に向けた支援が行われてきました。全国的にも不登校児童・生徒数が増加の一途をたどっています。当町もあらゆる手段にて指導・支援をしていることと思いますが、不登校児童・生徒に対する基本的な考え方、実態、支援策をお伺いします。

1点目に、不登校の解消に向けて、現場、教育委員会、保護者等々の関係部署における実態把握に基づく改善への基本的考え方をお伺いします。

2点目に、当町の不登校児童・生徒数と、これは先ほどの9番議員とちょっと重なる部分があるかと思うんですが、生徒数と90日を超える割合、そのうち前学年から継続している割合をお伺いします。

3点目に、昨今、全国的に子供の数が減少しているのにもかかわらず、不登校の児童・生徒が増加している理由を町はどのように見ているか。なお、当町が該当していれば当町の理由も併せてお伺いします。

4点目に、令和5年3月に策定された不登校対策（COCOLOプラン）があることは承知していると思います。誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策です。改めてですが、目指す姿としての3推進項目と、あわせて当町での具体的実践項目をお伺いいたします。よろしくお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 学校関係ですので、教育長に答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） それでは、初めに9番、会田議員さんにお答えいたします。

1点目ですが、浅川町は小・中学校がそれぞれ1校しかありませんので、個々の学校の人数を申し上げることは、該当する児童・生徒が特定されることにつながり、保護者によっては特定されることを望んでいない、つまり、我が子が不登校であることを知られたくないという方もおられますので、具体的な数字は控えさせていただきます。

2点目ですが、不登校の要因はそれぞれ様々ですので、担任、学年教師、スクールカウンセラー、SSR担当教員などが本人や保護者との面談、場合によってはケース会議を開くなどして原因の理解に努めております。寄り添いにつきましては、小学校は登校時の学習の機会と場を確保するため、保健室や職員室、図書館を利用し、教員、または支援員が必ずつくようにして、担任が準備した課題学習に取り組むなどしています。

中学校では、SSRや保健室を利用しながら心の安定を図り、その生徒に合った対応をするようにしています。

3点目については、今年度のSSR利用者は10月末現在で延べ330回利用という状況です。

次に、5番、木田議員さんにお答えいたします。

1点目につきましては、児童・生徒の実態に応じた対応策を探り、チーム学校として、また、家庭や関係機関とも連携を図りながら、心の居場所を確保したり学習を支援したりしています。

2点目につきましては、不登校児童・生徒数は、9番議員さん同様、該当する児童・生徒が特定されることから、また特定されることを望んでいない保護者もおられることから、具体的な数字については控えさせていただきます。

90日を超える割合につきましては、中学校で不登校全体の3分の2となります。そのうち前年から継続している割合は、さらにその3分の2となっております。

3点目につきましては、増加している理由は諸説あるようですが、文科省の調査結果によりますと、以前は不安など情緒的混乱、次いで複合的な理由、そして無気力といった理由でしたが、近年は最も多い理由が複合的な理由、つまり、いずれの理由が主であるのか決め難いといった傾向になってきているようです。時代が変わり、家庭状況の変化、親子関係の変化など、そうした変化が複合的に絡み合っているものと考えられます。

4点目につきましては、COCOLOプランの要点を述べますと、学びの場の確保、チーム学校での支援、安心して学べる学校ということが述べられています。本町での実践事項につきましては、実態に応じた個別支援の充実、居場所を確保し学習支援と相談支援を行うSSRの充実、一人一人の学びを保障するICTの活用、以上を掲げています。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、会田哲男君。

○9番（会田哲男君） 1点目の不登校の児童・生徒の推移は、特定される、あるいは公表されるのを拒む保護者もいるということでお答えできないということでございましたが、これ学校と石川管内でもそうですけれども、強いていえば石川町ですね、中学校、小学校、幾つかあるかと思うんですけども、石川町の場合は今年の9月議会ですか、その中で小学生は3名、中学生が10名という形で公表してございます。子供が特定される、あるいは公表されることを拒む保護者がいる、これも分かります。しかしながら子供たちの中ではもう既に、

言葉が当たっているかどうか分かりませんが、周知されている面がございます。また、親御さんの中にも、片方では公表されて人数を言ってもらっては困るという方もいるかもしれませんが、その反面、一方、ちゃんと公にさせていただいて、ちゃんとした、より今以上の対策を講じてほしいと願っている親御さんもいます。

また、その不登校の子供さんのために、今、お母さんが仕事を休む、あるいは仕事を辞めるという方も現実にございます。そうした今の高齢者問題、あと少子化問題、いろいろ社会問題となっておりますが、この不登校問題、これも親御さんを含め子供は当然でございますが、当事者は当然でございますが、その親御さんを含め大きな社会問題になっているところで、今、国・県、あるいは報道機関等々も大々的にこの問題について公表し、取組を強めなければならないというような状況でございますので、この人数を特定されるということは、ちょっと違うのかなと思っております。

まして、福島県全体でも4,338人。私が令和4年度の一般質問した折に二千数百人でした、福島県は。それから2年余りですけれども、毎年700人近くが増えている状況でございます。これは福島県全体でということ、浅川町も当然、中学校、小学校、増えていると思っています。この現実を数字でもって、議会でありますんで出していただいて、それに対する対応をどうするかというのを、議会はもとより町民全体でその認識と対応をどうしたらいいのかということを考えていくべきだと思っております。そのためにも人数を、推移ですか、増えている状況を、ぜひお知らせ願えればと思っております。

それから、(2)番の子供たちへの根源・心因への理解と寄り添い、これをどのようにするかということで、担任あるいはスクールカウンセラー、あるいは養護教師と、あるいはいろいろな会議等をもって、前回もそうでしたが同じ答弁でございますが、そのようなことで取り組んでいるということでございます。

ちょっと私、この2番とは若干異なるかもしれないんですが、実は私もいろいろ親御さんとも話聞いたりしています。あるいは不登校の子供ともお話をしたことがございます。いろいろ取り組んでいることは、教育委員会として、学校として、いろいろその不登校の子供たちのために相談等をやっていることは承知しております。しかしながら、そのような相談等に出られる子供はまだいいんですが、学校の門自体を見ると、もう入れないというような子供もございます。

これは、その理由としては様々な理由がございます。先生と合わないとか、僕は一生懸命、私は一生懸命やっているんだけど、授業でも。だけれども、それを分かってもらえないとか、あるいは子供同士のいじめもございます。家庭問題等もあろうかと思えます。しかしながら、今の木田さんのほうからも出ていたCOCOLOプラン、この中では3本の柱でやっております。誰一人残さない教育が必要だということでございます。

今、学校を見るだけで行かれない、あるいは敷居が高くて入れないというようなことが現実にございます。これ、いろんな理由がありますけれども、現実にはそういうような子供がいるわけでございます。そうした中で、やはり学校に入るための垣根を低くする、バリアフリー化する、このようなことが必要かと思えます。そのために今のSSR（スペシャルサポートルーム）の中で、る対応しているということでございますが、そこに行けない子供、行ける子はまだいいと思うんですが、行けない子供もいるわけでございます。そうした中で、町としてまた別に、そのスペシャルサポートルームとは別に、町内にそれと同じような施設を立ち上げるか、あるいは退職した先生、あるいは教員の資格、あるいは精神的な関係の資格を持っている方を配置して、町の予算で今、不登校の児童・生徒が何人いるか分かりませんが、その何人かのうちの何人かでも来ていただける

ような学びの場を、あるいは居場所づくりを、ぜひ町として教育委員会として進めていただければなと思って
おります。ぜひその辺の取組についてもお伺いしたいと思います。

私、その件で石川町のほうに行って話を聞いてきました。石川町は今のモトガッコですか、その中に、そう
いうような居場所づくりをしまして、先ほど申し上げましたように小学校は3人、中学生10人いるという現状
の中で、今登録してそこに通っている子が8人ほどいるそうです。中には、そこから学校に戻ったという子供
もいるということでした。

そんな面から、私はもっと中学校の中にあるSSR、これは本当に重要だと思うんですけども、それをも
っと低い形で子供が行けるような場所の提供を町として、教育委員会として考えていっていただきたいと思っ
ております。

それで……

○議長（水野秀一君） 会田議員、大分長くなっておりますので。

○9番（会田哲男君） そうですか、はい。だったら申し訳ない。

今と違う形で、もう一步、あるいは二歩進んだ不登校の子供に対する取組をお願いしたいと。できれば民間
で、あるいは委託してもいいんですけども、そんな形で取り組んでいただければと思っております。その考
えをお伺いしたい。

あと、スペシャルサポートルームの活用について、お話、教育長から伺いましたが、スペシャルサポートル
ームのその中身ですね、例えば、あそこに来る子供だけ、その子供たちに対してスクールカウンセラー、ある
いは養護教諭、あるいは担任の先生等いろいろ相談に応じていると思うんですけども、それと違う、来る
子はまだいい。言葉の表現もあるんですけども、来てくれる子はまだいいんですが、それでも来れない子に
対する支援の在り方をぜひ考えていただきたいと思っております。それは先ほど申し上げました民間あるいは
町、公立でも結構なんですけれども、もっと町の予算を使って、この不登校に対する、子供の人生を左右する
ものでございますので、もう少し、もう一步進んだ取組をぜひお願いしたいと思います。その辺の考え方をお
伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） お答えいたします。

人数は私は申し上げておりませんが、いないということは言っておりません。いるということですね。私は
そういうのは隠したくありません。おります。そこから、じゃその子供をどうするのかというそういう話が太
事なんではないでしょうか。単に人数だけで判断するということじゃなくて。

その増えている状況を教えてほしいということですが、それは誤っています。中学校で言いますと増えてお
りません。昨年度と比べますと2名減少しています。ですから、そういう決めつけて増えていると、そういう
捉え方はしていただきたくないと思います。

これは、全国で30万人と、福島県で四千何百人と、そういうレベルの話でないと思います。私は違うと思
います。やっぱり浅川町、こういう小さい町で、小学校1校、中学校1校というところで、これは人数は私は述
べるわけにはいきません。特定されます。

それから、SSRに入れないということですが、それは私も今、SSRに入れない生徒たちをいかにして来

てもらおうかということは、それは課題だと思っております。

それで、ただ、いろんな例がありまして、お母さんが昇降口まで連れてきて、昇降口で担任の先生が待っていて昇降口で受け入れて、そしてＳＳＲまで連れていくというそういう生徒もおります。ですから入れないとか、門が閉ざされているみたいなそういう言い方をされますと、私も大変困りますね。

このＳＳＲですが、２年前に立ち上げましたが、２年前は県中地区で160校、小・中学校あるうちで4校しかありませんでした。そこに浅川町が名のりを上げて、そして当時は空き教室を利用してＳＳＲを立ち上げました。そして、昨年度は、私、県に強く要望しまして、1人専任の教師を配置してもらいました。去年、今年と専任の教師が配置されております。ですから、ＳＳＲは私は先駆的な取組だと思っております。

確かに課題あります。今、じゃ入れない生徒をどうするか、それは課題でありまして、今後、方策を考えていかなければならないと、あるいは根気強く対応していかなければならないということ、それはありますが、ですから、このＳＳＲ、これは新築校舎にもう最初からつくってありますんで、ほかの学校は空き教室を利用してＳＳＲをつくっていると思うんですが、もう最初から新築校舎に設計に入れましてつくりました。こういう学校はないと思います。ですから、このＳＳＲをもう少し見守っていただきたい。これをもっともっと充実した、生徒たちにとって居場所のいい教室になるように今後考えていきますので、すぐに町としてほかに適応指導教室をつくるというそういう考えは、もちろんあると思いますが、ちょっとＳＳＲについては私は別名校内フリースクールと、そういう呼び方をしております。学校外ですけどもね、普通はね、校内フリースクールと、そういう言い方をしております。

石川町の適応指導教室も1年目は入る生徒はおりませんでした。私はそれは聞いております。立ち上げてすぐは入れません。それを粘り強く説得といいますか相談して、そして徐々に足が向くようにということで、今はいるということですね。ですから、このＳＳＲ、さらに充実させたいと思っておりますので見守っていただければと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、会田哲男君。

○9番（会田哲男君） 教育長さん、私、門を閉じているとか、そういうことを私は申しませんよ。教育長さん、今、学校が門を閉じているようなことを私が言ったようなことで答弁ありましたけれども、私はそういう意味に取ったんですが、そうじゃなくて、私は門が幾ら低くても、それでも行けない子がいると。それに対して何とかしてほしいということが私の願いでございます。それで、そういうような意味で私言ったんですが、教育長さんはどういうふうにとったか分かりませんが、また私は門を閉じているとか、あるいは人数を言うことによってどうのこうのという、そんなことは私は言っていない。ただ、教えていただければ人数を教えていただきたいと。まして、今、石川町のことを言いましたけれども、10人、あるいは3人ということを行っている状況もある中で、今ぜひ教えていただきたいということで聞いたんですが、ただ、教育長さんは、やっぱり特定されてしまうということでそれはできないということでございます。それは分かりました。

ただ、私、なんでこんなふうな質問をしたかということ、本当に実際にいるんですよ、ＳＳＲにしろ、その対応をしたにしろ。ＳＳＲの前に２年前から空き教室でやったということも、私は前の質問のときにそんなことを聞きました。ですから本当にいいことだと思っていますよ。

ただ、やはり行けない子供、本当に1時間でも行けない子供、この子に対する対応をもうちょっと、一生懸命やっていたらいいことは分かっているんですが、それよりももう一歩進めて、今、教育長さんからありましたけれども、学校以外にも行きやすい場をつくってもらうような形を進めていただきたいなど。今、見守っていただきたいということでございますが、SSRをもっと充実、活動を充実させていくという答えでありました。それはぜひお願いしたいと思います。

ただ、そういうふうな町として、それ以外の、本当に難しい、本当に行けない子に対する支援を、どんな形か私は分かりません。今のところ、本当、私ははっきりした答えは分かりませんが、学校外の居場所とか、そういうようなことも必要かなと、それも一つかなと、前進させる一手段かなと思って私はお聞きしたんですが、ぜひその辺の学校として、今何人いるか分かりません。多少数人はいると、前の一般質問のときは数人はいるというような答弁でございました。その数人が増えないように、今2人の方が減ったというような話でございますが、より以上に、もっと不登校になる子供が出ないように、あるいは不登校になりそうだなという状況を、子供一人一人の状況をつかんでいただいて、より、さらなる取組をお願いしたいということです。

それと、今、GIGAスクール関係でタブレットを使って、ある学校では毎朝毎朝の子供の健康状態、あるいは悩み状況などを聞いて、それを全教職員、学校職員がそれをつかんで授業に当たるというような取組をしている学校もあるようでございます。私は浅川町も個人個人タブレットを持っているわけでございますので、その辺の活用も必要かなと思っております。事前に一人一人の子供の状況、精神状態等をつかんで、授業なり、あるいは学校生活を見守っていく、そして、不登校の前兆をつかんで、学校内で皆さんで共有して事に当たっていくというような体制づくりも必要だと思っています。その辺の今後の取組について再度お聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 最初の質疑で9番議員は、もう一度確認させてください。もし間違えたら大変なことです。子供たちに不登校を周知されているというのは、本当にそれ、どこの情報でしょうか。本当にこれ子供たちに不登校を周知しているのか。これだけちょっと確認だけさせてください。私は今、そういうふうにつけて今メモしましたので、これが本当であれば、ちょっと次の答弁が変わってくると思います。どこの情報か、本当なのか。

あと、不登校が増えているという言葉も最初使いましたよね。でも、確かに中学生は減っているんですよ。ですから増えていると言うと、小学校も中学校も増えているように捉えますので、とにかくそういう不登校とか、どこにも出て歩けない子供とか、例えば障がい者とかそういうのは、本当に言えることと言えないことが私はあると思います。そういう言葉を使うと困る人も出てくるのは確かだと思っておりますので、今言った2点だけ確認させてください。

○議長（水野秀一君） 9番、会田哲男君。

○9番（会田哲男君） 子供たちが不登校の子供のことを周知しているというふうなあれですけども、周知という言葉がちょっと私、間違ったかもしれませんが、学校に通っている子供の中では、ある程度、子供同士では何人くらいいるとか、そのことは分かっているという意味で私は申し上げました。この周知という言葉が不適切であれば訂正して、子供たちの中では不登校の子供が何人ほどいるとかということは分かっている状況だ

という意味でございます。

あと、今、町長から、もう一つありましたね。2つ目、それをお聞きしたいと思います。

今、中学校は減っているということでございます。私はそれを聞いて安心しました。というのは、私は増えている状況と申し上げましたのは、この浅中ばかりじゃなくて全国あるいは福島県でも増えている状況です。本当に福島県では、先ほど私申し上げましたように毎年600人から700人ぐらい増えています。そのような状況の中で浅川町でも増えているんじゃないかというような意味で私は申し上げた次第でございます。誤解があったら大変申し訳ありませんでした。

○議長（水野秀一君） 町長、よろしいですか、それ。

教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） 昨年度と比べて減っているという、これ事実です。現在のところの人数で言いますとね。これはSSRのせいだと私は思っていますし、校長もそのように述べております。

それから、SSRにも行けない子供、先ほども申しましたように、これは課題として今後そういう子供も足が向くように、それは努力していかなければならない。ただ、なかなか厳しいところはありますけれども、そう簡単にこうすればこうなるというものではありませんので、これは。

学校以外の居場所ということ、お話ありましたけれども、これはなかなかすぐには難しいと思います。ようやく文科省も県教委も動き始めまして、文科省も、こども家庭庁によって地域のNPO法人、あるいは民間施設、医療機関などとも専門の支援員が中に入ってつないでいくというようなこと、これを考えているということで、それから県教委も対策を打ち出しておりまして、最近の情報では民間団体を巻き込む検討もされているということで、これは学校以外にそういう居場所をつくるということは、学校とか教育委員会が先頭に立ってやるというよりも、そうでなくて、これ文科省も県教委も、今、民間団体を巻き込むようなことも考えてやっていきたいということを打ち出しているんですね、今、文科省も。もうこれ学校だけに任せていても、学校だけでも容易でないだろうということは確かにそのとおりなんです。ですから文科省も県教委もいろいろ方策を今打ち出してきているところです。つまり社会全体で考えていかなければならないということなんです。学校だけにということじゃなくて社会全体でも考えなければならぬ、そういう段階に今入ってきているということですね。

過日、11月24日の新聞、民報新聞でも、県は市町村、社会福祉協議会、NPOなどの関係機関と連携して、対策と支援を一体的に当たる体制をつくっていくと。社会全体でこれ考えていかなきゃなんないんですよということですね。

あと、タブレットにつきましては、いろいろ今、実際、部分的にはやっているところです。ただ、これはまた不登校だけの問題ではなくて学校全体の不登校以外の部分も入ってきますんで、タブレットにつきましては検討していきます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、会田哲男君。

○9番（会田哲男君） るる、今、教育長、町長からいろいろお伺いして、一生懸命やっていたいただいていることは分かりました。しかしながら浅川町は、それ去年よりは減ったということでございます。これがもっともっ

と減る、ひいては不登校児童・生徒がいなくなるような取組、これをぜひ今まで以上に一歩でも二歩でも、いろいろあると思うんですけれども、タブレットの問題とか健康ソフトを使ったり、いろんな問題、いろんなやり方あると思います。あるいは民間との協働でやっていくとか、県のほうでも打ち出した、そのとおりですね。

そういうようなことで、ぜひ何しろ私がお願いしたいのは、今ＳＳＲに行っている方、子供、あるいはそこに行けない子供、もっともっと学校に戻っていけるような仕組みづくりをぜひご検討いただきたい。

また、今、教育長さんからあったように、私も最初で申し上げました。今、社会的な問題でもありますし、社会として支えていかなければならない状況であります。そんな面からも、ぜひ町一体となって、この子供たちのために、より一層の一歩でも二歩でも不登校が減る取組に前向きに取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。その点について前向きな姿勢での答弁をお願いできればと思います。お願いいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 当然、ひきこもりあるいは不登校をなくすのは、誰でもそう思っていると思っております。特に今回、中学校の新校舎でＳＳＲ（スペシャルサポートルーム）をつくったのもその一歩ではないでしょうか。そして、さらに専門の先生を呼んだのも一歩も二歩も前進じゃないですか。ほかの学校でその専属が全員いるわけではないですよ。それが今の教育、浅川町の教育の本当に一歩も二歩も前進した行動だと思っております。誰一人も取り残すことなく教育は受けて当たり前だと思っております。私も今後も全力投球させていただきます。あとは教育長に答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） 前向きに取り組んでいるところです。ほかでやっていないこともやっておりますので、ですから、まだそれでもなかなか学校に行けない生徒さんがいるということ、これは課題であると捉えておりますので、ここは何とかしなくちゃならない、そういう思いでおりますので精いっぱい取り組んでいきます。

○９番（会田哲男君） よろしくお祈りします。

○議長（水野秀一君） 次に、５番、木田治喜君。

○５番（木田治喜君） ９番議員さんとのやり取り聞いていて、私、なんか質問しづらくなっちゃっているんです、非常に。それで私のほうは、なぜこういう質問をしたか。浅川の実態は分からないからです。ただし国とかなんか、ほか福島県も含めて全体的な流れはこうなんですよ、ああなんですよというのがマスコミ等を通じたりネットを通じたり、いろんなところで目にします。それで令和６年１０月３１日に、令和５年度児童生徒の問題行動・不登校生徒指導上の諸課題に関する調査結果というのが出ました。これを見まして、３０日以上、これが不登校の定義だということなんですが、３０日以上登校しない不登校児童・生徒数は過去最大の、先ほど９番議員からもありましたように３４万６,４８２人となりました。前年度より４万７,０００人強増えたということで、伸び率は１５.９％増えているということで、１１年連続で増えているんだということが報告されました。

これで、じゃ我が町はどうなんだろうと。これ当然ですよ。我が町はどうなんだろう、実態はということでご質問させていただいてます。教育委員会なり教育長さんなり町長さんが、この不登校に対して何もやっていないんだというようなことを前もって言っているわけじゃないんですよ、実態がどうなんだろうということで、先ほど来から私の質問した４つの質問のうち、不登校の解消に向けた実態把握に基づく改善の基本的考え、

これもちょっと簡単にご説明いただきました。それはそれで主観ですからよろしいんだと思います。

それで、当町の学校児童・生徒数の不登校の実態、それから90日というのは、これは90日を超えると専門の指導とか何かをしなきゃならないというふうになっているんだと思います。それで90日ということを知りましたが、これ、先ほど何か教育長さんが答えたのは、ちょっと違う意味で取ったのかなというふうに思ったんですが、この不登校児童の30日という定義の中で、それ以上に90日以上登校していない子供たち、児童・生徒はいますかということを知って、なおかつ昨年度より継続してそういう状況なんですよというのを割合を知ったんですね。

だから、先ほど来からちょっと出ていますけれども、誰々を固定すると、個別に判断するとか、何人かというとか分っちゃうとか、ここはあくまで議会ですよ。現状分らずして、先ほど今年は2名減りましたよと声高に言われても、元が分からなきゃ私たち判断のしようもありません。それが人数を伏せておくんだということが町の総意であれば、町の総意ですよ、であれば私は致し方ないというふうに考えています。ただし、現状を把握するには、何名ぐらいいたから、それが何名になって減っているんですと。そのための努力がこういうSSRとか何かを使った努力の結果なんだというんだったら説得性あるんですよ。自然減の中で2名が減ったとかなんか我々言っているわけではなくて、その活動そのものを悲観している部分でもなくて、反対しているんでもなくて、あなたたち、何もやっていないんじゃないかというふうなことを元から言っているわけではないんです。現状把握をしたいがために私は質問しています。そこのところだけを言っていたきたいなというふうに思っています。

それで、ちょっとなんですけど、先ほど9番議員に対して社会全体で見るんだということです。当然そうなんです。保護者、それから地域、学校の先生、専門家、いろんな方たちが、みんなして子供たちの教育に対して携わっていく、これが必要な時代になってきているんだろうということだと思います。そのためには現状を把握しておかなかったら駄目でしょうと。元はそこなんです、私は。じゃ言いづらいんだったら本当に2桁なのか1桁なのか、それだけでも構わないですよ、現状がこうなんだと。だから今後こういうことをやっていて、どんどん少なくして、最終的には究極で言えばゼロにしたいんだということであれば私も理解します。ただ現状分らずしては、同じような質問を前も同僚議員からあったと思います。だけれども、そのときも答えられないというような回答がありました。私も、ちょっと舌の根も乾かぬうちに同じ質問をさせてもらっているんですが、本当に申し訳ないですけども、そういうふうな考え方で今回は質問させていただきました。

それで、全国的には、よろしいですか、いいですか。

○町長（江田文男君） いいですよ。

○5番（木田治喜君） 全国的には増えているんだということが分かりました。それで増加している理由なんですけれども、この増加している学年、これは小学校1年から中学3年まで満遍なく増加しているということです。特定のところが増加しているわけじゃなくて、じゃ、どんなことが原因で、40人学級にすれば平均で1.5人ぐらい。これは福島県のあれですけども、45人学級で1.5人ぐらいの不登校児童・生徒がいるんだということが福島県の福島民報ですか、何か載りました。そういったことがあったということで載っている。

それで、増加理由として、登校を無理強いしない保護者が増えた、逆に物分りのいい保護者が増えた、そのために不登校になったと、そういう理由。それから、特別な配慮が必要な子供への学校側のサポートが不十

分であること、これは浅川町のことを言っているわけじゃないですよ、全国的に見てです。全国的に見て、そういったもののサポートが不十分でしたよということが背景としてあるんだろうということです。

そこで、再質問として、冒頭の質問はいいです。答えられないなら答えられないで結構なんで、そこは構わないです。当町の不登校児童・生徒に対してきめ細かい対応をされているとは思いますが、今までの回答を聞いてもそうだと思います。ただ、そのとき、面談等を通して当町不登校児童・生徒から教員に相談があったとき、なぜ不登校になるんだろうという調査結果があれば、その辺の具体的内容をちょっとお聞かせ願いたいなというふうに思っています。よろしくお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 人数を言わないのは町の総意ではございませんよ、これ。町は、あくまでも学校の教育委員会でございます。町がいかにも言わないわけではございませんので、あくまでも答弁はみんな、いいですか、教育委員会ですからね。いかにも町が伏せているみたいな、今、捉え方ですから。

あと、ここは議会ですと言いましたよね、ここは議会。議会だと全てこれ、個名から人数から、全てこれは申してもいいところなんですか、議会は。そこだけ議長、ちょっと判断してくださいね。本当にそれ、恐らく今人数言うか言わないかちょっと分かりませんが、いいですか、そしてその人数、ここは議会だから全て何でもお話をするというのを私は今捉えましたので、ですから町の総意ではその人数は言うなとか、言っていたきたいとは言っておりません。これ、あくまでも教育委員、教育課ですからね。ですから個名とか、あるいは議会だから何でも全て言っているのか、まず、これ暫時休議しても何でもいいですから、ここだけはちょっとはっきりしていただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 町長の話、それから後で質問に対して。

勘違いされているのかも分かりませんが、私、個人情報を開けっ広げに言ってくださいとは言っておりません、私は。議事録、音声見てもらえば分かるのとおり、私はそれがいけないんで答えられないというのであれば、1桁なのか2桁なのかでも結構ですよという話をしているはずですよ。何名という個人情報分かるんでしょうか、逆に。私、分かりません。私は子供もここに住んでいません。孫もいません。分かりません。小学校、中学校、関わりがないんで、今のところ。分からないから何人と言われたら、ああ、あそこあそこあそこあそこの人が不登校だと私、判断できません、私は。私ですよ。個人的にはそうです。

町の総意ではないということは分かりました。これは理解しました。教育委員会の総意だということ、これは分かりました。町でそういった人数を出さないんだというようなことではないんだということは今理解いたしました。それはそれで理解しましたんで。

私は別に個人情報まで、議会だから何でもかんでも、例えば変な話ですが、あそこの世帯は非課税世帯なんだとか、そういったことを個別に分かるようなことを私は言ってくださいと言っているわけではないんです。じゃ何名と言ったときには個人を識別できるんでしょうか。私は逆にそちらのほうの問題かなというふうに逆に思っているんですよ。私は識別できません。どこのうちのどこの息子がどうだとか娘がどうだとか、またそこに考えを持っていくほうがおかしいんだ、私は持っていきません、そういうことは。全体的な数字としか捉えられません。私はそういう考え方です。特定しようとも思いません、私はそんなことは。私はそういうふうな気

持ちでやっていますんで、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 教育長の答弁は、何名ですかと言ったら数名と言っていますよね。違いますか、これ。

○教育長（真田秀男君） 言っていないです。

○町長（江田文男君） 言っていない。

○議長（水野秀一君） 言っていない。数は言っていないです。

○町長（江田文男君） じゃ、取り消しましょう。

それで、最初ここは議会ですと言いましたよね。議会だから何でも言ってもいいよと私はそう捉えました。

○5番（木田治喜君） 町長、違うんですね。ちょっと副町長、意見聞かせてくださいよ、そこに対して。

○町長（江田文男君） 指名するのは私ですので。指名するのは私ですから、全部学校関係ですから教育長に答弁させていただきます。

〔「議長、議事進行」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） この状態では議会と言えない。やはり整理して、一度暫時休憩して、それでもっとしっかりした議会にしましょう。

○議長（水野秀一君） ここで暫時休議いたします。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 2時10分

○議長（水野秀一君） 再開いたします。

ここで、議会運営委員会の協議の結果を議会運営委員長から報告させます。

議会運営委員長、岡部宗寿君。

〔議会運営委員長 岡部宗寿君登壇〕

○議会運営委員長（岡部宗寿君） 先ほどの件に関して、議会運営委員会、先ほど開きまして、その結果を申し上げます。

議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

先ほどの木田議員の質問は個人情報の回答を求めたものではなく、あくまでも人数の回答を求めたものであります。また、回答できない場合は結構とも述べていました。よって、執行部は人数の回答ができれば人数の回答を、回答できない場合は人数についても回答しなくてもよいものと判断しました。

以上です。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） ありがとうございます。

それでは、先ほどの木田議員さんのご質問にお答えいたします。

まず人数の件ですが、SSRもせっかくなのでいい傾向になってきております。学校への評価、誤った評価をされると困るということもありますので、先ほど木田議員さんから1桁なのか2桁なのかというそういうお話もありましたので、具体的な人数は申し上げません。先ほど申したとおりで1桁です。小学校1桁、中学校1桁ということです。一応これについては全国的には何%というのはもう出ているかと思いますが、それを下回っておるというそういうことです、中学校についてはですね。

それから、なぜ不登校になったのかという理由につきましては、これはいろいろ理由はありますが、一つ一つ、一人一人にこれは申し上げるわけにはいきません。1桁ということであれば、これ理由を言えば、それこそ特定されることにつながりますので、それは申し上げません。木田議員さんはご自身は特定できないとおっしゃっていましたが、中学校の保護者にすれば特定できますからね、これは。誰か誰かということになりますので、これは申し上げません。議員さんは特定できないでしょうけれども。

あと、ちょっと付け加える形になりますけれども、この人数の公開につきましては京都府で情報公開審査会というのがありまして、高校ごとのその不登校の人数を公開すべきだということに対して、その高校が公開しなかった。これは結論を言いますと、学校の不登校の生徒数を公開しますと、人数が限られてきて個人が特定される可能性が高くなる。可能性が高くなるということです。

それから、その理由につきましても、特にこれはこの高校の場合ですよ、神経症的傾向が理由である場合には、通常、本人にとって他人に知られたくないと望むことが正当である、こういうこともありますので、やはりそこは私は具体的に述べてはならないというふうに解釈をしております。当事者にとってどうなのかというそこまでやっぱり配慮すべきであると思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） お騒がせしましたということになるのかと思います。もちろん今、教育長さんから報告ありましたとおり、私は逆に言えば、こういうことで、こうこうこうだからあれしないんだと。ただし、私は人数では特定できないというふうに考えてはいるんですが、教育現場の関係から言えば、それは特定できるんだということが可能性としてあるんだということだと思いますので、それはそれで私は尊重したいと先ほどから申し上げています。それをなんでかんで人数をこういうふうに具体的に表せとか回答してくださいというような話はしていません。

ただし、現状を把握して、これからの問題はこういうことがあるんだと、じゃ、こういうふうにしていけばいいですねというのを全体でものを考える場合には、基礎のところを知らなければどうしようもないんだと、増えているのか減っているのか。それで先ほど、なぜ私は人数に先ほどの質問でこだわったかというと、2名減ったんですよと言ったものですから、私は、それだったら何名から何名減ったのか分からなければ、減ったのも分からないから聞いただけです、逆に言うと。改めて聞いた理由はそこにあります。

結構です。これで今の教育長さんの話の中でそういう可能性があるんだということであれば、いわゆる児童・生徒を考えるのが一番ですから、これは保護者も含めて特定されるという可能性があるのであれば、それは浅川町の教育委員会の立場として、それは人数を答えるわけにはいきませんよというのであれば、それはそれで分かりました。承知しましたということなんだと思いますが、多分、町長さんはご存じだと思います、人数

は。当然それは教育委員会のほうから報告もありますし、それはそれで分かっているんだと思います。

これも何かの文献で読んだことあるんですが、学校教育法の何条かに、それも決まっているんだと、必ず首長さんに報告することになっているんだよというようなことがありますんで、多分、江田町長さんにご存じだということだと思いますんで、それはそれで結構です。

我々、なんでかんで、それを度外視して、じゃ人数、なんでかんで言ってくださいというような話はしていませんので、それは承知しました。分かりましたということで。

先ほど理由についても、これもなかなか特定のあれがあるので、越境行為なので、ちょっと難しいんだということで、我々としては全国という話をするしかなくなっちゃうので、ちょっと全国的な話をさせてもらって、それに付随してちょっとまた質問させていただきたいなと思います。

じゃ、全国的にはどうなんだろうと見たとき、これは町とは関係ありませんよ、全国の日本国の中の小・中学校の生徒たちの理由なんですから。不登校になる理由です。学校生活に対してやる気が出ないのが3割だそうです。それから、不安とか抑鬱、これが2割。生活リズムの不調、これも2割。それから、学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた。これが1割だそうです。これは複数回答していますので、単純に足していっても10にはなりません。複数回答していますので。

もろもろの結果、小・中・高等学校からの報告によると、自殺した児童・生徒数は397人。前年度411人ですから前年度からは減少しています、当然。児童・生徒の自殺が後を絶たないことは極めて憂慮すべきだと、これは政府のほうで言っています。ということがあります。全国的なところで、これを浅川の町に同調して横並びで見ることはできませんが、逆に見ることもするべきではないと思っていますが、全国的な状況を他山の石として、当町においてきめ細かい対策をお願いするところですということですね。

そうすると、どういうことがあるかという、大人たちが子供たちのSOSの早期発見に努めて、組織的な対応、先ほど教育長さんからもありました、全体で見るんだということですね。外部の関係機関等につなげて対処していくということが重要ですよと、こういったことを解決するためにはこういうことが重要ですよということを言っています。

それは具体的にはスクールカウンセラー、それからスクールソーシャルワーカーの配置の教育相談ですね。それと不登校の理由の中にもあるんですが、いじめですね。いじめに対しては新たに警察のOBだとかOGだとか他職種の専門家を中に入れて、対策マイスターとして教育委員会に配置して、個別のいじめ事案の直接的な対応、それから加害児童・生徒への指導、再発防止体制整備への援助支援を行うことが、いじめ防止対策には有効ですよというような話があります。

そのほかに、令和6年8月に改訂されたいじめの重大事態の調査に関するガイドラインというものがあります。これは周知徹底させて、被害児童・生徒や保護者などに寄り添った対応を促していますということも書き添えてあります。

それで再質問なんです、それでは不登校児童・生徒の支援策として当町にはどのようなものがあるか再質問させていただきたいと思うんですが、生徒支援策、当町にはどんなものがあるか、先ほどのSSRも含めてだと思うんですが、そのほかにどういったものがあるか、再質問させていただきたい。

それとまた、民営等に学校外で不登校対策を行っている機関、これは後で近辺町のことはお話しさせていた

だくんですが、不登校対策を行っている機関、子供たちの主体性を尊重していることである、いわゆるフリースクールですね、存在するのかどうか。ある場合は、保護者、学校との連携等はどうするのか、この3点を再質問させていただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） それでは、お答えいたします。

まず、支援策ということですが、やはり一人一人に寄り添った、どういうニーズを持っているのかということ、これを理解した上で、一人一人に合った対応をしていかなければならないというふうに思っております。

あとは支援策としましては、やはりきっかけづくりが大事だと思うんですね。再登校させるためには、きっかけ。きっかけによって登校する場合がありますので、その辺を大事にしていきたいということですね。

例えば、こんなことありました。修学旅行のときに事前指導があるので学校に来てみないということで来れるようになったという、そういう生徒もいます。それから、3年生ですと進路をやはり真剣に考え始める時期になりますんで、その辺の相談もしたいということですね。あとは、学校は、なんやかんや学校に来なければならぬというそういう考え方ではなくて、これは教育機会確保法でも述べられておりますけれども、もう絶対に来なければならぬ、登校しなければならぬということになりますと大変負担になりますんで、そういう考え方ではなくて、登校のみを目標とするのではなくて、社会的自立を支援するということになるかと思えます。

あとは、こんな例もありました。浅川のSSRの生徒さんです。お母さん同士で行くようになった生徒のお母さんが別のところのお母さんに、「SSR、いいところだから行ってみたら」というそういう声かけをしたと。そして、行くようになった。こういう例もあるんですね。ですから、どこにそのきっかけがあるかというのはちょっと分からないですね。いろいろその辺はきっかけづくりということで対応していきたい。

それから、フリースクールにつきましては、これはちょっと私のほうではフリースクールに行っているという生徒につきましては把握はしておりません。ただ、県南地方でフリースクール、幾つかできているようですけれども、まだ、そこは把握しておりません。というよりもSSRですけれども、先ほども申しましたように校内フリースクールということで、ちょっとここ浅川町にフリースクールがないとすれば、校内のフリースクールということで充実させていきたい、足を向けさせるように、いろいろ考えていきたいというふうに考えております。

それから、保護者との連携についてですが、これは非常に大事ですね。中学校は1週間に1回家庭訪問しまして保護者と相談をするようにしております。それから、生徒が登校したときには、生徒とその専任の教員との相談、それからスクールカウンセラーとの相談、担任との相談ということで進めております。この相談は、これは非常に大事ですんで今後も充実させていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） ありがとうございます。よく分かりました。

それで、先ほど、何でもかんでも学校に登校しなければならないということではないんですよというのが、まさに1問目の質問ですね。不登校解消に向けた実態把握に基づく改善への基本的考え方、この中に私も、ど

ういう答えが返ってくるのかなということで自分なりに考えたものがあります。その中の一つで、私書いたのが、児童・生徒自身の意志で判断し行動する傾向を積み重ねることを支援の柱として、不登校問題としては捉えていないという姿勢が必要だと、これはまさに私も考えた回答なんです。私が教育長に質問するに当たって自分で書いた回答です。それで、今そこのところでいみじくも教育長さんのほうからその話が出ました。なんでもかんで登校しなければならない、不登校が悪いものじゃないんだよというようなところで、ただし教育の場を与えるんだという、機会均等で与えるんだというようなことが必要なのかなというふうに思っています。

それで支援策の一環として魅力ある学校づくり、先ほどもちょっとありましたけれども、皆さんのおかげで新しい中学校ができました。これを機に、新たに文字どおり魅力的な学校づくりに邁進していただきたいということで、今の生徒たちはすごくラッキーだと思います。新しい校舎で新しいもので、今3年生の方はちょっといろんな部分で不便はあったかもしれませんが、そういった意味ではよかったなということを感じています。

それで、最後に4点目のCOCOLOプランについて、ちょっと再質問させていただきたいんですが、これが誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策でCOCOLOプランというのがあります。心の小さなSOSを見逃さず、チーム学校にて支援についてですが、1人1台端末を活用し、先ほどもちょっと回答の中に出てきました。1人1台の端末を活用し、小さなSOSに早期に気づくことが重要であります。あわせて保護者への支援も活用できるんですよというようなことですね。

それで、チーム学校による早期支援とありますけれども、当町で決定していればですが、チーム学校のメンバー、こういうものがあるんだと、こういう方がいるんですよというようなことがもし決まっているのであればお知らせ願いたいのと、もし決まっていないのであれば、どういったメンバーを想定しているか、こちらのほうを伺います。

それから、また冒頭、不登校児童・生徒はどの学年が多いということではなく、満遍なく増加しているということを言いました。それでも小学6年から中学1年生まで増える傾向にあることも報告されています。これはなぜか。度々話題になるんですが中1ギャップの存在です。当町が小学校から中学校に入学するに当たって生徒に対して学年全体で、1学年ですね、全体でどういうところには特に気をつけているんだと。2年、3年生の学年ではなくて、1学年に対してはこういうところに気をつけているんだよというようなことがあるのであれば、あわせてお伺いしたいというふうに思います。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） チーム学校ということですが、これは誰がそのメンバーかということではなくて、最初に申し上げましたように担任と、それからスクールカウンセラー、それからSSRの専任の教員、この3人が中心になっています。中心として対応を進めております。それから、生徒指導関係の会議もありますので、校長、教頭もメンバーになって、そして、あとは学年主任も加わって会議を行って、そういう不登校関係についても協議をしております。

それから、1年生の件についてですが、議員さん、これ1年生の対応ですか。

○5番（木田治喜君） そうです。

○教育長（真田秀男君） これは小学校から中学校に入学すると不登校が増えるというそういう傾向があります

んで、それは、いわゆる中1ギャップと言われるものですね。これは、あまりにも中学校に行くと環境が変わってしまうということ、先生も教科担任制になりますし、それから校舎そのものも変わりますね、別の環境に。あとは学習量が非常に中学生になりますと多くなります。教科書の厚さなんて倍ぐらいになってしまいます。そういった環境の違いもありますね。そういうことに戸惑いを感じて行けなくなるというそういう場合もありますんで、町としては小学校と中学校の先生が年に何回か一緒に授業研究会をやったり、あとは小学生の卒業間近になったときには事務引継ぎとか打合わせをやったりとかいうことをしております。あとは乗り入れ授業といいまして、中学校の先生が小学校に行って授業をやる。例えば英語の授業、中学校の英語の先生が小学校に行って授業をやる。すると6年生は、ああ、こういう授業をやるんだということで、教科担任制の準備といいますか、それを経験すると。あとは小学6年生が中学校に行って部活動を参観するということもやっておりますね。そのギャップをできるだけ少なくすると、環境の違いを和らげると、その戸惑いを小さくするという、これは大事だと思いますね。中1ギャップの解消ということ。

ですから、小学校と中学校はちょっと離れていますんで、これ小学校が中学校のすぐ隣あたりだと非常に便利といいますか、先生も連携しやすくなるし小学生の子供も交流しやすくなる。常に中学生の姿を見ているわけですからね。中学生も小学生を思いやるというか、かわいがるというか、そういう交流も生まれてきますんで、それが理想的な小学校と中学校の在り方なのかな。僅か400メートル、500メートルですけども、先生同士交流するというのも、なかなか実際のところ忙しくてできないんですよ。ですから小学校、中学校がせめて渡り板1枚くらいでもつながっていれば、非常に中1ギャップの解消にもつながるのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） ありがとうございます。

先ほど、チーム学校のメンバーということをお話しさせてもらったんですが、個別に誰々とかいう話ではなかったので、今の教育長さんの回答のとおりだというふうに思っています。教師だったりスクールカウンセラーだったり養護教員だったりというようなことだと思います。

もう一つは、こども家庭庁なんかと連携を取りながらやるんだと、これも入っていますね。多分、回答の中にも入っているんだと思います。ちょっと読み忘れたというところだと思います。特にこのこども家庭庁と教育委員会との連携というのは非常に重大なことだというふうに私も認識していますんで、その辺のところもチーム学校の中には入っているんだというふうに思っています。

それから、先ほど小学校と中学校の中1ギャップの問題あります。これは慣れさせるということが非常に重要なのかなと。だから環境の変化があまりににも劇的だと、その環境の変化に、ぐっと心があれしちゃうという児童もいますので、慣れさせる。その辺が義務教育学校だったり小・中一貫校だったりの大きな利点なのかもしれません、逆に言うと。そういったことがあるのかと思います。それが同じ敷地内にあるものですから常日頃から慣れているというところだと思います。

これも非常に今、小学校、中学校も離れた状況の中でよくやっていると内容だというふうに私は思っていますし、小学6年生の生徒には、本当に中学校に行ったらこういう生活になるんだということを

小学校時代にもある程度予備知識として入っている、慣れさせるということが非常に重要なことなのかなというふうに私は思っています。

それで、先ほど不登校児童・生徒の学びの場、居場所の教育支援センターのお話させてもらいました。石川管内と近辺町村では、これは皆さんご存じだと思うんですが石川町にキララルーム、それから棚倉町には子どもサポート教室、それから鮫川村には館山教室、塙町にあすなろ教室が存在するとのこと。それで、フリースクール、フリースペース、第3の居場所としては塙町の東白川子どもの居場所、こういったものがあるということで報道なんかもされています。

国もCOCOLOプランの補助事業としていろんな財政的支援を積極的に行っているということで、当町の不登校児童・生徒がさほど多くないということで先ほどお話ありましたので、ただし、お話ですが、将来的には支援センター等が必要になる可能性があるんで、その辺は考えておかなきゃいけないと思いますし、ぜひ外部団体との連携も含めて各関係者の前向きな検討をお願いしたいと。

いわゆる学校で学ぶばかりが、登校するばかりが授業じゃないんだというようなことを先ほど教育長さんからも回答あったとおりでと思うんですね。どこの場所にしようと授業が受けられる。ネット上でも受けられますし、いろんなところで、今いろんなことがデジタル化が進んでできています。そういったことをぜひ前向きな検討をお願いしたいというふうに改めて思うわけですが、この辺のところを再度伺います。

それで、不登校児童・生徒に登校できるようにする考えから、不登校であっても適切な教育を受けられる機会を整備することが重要です。特に、先ほど冒頭に90日以上ということを知りましたが、こういった場合には専門機関での相談指導も不可欠だということも国の指針としてあります。ぜひそういったことがあった場合には、いち早く専門家に見ていただいて、こういったことでこうだあだというようなことの、いわゆるマイナス面を排除してもらうというようなことが必要かなということです。いかなる理由があっても学校に行きたくないような魅力ある学校づくりが重要だと。

それで、過日、小川氏の名誉町民推戴式で基調講演がありました。小川氏いわく、「私の人生の中で唯一心残りがあるとすれば、流暢に英会話ができないことです」ということがありました。なるほど。我々聞いている、多分ここにいるいらっしゃる方でも聞いた方、ああ、そのとおりだなと思ったと思います。

それで、小川氏は英会話でした。ただし人それぞれに考え方が違いますので、もしかしたら今の子供たちが将来、基本の基本である、もう少し勉強しておけばよかったなどの後悔があってはならないと。これはもう皆さんご承知のとおりで、あってはならない話なんで、ぜひその機会をつくっていただきたい。それは教育関係者、それから保護者、地域住民全ての人たちで、児童・生徒にいろんな形で教育の場を提供することが、これが大人の責任だというふうに感じています。ぜひ、その辺のところを最後に教育長さんに伺って質問を終わりたいと思います。

2点ほど伺いして終わります。よろしくをお願いします。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） 2点ということですが、まとめて答弁させていただきますが、夢と希望の持てる学校ということで、小川さんのおっしゃるようなその言葉は当てはまると思います。現在の新築された校舎ですけれども、基本構想からずっと一貫してこの校舎のコンセプトですが、あしたも来なくなる学校というこ

とで造りましたんで、それが実現できるように努力していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 次に、（２）高齢者健康管理（温泉利用）事業の助成金についての質問を許します。

９番、会田哲男君。

〔９番 会田哲男君起立〕

○９番（会田哲男君） ６年６月議会の私の質問、高齢者健康管理（温泉利用）事業の見直しについての私の質問の際に、町当局から前向きに検討する、実施するというような答弁だったものですから、確認の意味も込めまして今回再度質問させていただきます。

質問事項ですけれども、現在１泊１,０００円の助成金の金額増額と５人以上の交付要件の緩和についてどのようにするのか伺う。

（２）現在、１７の温泉旅館を指定しているが、高齢者の運転による移動等を考え、近隣の温泉施設・ホテル等を追加すべきと思うが。

３つ目として、大人数になったときの福祉バスの利用は可能か。

以上３点、伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

１点目につきましては、高齢者健康管理事業につきましては平成１１年から実施しており、開始から２６年経過している事業でございます。この間、様々な時代の変化に伴い、高齢者の生活スタイルや利用ニーズも昔と変化しているものと考えます。

コロナ禍において利用者数が減少しておりましたが、昨年度から徐々に利用も増えております。現在は１泊１,０００円で５人以上の要件でございます。高齢者福祉事業の一つとして、来年度からはさらなるコミュニケーションの場を提供し、健康増進と福祉の充実を図るため、助成金額を１泊２,０００円に、人数に関しましては３人以上の要件に改正したいと考えております。

２点目につきましては、現在、福島市、猪苗代町、天栄村、いわき市、石川町の合計１０の指定旅館がございます。生活スタイルの変化により運転できる高齢者の方も増えており、３人であれば自家用車１台での移動も可能となります。気軽にこの事業を利用していただくため、近隣町村の温泉施設を指定旅館に追加していきたいと考えております。

３点目につきましては、指定旅館の中には、人数がまとまれば送迎バスを出す旅館もございます。指定旅館の送迎バスを利用できず、１０人以上の場合などで福祉バスの予定が空いていれば、１団体として申請していただき利用することは可能でございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） ９番、会田哲男君。

○９番（会田哲男君） 平成７年度からですね。今の答弁ですと１泊２,０００円、三人以上。

〔「令和７年」の声あり〕

○９番（会田哲男君） 大変失礼しました。令和７年度から１泊２,０００円、３人以上にするということですね。

あと近隣市町村を指定していきたいということですね。あと福祉バスも大人数になれば利用可能ということでございます。家に引き籠もりがちな年寄り等のために、また年寄りの交流のために、大分改善することになると今私は思いました。ぜひ令和7年度からの確実な実施をよろしくお願い申し上げ、質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順6、3番、菅野朝興君、（1）あさマルシェを交通量の多い場所への質問を許します。

3番、菅野朝興君。

〔3番 菅野朝興君起立〕

○3番（菅野朝興君） あさマルシェを交通量の多い場所へということでご質問をいたします。

質問の目的といたしましては、売上げが伸びない原因の一つと考えられるため、交通量の多い場所へということでございます。

質問しようとする背景や経緯、課題等ということで、浅川町の近くで、今あさマルシェは店舗を構えておりますが、交通量も少なく、さらなる利用者の増加が見込めないと思われます。町内でも交通量の多い場所へ移転したほうが利用者数や認知度も増すのではないかと思います。2点質問いたします。

1点目は、町内には国道118号線があります。町内外からの往来もあり交通量もあります。国道沿いに移転するなどの考えはないのか伺います。

2点目としましては、新たにあさマルシェ専用のラインの開設や、回覧板に広告チラシなどを入れるなどをすれば、利用者の増加が見込めるのではないかとということで、2点お伺いいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、あさマルシェを交通量の多い国道沿いへ移転することにより利用者の増が見込めると思われますが、あさマルシェにつきましては、買物弱者のための店舗として町内の高齢者等に利用していただいておりますので、現在のところ町内から国道への移転は考えておりません。

2点目につきましては、高齢者が主な利用者となりますので、どのようなPR方法がよいか研究してまいりたいと考えておりますが、なお、当面は回覧板等を利用し、あさマルシェ及び移動販売車を広くPRしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 3番、菅野朝興君。

○3番（菅野朝興君） そうですね、1点目、国道沿いに移すつもりはないということでございますが、今、浅川町には観光協会というようなものがないと思います。ですので、このあさマルシェだけにとどまらず、その中で浅川町をPRするようなものも置いていけば浅川町の観光のPRにもなるし、そして浅川町で作っているもの、その高齢者のためということでございますが、浅川町の中だけではなくて、山白石の方も大草の方もいるかと思います。その人たちにも目のつきやすいようなものであれば、さらに高齢者の方が、浅川町の地元の新鮮な野菜やお米を買ったりすることができると。今まで駅のほうにあって、よく分からなかったんだけど、国道へ出て認知度が上がっていくというようなこともあるかと思いますが、それでもやはり国道沿いに

は移す気がないということでしょうか。

そして、2点目ですが、回覧板広告を使いたいということでしたので、やっぱり新聞に折り込みチラシというような形でスーパーのような形で広告を出すことによって、これを途切れさせないということで、たまに出すのであれば、やはりあさマルシェということが忘れ去られてしまうということがありますので、今このような野菜が取れています、このような野菜、米を販売しておりますというようなことで、回覧板ですね、回覧板にチラシを出すということは、ぜひやっていただきたいと思います。

1点目、やはり国道沿いには出せないということではよろしかったでしょうか、お伺いいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 3番議員さんもお存じのとおり、今、駅前に人たちを集めて何とか活性化しようと、力を入れております。12月15日に、あさマルシェ、フリーマーケットを3回目行う予定でございます。そういう中で、今、あさマルシェを国道沿いに持っていくことは今のところは本当に考えておりません。

それで、今、山白石とか山間部のお話をしましたが、これは何とか、今、移動販売が物すごく充実しておりますし、今、移動販売もかなり売上げが上がっておりますので、移動販売車を大草とか山白石とか小貫とか、そういう山間部のほうに回って高齢者を助けていきたいなと思っております。今、そういう駅前にまずは交流人口とかいろいろやっております。ですから、これからあさマルシェの店舗は少しずつ増えていく可能性がありますので、ぜひ何とか今の場所で頑張っていただきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○3番（菅野朝興君） はい、分かりました。

○議長（水野秀一君） 次に、（2）町内の雑草管理を効率的にすべきの質問を許します。

3番、菅野朝興君。

〔3番 菅野朝興君起立〕

○3番（菅野朝興君） 町内の雑草管理を効率的にすべきということでお伺いいたします。

質問の目的といたしましては、町が管理する除草の範囲は広範囲で、特に夏場は各地区の要望要請に応え切れていないというところがあると思います。様々に対策をすることにより今の状況を改善できるのじゃないかと思えます。

質問しようとする背景や経緯と課題等に関しましては、町民から、雑草が町道にかかり通行の妨げになっているという問合せが私のところにも毎年入ってきております。町の職員の方には夏の暑いさなかに尽力をいただいております感謝したいところでございまして、ですけれども現在、町内外から見ると除草の方法というものが変わっている、変化しているというところがあるかと思えます。幾つか改善方法があるのではないかと思いますので、お伺いいたします。2点伺います。

1点目は、雑草は一度除草しただけでは年に何回も生えてきてしまいます。防草シートを敷けば数年間は除草の手間が省けるのではないかと考えてございます。

2点目といたしましては、最近では自走式、ラジコン式、のり面専用等の刈り払い機が出てきております。これらの機械を活用すれば、作業効率や作業員の負担の軽減になるのではないかと思います。お伺いいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、町道の雑草対策として部分的に防草シートを施工している箇所がございます。3番議員おただしのとおり、防草シートを敷くことにより、製品にもよりますが、数年から10年程度は除草の手間が省けるものと考えております。

2点目につきましては、近年、特に自走式やラジコン式など様々な用途に応じた機械が販売されており、情報収集に努めているところであります。これらの情報を基に、実際に作業する道路維持作業員と意見の交換も行っております。引き続き作業効率の向上や負担軽減になるよう、様々な検討をしてみたいと考えております。

○議長（水野秀一君） 3番、菅野朝興君。

○3番（菅野朝興君） そうですね、1番目のことに関しては一部やっているということで、私はあまり知らなかったのですが、ぜひ張れるところは張って負担軽減をしていくと。そして、ほかに要望があるところに除草に行けるような体制づくりということをやっているっていただければと思います。

2点目の自走式、ラジコン式などいろいろありまして、今では普通のつる専用のチップソーなどということで、つるを楽に刈れるようなそういうものも出てきてございますので、研究というか、皆さんでやはり話し合っ、これがいいのではないかとということで町でも取り入れていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○3番（菅野朝興君） はい。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本当に防草シートは確かにやれば10年近くもちます。ですから、今後できるところは防草シートでやっていきたいと思っております。

そして、2番目のこの自動式やラジコン式の機械を、今、作業員さんといろいろ様々なお話をしておりますので、前向きに検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○3番（菅野朝興君） ありがとうございました。

○議長（水野秀一君） ここで3時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時54分

再開 午後 3時10分

○議長（水野秀一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、質問順7、4番、兼子長一君、（1）緊急車や福祉車両が通行困難な道路の整備についての質問を許

します。

4 番、兼子長一君。

〔4 番 兼子長一君起立〕

○4 番（兼子長一君） 緊急車や福祉車両が通行困難な道路の整備について伺いをいたします。

目的と背景につきましては、町内の集落内道路、町道とか農道とか林道以外の幅が狭い道路でございますが、消防車や救急車、それから、福祉車両の通行に支障がある道路についての町長のお考えを伺いたいと思います。

幹線道路、幅が4メートル以上の道路から集落内に入る道路が、通称里道と言われている道路でございます。こういった道路が、幅が狭いため災害時の緊急車両や高齢者のデイサービス送迎車両が、家屋の近くまで行けない現状なので幅を広げる整備が必要ではないのかと思います。

それで、質問事項3点ほどございます。

1 点目、町内にはこのような集落内道路、行き止まりなどが相当数あると思われそうですが、調査をする考えはありますか。また、地元行政区長からこの道を広げてほしいとの要望はあるのでしょうか。

2 点目、火災や地震、水害においても道路が狭いため消火活動、救急搬送、避難行動に支障があるので、集落の形態、地形の状況に応じた道路拡幅が必要と思いますが、整備する考えはあるか伺います。

3 点目、道路の幅が4メートル以下のため、家屋の新築や増改築ができないと思っている地域住民の方もいらっしゃると思います。建築確認申請制度では、いわゆるみなし道路ということで、救済制度があります。そういった点についても周知が必要と思いますが、認識について伺いをいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 兼子議員にお答えいたします。

1 点目につきましては、町内には、このような通称里道と言われるような集落内の道路は相当数ありますが、現時点で調査をする考えはございません。行政区長から広げてほしいとの要望については、要望があるところもでございます。

2 点目につきましては、消火活動、救急搬送など、緊急車両の進入については、石川消防署浅川分署に確認しており、町内の状況を把握し、道路の地形や状態に応じた対応を図っているとの回答をいただいております。現時点で整備する考えはございません。

3 点目につきましては、建築基準法や関連情報について、町ホームページにおいて一部掲載しておりますが、今後は、特定行政庁である県中建設事務所と相談しながら、みなし道路を含め、周知の方法を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 4 番、兼子長一君。

○4 番（兼子長一君） まず1 点目については、箇所数が多いので、調査はなかなか容易でないという答弁でございました。確かに、調査、これ大変な手間と人手がかかると思います。

しかしながら、ある程度、住宅地図とかそういったもので捉えられる部分はあるかと思います。それから、地元行政区長からの要望もあるということで、そういったものについて、現場は当然調査されると思うんですけども、そういった点で、さらに、状況について把握をしてほしいなと思います。

実際、私も、このご相談を受けて現地に行きました、その地区の。そうすると、やっぱり、非常に狭い状況で、やはり、その地域に住んでいる方の常日頃の不便さと不安はあるということなんです。ですので、地元行政区長さんの要望箇所については特に真摯に対応していただきたいなと思います。やはり、そういう実情があるということは、町民の安全安心を保つということが大切だと思います。

それから、こういう高齢化している、特に、地域、集落については、今後ますます、福祉、介護を含め、そういうデイサービスとかショートステイ、あるいは訪問介護、そういったものがますます必要になってくる状況なんです。そういった中で、そういう福祉の車両が玄関直近まで入れるような状況、これをつくってやらないと、ややもすると、そういう高齢者に対してのサービス対応がちょっとなかなか行き届かないという状況になりかねないと思うんです。今後のことなんです。ですから、やはり、今からそういう状況を把握して、予算が当然これ必要ですから、年次計画で、そういう優先順位をつけて、そういう集落内の道路を、整備可能な地区から順次やっていくということが私は大切だと思います。その点について、再度町長の見解をお伺いします。

それから、3点目のいわゆる建築確認制度でございますが、それは当然、全く家の新築、増改築ができないということではないので、法律的には当然そういう方法もあります。ただ、そういうことが分からない住民の方もおります。今、答弁のとおり、ホームページなり、そういったもので周知をしているということなので、さらに、個別の地区の方たちに何か、回覧板ではないでしょうけれども、そういう通知みたいなものを回していただいてお知らせをしていただければと思いますので、2点目の、今後のそういう福祉、当然、避難、救急搬送もありますので、その辺についての町長のお考えをお伺いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 調査とか、あれは、かなり時間がかかります。先ほど申したとおりに、地元の要望があったところは調査等をして、実施する考えでおります。できるところはやっていきたいと思っております。ただ、全てできるわけではないので、ご承知いただきたいと思います。

あと、福祉車両が玄関まで送迎しているということで、今は玄関までほぼ送迎はしていると思います。細い道には小さな車、福祉車両で行っておりますので、今のところは大丈夫だと思いますが、以前には入れなくて歩いていったところがありますが、今は車が小さくなっておりますので、今のところ大丈夫かなと思いますが、もし、何か連絡あれば、それなりの対応をさせていただきます。

あと、3点目については、今後、県中建設事務所と相談しながら、前向きに考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 4番、兼子長一君。

○4番（兼子長一君） 福祉車両は、確かに場所によって、ワゴン車にするか、あるいは小さい車で送迎しているというのは、私も承知しております。ただ、なかなか、その施設によっては、そのように、思うように、その場所場所に車を選定するというのはできない場合もありまして、どうしても狭いところで、10人乗り程度のワゴン車で送迎するという場合もあるようです。そうすると、なかなか運転する職員の方も容易でないと。特に、女性の方が多いんですね、デイサービスの送迎車両を運転する方は。なおさら、そういう面で、非常に不安もあるだろうと思いますので、そういうのも勘案しながら、この道路整備というものをやっていただきたいと思います。

先ほども言いましたけれども、予算が伴うものですから、そういうものも含めて、やはり、5年、10年後という、そういう期間も見据えてどこをやるのかとか、そういったものを順次決めていくということも大事だと思いますので、ひとつ、今後そういう形でやっていただきたいと思います。

答弁は結構です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

次に、（2）ひとり暮らし高齢者の生活支援についての質問を許します。

4番、兼子長一君。

〔4番 兼子長一君起立〕

○4番（兼子長一君） ひとり暮らしの高齢者の生活支援についてお伺いをいたします。

目的でございますが、今後、増え続けと思われるひとり暮らしの高齢者の生活を支える政策について町長のお考えを伺います。

背景や課題ではありますが、ひとり暮らし高齢者を支える見守り活動は、現在民生委員やボランティアが担っております。しかし、今後こういう担い手不足、それから、人材確保の課題が生じると考えられます。また、ひとり暮らし高齢者を狙った事件も多く発生しております。防犯対策を含めた施策が必要であると思われることから、質問をいたします。

3点ほどお伺いいたします。

1点目、現在、浅川町のひとり暮らし高齢者、65歳以上であります。世帯数と総世帯数に対する割合をお伺いいたします。

2点目、買物、ごみ出し、通院など、日常生活にも支障があります。また、各地域サロンに行くのにも距離があると交通手段がなく参加できない方がいるということを聞いております。こういった方たちに対しての公共交通サービス、そういったものを構築やタクシー利用助成券の対象者の拡大を検討する考えはあるのか伺います。

3点目、防犯対策を含め、メールでの安否確認なども、見守りには有効だと思いますが、検討する考えはありますか。お伺いをいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） ちょっと答弁が長くなりますので、メモしていただければ幸いです。

1点目につきましては、令和6年4月1日現在の65歳以上一人暮らし高齢者世帯数は394世帯、総世帯数に対する割合は18.22%となっております。

なお、特別養護老人ホームさぎそう及びケアハウスやすらぎ荘の一人世帯数を除いた一人暮らし高齢者世帯数としては309世帯、総世帯数に対する割合は14.29%となっております。

2点目につきましては、地域サロンは町内に23か所あり、各地区の集会所などを活動場所として活発に開催されております。おただしのとおり、地域サロン参加時に活動場所までの移動手段がなく、なかなか参加できないといった問題もあり、今後も増えるのではないかと考えられます。地域づくり協議体の会議でも、この移動手段の問題について、有償ボランティアも含め新たな資源開発ができないかなど、意見交換会を開催し、検討段階に入ったところであります。

公共交通サービスの構築につきましては、真に必要とされるサービスの在り方を有識者や関係する団体等を交えながら議論を重ねたいと考えております。また、現在実施しておりますタクシー利用助成券交付事業につきましては、現状にて進めていく考えであります。

3点目につきましては、現在の高齢者の安否確認につきましては、65歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯等を対象に、緊急通報システム事業がございます。高齢者の見守りサービスとして、民間事業者での携帯電話やタブレット端末で、メールやLINEを使つての安否確認のサービスも増えてきており、手軽に導入できるなどのメリットもございます。これらのサービスの導入につきましては、今後の検討材料と考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 4番、兼子長一君。

○4番（兼子長一君） 今、1点目については、町の総世帯数に対してひとり暮らしの高齢者の世帯は、特別養護老人ホームとかに入所している以外の方で309世帯、割合としては14.29%ということで、これ、福島県の平均ですと14.7%程度でしょうか。ですので、ほぼ福島県全体より若干低い率のようではありますが、この世帯数は、今後ますます増えていくのではないかと、国の試算もあるようでございますので、こういう世帯が今後増えていくということでもありますから、やはり、そういう方に対しての生活支援がますます重要になってくるのではないかなと思います。

それから町長答弁あったように、2点目、地域づくり協議体ということで、これ実は、12月2日、保健センターで開催されまして、私も有償ボランティアに登録しているものですから、私も参加して、グループに分かれて意見交換をしてきました。そういった中で、今、各集会所でサロンに参加しているんですけども、その集会所にもちょっと距離がある方ですと、歩いて行けないという方もいらっしゃるって、それで、友人・知人、そういった方に一緒に車に乗せてもらっているんだということなんです。ただ、そこで心配なのは、親切心があだになってしまうおそれがあると。乗せる方も高齢者なんです。運転に自信がない。万が一集会所に行くまでの間に事故を起こしたり何かしたら困る、そういったときの補償はどうなんだろうという、今、不安もあって、それが現実問題としてあるようです。

そういった意見も出ましたし、それから、公共交通サービス、これも以前、町で巡回バスということで試験的に当時やりました。しかし、実績がなくそういうものは、今、ちょっと計画もなくなってしまったんですけども、今後こういう高齢者なりいろんなそういう交通手段がなくなる。まして、浅川町はタクシー会社が1軒しかございません。そういった中で、公共交通サービスというのはますます重要になるかと思えます。

今、デマンドバスシステムというんですか、そういったもので、日本語で言うと、予約型乗り合い交通ということらしいんですが、多少なりの運賃、200円とか600円取って、それで、予約型ですから、事前に電話なり、今言ったLINEとかで予約して巡回して乗せると、そういう仕組みも今後必要になるんじゃないかなということで、こういったものも将来に向けて構築していただきたいなと思います。

それから、タクシー利用助成券の対象拡大、これは以前から同僚議員も質問されていまして、なかなか、これ、タクシー利用券、金券ということで、あくまでも本人しか利用できないという条件ついております。これは確かにおっしゃるとおりでございますので、ただ、その辺のやり方というんですか、それをもうちょっと工

夫できないのかなと。

この間、この協議体の意見交換の中でも、例えば、各地域のサロンの代表者なりサロンという組織に対して、タクシー券を交付できないんでしょうかねという意見が、相当数ありました。なるほどなと私も思って聞いていたんですけども、そうであれば、管理的にもそのサロンの代表者が管理して、さっき言ったように、集会所まで行く足がない、そういった方に対して、タクシーを呼んで行ってもらおうということも可能かもしれません。ただ、さっき言ったように、タクシー会社が1軒、なかなかタクシー台数も少ないので、うまくそこが機能するかどうか分かりませんが、サロンもそんなに毎日午前午後やっているわけでもないでしょうから、その辺はうまく、可能かなと思うので、この辺の、サロンに対してのタクシー券の交付、こういったものをぜひ検討していただきたいと思います。

こういったことで、あと、防犯対策については、答弁にあったように、LINE、今、高齢者でもスマートフォン持っていますから、LINEで、今日はどうか、元気ですか、ご飯食べましたかというやり取りは可能だと思うんです。そういうものを含めて、今後、緊急通報システムだけでなく、もっと、そういう手元ですぐにやり取りできるような仕組み、これも今後大切なのではないかなと思いますので、この辺の、再度、今言った地域公共交通サービスの構築と、それから地域サロンへのタクシー券の交付、その2点について、再度町長のお考えを伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 4番議員がおっしゃったとおり、以前はデマンド交通を数年やっておりましたが、本当に利用者がいなくて、何だ空気を運んでいるのかなんていう声も上がりまして、やめた経過がございます。じゃ、今後どうするんだということは、本当に、今後、これから高齢者社会、そしてまた本町においては、この地域サロンは、管内でも活発にやっているところであります。この地域サロンは絶対になくすこともできないし、本当に活発にやってもらって、健康増進を図っていただきたいと思っております。

そういう中で、今後デマンド交通とか、タクシー助成金を団体の代表者にと、いろいろあると思いますが、検討課題とさせていただきます。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

次に、質問順8、5番、木田治喜君、（2）水郡線存続に向けた町の取組についての質問を許します。

5番、木田治喜君。

〔5番 木田治喜君起立〕

○5番（木田治喜君） まず、質問の前に、いろいろこの水郡線存続に向けた町の取組、これ、町の活性化も含めてですけども、よくやっているといるということを、まず冒頭に申し上げておきたいというふうに思っています。先日、11月30日に、水郡線90周年イベント、ふくしま鉄道博、水郡線利活用プレゼンテーション大会が開催されました。見事、副町長はじめとして、組織横断でメンバーが構成された浅川チームが優秀賞に輝きました。非常におめでたいことだと、よくやっていたなというふうに思っております。

水郡線は、2024年12月4日に全線開通から90周年、これは、いろんな報道等も含めて、町もホームページ上に載せていますので、皆さんご承知だと思います。プレゼンも一部話題になりました。

2024年10月29日リリースされたJRの経営情報によると、水郡線全線において2023年度収支マイナスとなり、

浅川駅に係る塙から安積永盛間の56.2キロでは10億6,400万円の赤字となりましたということです。ＪＲは赤字路線の廃線化を活発に進めている昨今では、水郡線も廃線候補になり得る状況です。地域住民の、特に学生にとっての移動手段を持続的に確保するため、観光振興との関わりなども含めて水郡線沿線の全住民による取組が急務であるということは明らかです。

もちろん、駅前活性化と同時に地域おこし協力隊や企画商工課を中心にあらゆるイベントを含めて発信していることに対しては、理解と敬意を表するところですし、私自身も参加できるイベントには参加させていただいています。

当町においても、各関係自治体と連携・協力の下、さらに発信するために、独自の具体的推進案を図る必要がある現状での取組について質問いたします。

というのも、11月30日に行われたプレゼンテーション大会の中身でも、どちらかというと、ＪＲ頼みの内容が多くあったと、いわゆる、特別列車を走らせるだとか何だとかいう、ＪＲが動かなければ全く動きませんよというような内容が、特に多かったのかなという印象があります。それで、ＪＲそのものを動かすには、並大抵の力でも厳しい状況、環境であるということは承知しています。それから、審査員として参加していた只見線地域コーディネーターの酒井治子さんの只見線の活動は、より地域住民が密接に関わった活動であることを強調していました。いわゆるＪＲ頼みでなくて、地域の皆さんも一緒に行動したんですよというようなことを、特に話していました。

そこで１点目、水郡線存続に向けて、90周年イベントも含めて沿線全体及び当町独自の具体的取組とスケジュールを併せて伺いたいと思います。これは、数多くあると思いますので、ある程度の大まかなところで結構ですので、お伺いします。

それから２点目に、水郡線存続に向けて茨城県側と福島県側の取組において温度差があるとの報告があります。町の見解はどのようになっていますでしょうか。こちらを２点目でお伺いします。

３点目に、水郡線存続と当町駅前活性化との関わりをどのように考えているか。

以上、３点ほどお伺いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

水郡線全線開通90周年記念事業といたしまして、「この町と この路と」をキャッチコピーに水郡線沿線の市町村等が様々な事業を今年の４月から実施しております。メインの事業といたしましては、11月30日、12月1日に福島県、茨城県の両県で記念事業が行われ、福島県では、塙町を会場にふくしま鉄道博が開催され、茨城県では、大子町を会場に、水郡線フェス及び水郡線統括センターまつりが開催されました。本町でも、ふくしま鉄道博には、水郡線利活用プレゼン大会に副町長を中心としたチームが参加しており、「浅川からはじめよう 平均乗車数2,000人の壁を乗り越える３つの秘策！」と題して発表を行いました。そのほかにも、浅川中学校の美術部が作成したジオラマの展示、マルシェコーナーへ、本町からは本町のＰＲと物販のブース、大同信号のＰＲと物販のブースの２つのブースが出展しております。

本町独自の事業につきましては、７月14日に浅川駅前マーケット、８月17日に浅川の花火、臨時列車運行、10月20日に浅川駅前マーケット２、10月27日に水郡線でおとなの遠足、12月15日にクリスマスマーケット、12

月15日から1月31日までのイルミネーションの点灯となっております。

2点目につきましては、水郡線活性化に関する事業は、福島県の水郡線活性化対策協議会と茨城県の茨城県水郡線利用促進会議の2つの組織で実施しております。福島県側は石川町が事務局となっておりますが、茨城県側は茨城県が事務局となっており、事務局が町か県かの違いで事業の規模等に違いが出たものと考えられます。

3点目につきましては、水郡線は、学生だけでなく町民にとっても大変重要な交通手段であると認識しております。また、8月16日の浅川の花火の際には、上り、下り合わせまして400名を超える方に水郡線を利用して来町いただいております、観光の面でも重要な交通手段となっております。そのため、水郡線の存続なくしては駅前活性化、ひいては町の活性化はないものと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） ありがとうございます。よく分かりました。

それで、一つ、イベントとして、2024年9月23日にけんしん郡山文化センターの5階でしたかで、水郡線全線開通の90周年記念イベントとして、水郡線の歴史を学び未来を語るというシンポジウムがありました。私も参加させていただいたんですが、この中で3人の方が講演されています。太子町の大金祐介さん、水郡線の歴史ですか、始まったときからの90周年に至った経緯等々を細かく教えていただきました。それから、交通ジャーナリストの、これは、プレゼン大会にも来ていました、鈴木文彦氏、この方が一人一人の行動が鉄道を実につなげるという題目でお話ししていました。それから、この只見線地域コーディネーターの酒井治子さんも、お帰り只見線、11年2か月の記録とこれからの地域づくりというような内容でお話ししていました。そもそも、水郡線の内在地から鉄道を実在線につなぐ重要性和赤字路線である只見線の再生のために、何が必要かなどの鉄道を生かした地域活性化の在り方などを考える時間というふうになりまして、私は非常に有意義な時間だったなというふうに思っています。

それで、参考となる具体策案として、そのとき話されたんですけれども、只見線の応援団があり、会費を頂く会員と、それから、名前だけの会員がいるそうです。こちらの水郡線で言えば、水郡線応援団みたいのをつくって、その中で会費を頂く方と、それから、名前だけの応援団の方がいるというようなことです。只見線には、それがあるそうです。

それで、また、只見線の魚沼、いわゆる新潟寄りですね、只見から会津若松まで行っていますね、只見線の、あの中魚沼では、只見線に手を振ろうという条例があるそうです。こちら条例として、地域の方は只見線に向かって必ず、近くを通った場合には手を振るという条例があるそうです。これ、项目的には何項目もあります。1条から5条ぐらいしかない簡単なものですが、ただ、趣旨的には只見線に向かって、来たお客さん、乗っている方が気持ちよくなるように手を振ってあげましょうよという地域ぐるみの活動だそうです。こんなことで、お話がありました。

11月30日に行われた水郡線利活用プレゼン大会からのヒントとなる意味合いで、これが行われたんです、プレゼンテーションというのは。今度のプレゼンの参考にするために、この9月23日に開催されたということであります。

特に、その中の鈴木さん、埴町で行われたプレゼンにも参加していたんですが、鈴木さんいわく、観光客だけでなく地元住民が愛着を持って利用する重要性を強調していました。文字どおり、輸送密度のアップだということです。町行政の健全性を判断する指標である健全化判断比率と同様に、ＪＲにとって重要な指標である輸送密度があります。当然、町も注目している指標だと思います。

先ほどの町長の答弁にもありました。幾ら増やすんだというようなことで回答ありましたが、参考までに、これは皆さんもご存じだとは思いますが、参考までに、輸送密度とは何を表す指標なのか。また、直近のデータで磐城浅川に係る路線の平均通過人員は何人ほどで、先ほど2,000人という話がありました。もともとは何人、2023年度は何人だったのか、それが、2,000人に持っていく腹づもりなのかということで、この２点ほど再質問させていただきます。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、我妻悌君。

○企画商工課長（我妻 悌君） それでは、私のほうから輸送密度につきましてご説明したいと思います。

輸送密度につきましては、交通機関の１日当たりの平均輸送量を意味しておりまして、どのくらい効率よく運送しているかを定量的に示す大切な指標となっております。輸送密度が高いほどその路線が多くの人や物を運んでいるということになります。

なお、旅客運送密度につきましては、平均通過人員とも呼ばれておりまして、ＪＲ東日本で公表されている資料では、平均通過人員が使用されております。

簡単な計算方法につきましては、年間輸送人キロ割る営業キロ割る営業日数となります。年間輸送人キロにつきましては、乗車した人数掛けるその人が乗ったキロ数から計算されるものとなっております。例えば、高校生20人が浅川駅から石川駅へ年間200日乗車した場合につきましては、20人掛ける距離が約10キロ掛ける200日で、年間輸送人キロは4万となります。この年間輸送人キロの4万を磐城埴駅から安積永盛駅までの営業距離の56.2キロで割りまして、それをさらに営業日数であります365で割ることにより、輸送密度が算出されます。今回のケースですと、その値は約2名となります。これは片道での計算となりますので、往復となれば、その倍の4名となります。

なお、磐城埴駅から安積永盛駅の輸送密度につきましては、ＪＲ東日本で公表している資料によりますと、昭和62年度が1,608人でしたけれども、令和5年度につきましては839人となっております、48%の減となっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） ５番、木田治喜君。

○５番（木田治喜君） 詳細にご説明いただいたものですから、よく理解できました。

非常に、この輸送密度の計算というのは、何か、この文面だけ、あと、式だけ読んでいると結構難しいんです。今、例を出していただいておりますので、よく理解できました。

結果から言えば、当然、収縮の時間も重要ですが、いかに輸送人員を増やすか。これは、先ほど、冒頭に町長のほうから答弁あったとおりなんです。輸送人員をどう増やすか。それに伴って、収益も増えていくんだろ

うという考え方だと。まずは乗ってもらわないとどうにもならないというところだと思います。

それで、沿線の全住民が連携しての取組が必要だというお話をさせていただきましたが、それぞれの沿線行政で独自の具体施策が必要です。浅川も先ほど、いろんなことをやっていますよというようなことがありました。

ご存じのとおり、水郡線はほとんどが無人駅です。有人駅は上菅谷駅、常陸大宮駅、常陸大子駅、磐城石川駅、常陸太田駅の5駅しかございません。それで、それ以外の駅は無人駅ですし、ただし、切符販売等の限定的な業務を行っている簡易委託駅が福島県側に東館、塙、そして、浅川にあります。その分、幅広い業務を委託されているのが、石川と安積永盛があります。ということは、そういう意味でも、福島県側にある19のある駅で、切符販売の有人駅は5つの中の一つに浅川駅もあるというようなことで、特別な駅だというふうに私は感じています。

先日、テレビを見ていると、あらゆる少子高齢化打開策等を実行して、合計特殊出生率2.95を達成したという報道があり、一部には奇跡の町となんか言われていますが、奈義町を取り上げていました。当町と比較しても、人口5,700人ほどで変わりません。よくよく報道を見ていると、浅川町が行っている、また、やろうとしている施策とほとんど差はないという。ただし、少子高齢化にストップをかける2.95という、これは、我が町からすれば夢のような数字だと思いますし、福島県にとってもそうだと思うんですが、この2.95というのはすばらしい数字だというふうに私は感じています。ただ、先ほど言いましたように、浅川もやっていること、それから、やろうとしていることについては、そんなに差はないんだということで、じゃ、何が違うんだろうなと思ったときに、やはり、アピールの仕方だなというふうに感じています。

施策をアピールすることによって、町が活性化につながっていくんだろうということで、例を挙げますと、10月に監査委員の研修で東京まで出張いたしました。これは事務局も含めて、それから、代表監査委員も一緒に行かれました。それで、その際、他町村の参加者が浅川駅でも切符買えるのかいと、新幹線の切符買えるのかいという話が話題になりました。それで、局長のほうから、そうですよと、浅川駅でも買えるんですよという話をさせていただきました。石川は対面じゃございませんので、切符は販売機です。浅川は対面です。多分、領収証も簡単に出るんでしょう。いろんな意味で、浅川駅は特別だということで、この切符が購入できることに、大変、ほかの市町村の方も驚いていました。

そこで、提案あると思うんですが、他町村に知られていないことが多数あるということで、諸課題はあると思うんですが、ぜひ、ご検討願いたいこと2つだけお話しさせていただきたいんですが、いつも町長から言われています。議会も、いろんな意味で協力するのは当たり前のことなんだけれども、提案もしてくださいよと、いろんな話の中で、そういう話をさせていただいています。

私も2つだけちょっと提案があるんですが、例えばです、これ、本当に例えばの話なので、これがすぐやってくださいとか、これをどうしようかという話ではなくて、対面切符販売の優位性を生かして、浅川駅そのものをアピールするために、浅川町民はもちろんなんですが、近隣町村も含めて、先ほど言った他町村の議員さんとか、それから、事務局の方だとか、浅川駅でも新幹線の切符が買えるんだというような周知も含めて、スタンプカードみたいなものを作成して、切符購入ごとにスタンプを押していただいて、なおかつ、そのある数が達成したらば、町内の商店などで使える、いわゆる商品券という、振興券ですか、というようなものを贈

呈するの、一つあるのかなというふうに思っています。これ、対面だし、いわゆる販売の方の同意も得なきゃならない、いろんな課題を乗り越えなきゃならないところはあるかと思うんですが、そういったことも一つ、一案にあるんじゃないかなというふうに思っていますし、スタンプを何個にするかは別としても、そういったものを頂いて、もう少しでなればということになれば、浅川駅に行ってわざわざ切符を購入してくれることもあり得るというようなことで、ぜひとも、そういったものも検討していただきたいなと。

それから、先ほどの只見線の話じゃないんですが、町民グラウンドからよく水郡線が見えます。よく見えます、あの周り、滝輪方面に行く姿がよく見えます。ということは、車内からも見えるということですね。それで、私、いつも、ぼっと思ったんですが、あの辺に五、六体のかかしを立てて、来るたびに時間でタイマーつけておいて、手でも振らせればいいのかというふうに、なぜそういうことを思ったかという、昔、私の息子が必ず、6番議員の家の前辺りまで散歩に行って、うちのおふくろと、必ず朝、決まった時間に手を振るんですよ。そうすると、列車の人からビーッと鳴るようになったんです。多分、6番議員はうるさかったかもしれませんが、朝になると鳴るんです、あそこ通るたびに。それで、うちの息子手を振っています。

非常に、これは、運転士もそういった、いわゆる、小回りの利くというか、その場合場合によって、そういったこともやってくれる可能性もあるということで、非常に手を振ることはいいなと思って、只見線の二番煎じじゃないんですけれども、そういったことも、地域住民の方が、浅川町における方がそうやっていけば、乗っている方もちょっと気持ちよくなるというふうに私は思っているんですが、こういった、例えばそういったかかしなんか作る場合も、地元企業、優良企業がいっぱいありますので、その中のコラボとしても想定されるんじゃないかなというふうに思っているんですが、これは浅川町のアピールのための2提案なんです、いかがでしょうか。ご見解をお伺いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） いい質疑ありがとうございます。

これ、本当に、新幹線の切符、浅川駅で買えるんです。私も買っています。当然、そうすると、浅川駅のカウンタされるんですよね。ありがとうございます。本当です。これからも、もし、東京に行かれるのであれば、浅川駅で買っていただければうれしく思っております。

それと、議会の提案ということで、5番議員さんから、近隣町村スタンプカード、その振興券発行はどうなんだということで、これは、まず、この1点だけは検討させていただきたいと思います。

それと、2点目、これは私すばらしいと思っています、このかかし。これ、本当にかかしを何十体とやれば、これ、全然変わりますから。そして、水郡線が来ると手を振ると、本当に必ず汽笛を鳴らしてくれます。これは間違いないです。浅川の駅前でも、あそこに行って手を振ると、必ず出発のときに汽笛を鳴らしてくれます。ですから、これは、何とか、かかしを本当にできるのであれば、まず、これ、執行部でなくて、議員さんとか皆さんでやっていただければ、皆さんで協力してやっていこうではありませんか。まずは、この1点、2点は、本当に検討課題で、前向きに皆さんで考えていくことをお約束していただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 前向きに検討していただくということ、ご回答いただきましたので、ありがとうございます。

我々も、オーソライズされてはいないんですけども、議会としても、ぜひ、いろんなことで関わっていききたいというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

それで、2点目に、冒頭質問しました、茨城県側と福島県側の水郡線存続に向けた活動に温度差があるのではないかとということで、先ほど、これは、明快に県とそれから石川町という協議会そのものの設立に違いがあるんだというようなことだと思うんですが、これを報じたのは毎日新聞なんです。報道の中にありました。1月27日に水郡線利活用シンポジウムというのが大子町で開催されました。これは新聞にも載っています。それで、茨城県側は大井川知事が出ました。それで、沿線の自治体首長が30人ほど出ています。それで、福島県側だから、沿線8市町村のうち、矢祭町長のみが参加したというふうなことが、新聞に報道されて、なおかつ、だから温度差があるんじゃないかという言い方をしています。

これ、裏がありまして、福島県側への連絡が非常に遅かったんです。多分、町長さんなんかも聞いていないかもしれないです、逆に言うと。それほどせっぱ詰まった中での、1週間もなかったんじゃないかな、こういうことをやりますよということを言ってから開催までに、それほど時間がなかった。向こうは、茨城県側は体制万全で整えてきたというようなことで、矢祭町長は近いからすぐ行ったというような形だと思います。その時間がちょうど空いていたんだろうという形だと思うんですが、先ほどの町長の答弁のとおりだというふうに私は思っています。

それで、先ほどからありましたように、茨城県には水郡線利用促進会議、それから、福島県には水郡線活性化対策協議会が石川町にあるということで、当町も参加していますし、古殿町、平田村、鮫川村、この沿線とは関係ないんですが、利用させてもらうということで、その中にも参加しているということです。それぞれ、町活性化含めていろんなイベントを開催していますよと。

当町も、先ほど、町長からの答弁にもありましたとおりのいろんなイベントやっているんですが、その中に、駅前活性化に向けた勉強会と位置づけて、3回ほど行われて、私も1回目、2回目、出席させてもらっています。それで、3回目も行こうと思っていますし、講師による貴重な体験を含めて大変参考になりました。このときには、11月24日開催されたのが、イトウアツシさんという講話の中。これは、同僚議員の中にも参加した人がいますし、相当の数、こんなに来てくれたんだと思うぐらいの数、来ていただいたというふうに思っています。

この中にヒントが一つあるということで、水郡線を活性化させるのも、沿線そのものの町が活性化しなければならないという話をして、インバウンドにより、既存の観光地だけでなく、新たな名所を発信して、いわゆるいろんなところに載っているものだけでなく、例えば、浅川町で言えば、吉田富三記念館だとか、それから、小貫の即身仏とか、そういうことだけでなく、新たなところを発見していただいて、それを全世界に向かって発信していただくと、これが、すごく有効だよというようなことをお話しされていました。

それで、そういう意味からすれば、浅川町もその素養はあるんだということと、いわゆる大がかりなイベントをすると、そのスポットイベントで終わってしまうということです。継続性がいかに大事かということなんですが、そのために、イトウさんいわく、絶対的に必要なものは何ですかというようなことを質問を受けたときに答えていたことが、宿泊施設という話をしていました。これが最低限必要なんだと。じゃないと、なかなかイベントだけで来る人数が通過するだけでは、なかなか繰り返し、リピーターがないというような話をして

いました。これは、結論づけていました、宿泊施設がぜひ必要だと。

それで、浅川駅前活性化にとどまらず、町の活性化のためにも、宿泊施設を拠点として町を見ていただくということで、これは、以前にも同僚議員の中にも質問等もありましたんですが、ただ、今回の、先ほどもちらっと、私、1問目の質問でも言ったんですが、小川氏の講話の中に、鮫川村に宿泊したという話がありました。どのようなところに宿泊したのかなということは分かりませんが、そのとき、当町にも宿泊施設があればいいなと思いを巡らせたのは私だけじゃないんだと思います。私、そう思いました。

浅川の名誉町民の推戴式に来ているにもかかわらず、鮫川村に宿泊したというようなことが、講話の中で話がありました。そのとき、じくじたる思いも若干したんですけれども、ぜひ、町活性化の一助となる宿泊施設を町主導で開設することに前向きに検討していただきたいと思うんですが、町の見解を伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず、私から2点ほど、あとは、副町長より答弁させていただきます。

今の、小川氏が鮫川村で泊まったということは、本当に残念でなりませんが、ただ、小川氏は、個人の民泊にもう十数年前から泊まっているみたいです。それで、やはり、地元で取れる野菜とか、それがおいしくて、もう十数年のお付き合いだということを言っておりました。

それで、先ほど、5番議員が言ったとおりに、全くそのとおりなんです。事務局は、茨城県は県なんです。我が県は石川町が事務局なんで、その温度差があったために私も出遅れてしまいました。これは、本当に、何か納得できなかったんですけれども、ここでちょっとやけおきても仕方がないということで、いろんなことに参加させていただき、いろんな意見も述べさせていただきました。

今後は、今、矢祭から塙、ずっとこの沿線、各自治体は今協力的になっておりますので、今後、これからさらに水郡線の利用が増えると思っております。今後、本当に、ぜひ、見守っていただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 副町長、加藤守君。

○副町長（加藤 守君） 浅川町に宿泊施設をというところでのご質問に補足してお答えさせていただきます。

まず、勉強会のほうに、参加していただいた議員の皆さんいらっしゃいました。本当にありがとうございます。それで、話としては、やはり、宿泊施設、おっしゃるとおり、重要なものと考えておるところでございます。

とはいえ、やはり、宿泊施設といっても、手弁当でなかなかできないものですから、やっぱり、ある程度の収益性、あるいは、事業の継続性、そういったものも視野に入れながら、事業構築をしなくちゃいけないというふうに認識しておりますので、そういったことも考えながら、終着地点は宿泊施設を1軒でも持つということを目指して、引き続き、議論を重ねて、あるいは、前に進めていきたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） ありがとうございます。

○議長（水野秀一君） 木田議員に申し上げます。長くなっておりますので。

○5番（木田治喜君） 分かりました。簡潔にまとめたいと思うんですが、ぜひ、前向きに検討していただいて、新たな活性化、いわゆる町を活性化させるということが最終目的になりますので、そうすれば、付随して、水

郡線も活性化するというようなことだと思いますので、ぜひとも検討をお願いしたいということだと思います。

それで、一番大事な町の一体化に拍車がかかっている雰囲気は非常に分かります。駅前マーケットも含めていろんなことをなされていますので、これが雰囲気的にはどんどん活性化に向かっているんだろうなということも思いますし、それから、在京浅川会に出席させていただいたときも、東京駅のPV見させていただきました。非常に短い時間だったので、あっという間に終わったんですが、それでも、費用面で考えれば致し方ないし、非常にあれでもアピール、目に留まる人には目に留まるので、いいことだなというふうに思っています。

これがスタートだというふうな考え方、それで、先ほどのコメンテーターの鈴木さんの話にも戻んですが、一般的には、乗って残そう運動は長続きしないそうです。だから、乗っていただく運動、これが必要なんだということです。乗って残そうじゃないです。無理して乗って、それで輸送人員を上げて、輸送密度を上げて、それで残そうというんじゃないんだと。乗っていただく。波があるから乗っていただくんだということが、その持続性には非常に重要だということをお話ししています。鉄道利用しない人も参加できる仕組み、鉄道に関わるということがあると、赤字であっても、国や鉄道事業者は、これは残さなきゃならない路線だというふうな認識が、存続の最終的な形になるんじゃないかということで、水郡線そのものに地域の人の関心を持っていくことが重要だよというようなことです。

将来的には、上下分離方式、これらも検討せざるを得ない時期が来るかもしれません。先ほど、企画商工課長の話によれば、半減中の半減ですよね、もう。八百六十何名減ったということになれば、もっと、塙高校がなくなりというような形でなくなってくると、この人の流れも変わってきます。いろんな意味で、今度は、実業と合併するのであれば、そちらのほうに流れるのかもしれませんが、輸送人員としては、若干減るというような形になるかと思いますので、重ねて、職員の皆さんが昼夜問わず活性化のためにいろんな苦勞をなされていることは、私、見て、聞いて、知っていますし、職員の方も土日でも惜しまず出ているかと思いますので、働き方改革というところもありますので、ぜひ、代休を取っていただいて、休むときは休んでいただいてやっていただきたいなというところで、町の活性化イコール水郡線の活性化というところで、最終的に、こう行く方向であるんだというようなことを、町長に、最後いただいて終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本当に、この町のために、今、職員は本当に、土日祭日、本当にやっていただいていることは、本当に感謝しなければなりません。

それで、水郡線活性化もそれは一つの手です。やはり、最終的には、5番議員が言ったとおりに、浅川駅から商店街、商店街からこの浅川町全体が活性化すれば、町が物すごくにぎやかになると思っております。たとえ小さなことでも、一つ一つ皆さんの力でやっていきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順9、8番、上野信直君、（1）財政が悪化している補助金交付団体への町の対応はの質問を許します。

8番、上野信直君。

〔8番 上野信直君起立〕

○8番（上野信直君） 財政が悪化している補助金交付団体に町はどう対応するのか、原則的な立場と個別的な

問題について伺いたいと思います。

1 点目です。町が補助金を交付している団体で、その金額が100万円を超えるものはどこか。団体名と補助金額を伺います。

2 点目です。財政が悪化している補助金交付団体に町はどう対応するのか、原則的な立場について伺いたいと思います。

3 点目です。回覧板で各戸に配布された社協だより令和6年7月号に、社協の令和5年度決算報告が掲載されました。これを見ると、社協が行っている事業のうち、特に、訪問介護事業、ホームヘルパーの派遣、これが年間324万円余りの赤字、通所介護事業、デイサービスです。これが年間908万円余りの赤字で、社協の全7事業の当期収支差額は902万円余りの赤字となっております。その結果、2,519万円あった令和5年度の前年度繰越金が、6年度は1,616万円に減っています。単年度で900万円の赤字を出していて、繰越金が1,616万円にまで減っているとなったら、これは、今年度か来年度には、浅川町の社協は事業をやっていけなくなる、こういう極めて危機的な状況ではないでしょうか。そこで、訪問介護事業と通所介護事業の赤字が極めて大きい理由、これを町は把握しているのかどうか伺います。あわせて、社協は浅川町とは別個の独立した存在とはいえ、町民の、とりわけ、高齢者や障害者の福祉を担う拠点であり、町にとってなくてはならない団体だけに、今後どう対応していくのか伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1 点目につきましては、7 団体へ支出しております。令和5年度実績で申しますと、交付金額が多い順に、浅川町商工会が1,858万円、浅川町社会福祉協議会が1,061万円、両町青年会が600万円、元気あさかわ夢工房が590万円、浅川町体育協会が572万円、浅川町有害鳥獣被害対策実施隊が160万円となっております。

2 点目につきましては、補助金は町が必要としている事業または公益につながる事業を行う団体等に交付しております。事業を実施している団体で財政の悪化等により継続が困難な状況になった場合、その時その時に応じて対応は変わってくると思います。

なお、町の財政状況も厳しい状況となっておりますので、団体が行っている事業の必要性をよく精査、判断する必要があると考えております。財政が悪化した場合、原則的には、その団体での自助努力で解決できるかどうか、町にとってなくてはならない事業を展開している団体かどうか等を判断し、解決できない場合は、お互いに協議し、町からの支援を検討したいと考えております。

3 点目につきましては、社協の訪問介護事業の赤字につきましては、利用者の介護度が低く、介護報酬の高い身体介護のサービスの利用が少なく、報酬の低い生活援助のサービス利用者が多いため、介護報酬増になかなかつながらないのが大きな理由であります。通所介護事業の赤字につきましては、利用者数はおりますが、こちらも介護報酬が低い要支援や要介護1から2の利用者が多く、介護報酬増につながらないのが大きな理由であります。

これらの赤字に対する社協の自助努力での対応につきましては、町と社協で8月に県社協に行き、経営改善について相談させていただきました。10月に経営分析のための資料を県社協に提出し、今後、県社協より社協全職員を対象に、経営・財務の現状、課題の確認、経営安定のための改善について研修会が開催される予定と

なっております。まずは、この研修会を通し、すぐに数字には反映されないかもしれませんが、利用者を確保し、経営改善がされることを期待したいと考えております。

しかしながら、社協の訪問介護事業と通所介護事業は、町内の数少ない介護サービス事業所として多くの町民が利用している状況でございます。社協は、町にとってはなくてはならない団体であり、介護サービス事業所でもあります。2点目でも申し上げましたとおり、最大限の自助努力にて対応できない場合には、最終的に町の支援が必要になるものと考えております。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） その社協だよりなんですけれども、前期末支払資金残高ということで、事業ごとに繰越金が決まっているんです。それを見ると、もう来年度はこの事業できないんじゃないかなと思うものもあるような状況です。そうすると、ヘルパーさんに給料も払えない、職員に給料も払えない、ホームヘルプサービスもできない、デイサービスもできないと、こういう状況になってしまうわけですよ。これが、もう来年度、あるいは、再来年度、そうなるという状況になっているんです。なぜ、ここまで気がつかなかったんですか。8月に県と協議をするようにしたという話だったんですけれども、何で、今まで対応されなかったのか。これ、急に悪化したわけじゃないでしょう。

社協には、町の執行部と同じように理事会があるはずですよ。それから、町の議会と同じように評議委員会があると思います。そういうところで、この問題は共有されていなかったんですか。自分たちで、これは大変な状況だ、何とか対応しなくちゃというのを、早い段階で、なぜできなかったんですか。

そして、あえてここで取り上げるのは、理事長が町長だからですよ。これ、充て職だからということでは、これは、通らない話です。町長が理事長やっていて、最高責任者なんだから、これはやはり、こうなる前にきちんと手を打つべきだった。それがなされなかったから、こんな大変な事態になったんだというふうに私は思うんです。

それで、これから自助努力をしてもらって、それで足りなければ町が支援せざるを得ないと、これはもう、そうせざるを得ないと思うんですけれども、浅川町以外に財政的に支援をしてくれるところはどこかあるんですか。例えば、県とか、日本赤十字とか、そういうところからも支援がもらえる可能性があるんだったら、そういうところからももらったほうがいいと思うんですけども、その辺の仕組みはどういうふうになっているのか、まずその一点伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今までは、基金を取り崩して何とかやりくりをしてまいりました。それで、じゃ、理事会、評議委員会で話をしてきたのかというのは、財政が苦しいことはお話をさせていただいております。そういう中で、今まで何とかやってきておりまして、今回、ボーナスの件が出まして、ボーナスが何とか今のところ出なくなる可能性が出てきたということで、今年の夏から対応してまいりました。それで、県とか赤十字の補助は恐らくないと思っております。そういう中で、先ほど申したとおり、何が何でも社協を潰すことはできませんので、何とかやりくりできるように、今、対応をしているところであります。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 本当に、働く職員の皆さんはかわいそうだと思うんです。経営者がもっと早く手を打っ

ていれば、ボーナスが出ないなんていう事態は避けられたかもしれない。

〔「ボーナス出します」の声あり〕

○8番（上野信直君） 満額になるかどうか分からないけれども。

〔「満額です」の声あり〕

○8番（上野信直君） でも、出なくなるかもしれないような状況になったということは、これは、経営者の責任は大きいと思います。

それで、経営者だけでなく、やはり、議会に相当する評議委員会も、何のための評議委員会なのかと。私ら町の議員がこういうことを言ったら出しゃばった話になるんですけども、これは言わざるを得ない。浅川町が最終的に尻拭いみたいな形で多額の補助金の増額というやつをやらないと、これ、存続できなくなってしまうんだから。

だから、くどくどとは言いません。社協の中できちんと打開策を見いだしてやってもらいたい。そのために、理事会と評議委員会ですっかり対応していただきたい。このように思うんですけども、いかがですか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） この社協の赤字の経営は、日本全国どこの社協もそうでありまして、当然、5町村もそうで、今、対応に苦勞しているところであります。浅川町も本当に、社協の利用客ですか、利用者がかなり少なくなってきた状況であります。利用できなくなったというのは、それは、健康で、なるべく社協に行かなくなったことも一つの原因だと思いますが、ただ、社協には職員がおります。当然、給料を与えなくてはいけない、ボーナスも当たり前にあげなくちゃいけない、そして、来年の4月からも給料をアップのことも考えなくちゃいけないということです。

これは、本当に、私、国会議員さんとちょっとお話ししたことがあるんですけども、これはやはり、ある程度、国からも補助を必要というお話をさせていただきましたが、恐らく、国も、こういう社協のほうにも、いろいろ考えてくれると思っておりますが、それはそれに置いて、まず、ここ1年、2年、3年、どういうふうにして社協の利用者を多くして、そして、安定するような対策を早急にしなければならないと思っております。

それで、県の社協の、8月に経営改善に行って、相談をさせていただいて、近いうちに、社協全職員を集めて、いろいろ様々な検討をさせていただきます。県の社協が来たからといって、急にお金が増えることはありませんので、今ある基金等を対応して、今後やっていきたいと思います。

課長より補足説明をさせていただきます。

○議長（水野秀一君） 補足説明、保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） 特に、議員さんおただしのこの社協だよりの数字を見ると、訪問介護、ヘルパーのほうと、通所介護、デイサービスのほうがすごく赤字というところがございます。こちらに関して、先ほど町長からもあったように、県の社協の指導というのは、今後入るところでございます。

その原因としましては、やはり、1回目の答弁でもありましたように、要介護度が低い方が多いというところで、収入がそれほど伸びない。それによって、職員数は今までのとおりというところで、赤字が多くなっているというところと、あと、デイサービスに関しまして、利用者はそれなりにおるわけですが、やはり、介

介護度が要支援１、２、ましてや要介護１、２で、要介護３、４、５の利用者がなかなか確保できないというところが現状で介護報酬アップにつながらないというのが現状でございます。

その中で、やはり、なぜそういうふうになっているかという、やはり、介護度が高い３、４、５の方々は施設入所のニーズが現在高くて、在宅サービスの期間が、介護度の高い３、４、５の方はなかなか期間が短くて、介護度が高いと、やはりニーズが高くて、施設入所になってしまう。施設のほうも、以前ほど待機者数というのが大分減ってきておりまして、それなりに、20名、30名はおりますけれども、四、五年前よりは、なかなか施設に入所しやすいという、待機者も大分減ってきたというところで、そういうところで、施設入所が進んだ分、在宅サービスの介護度の高い３、４、５の方が在宅ではあまり少ないんじゃないかというふうには考えられるところです。

そういう面では、県社協のほうの指導の中でも指摘がございました。その中でも、やはり、介護度の認定、通常は１年から２年、長い人だと３年ぐらいはあるんですけども、その介護度を、期間を待たずに、状態が悪くなれば、すぐ変更申請というものができますので、それで介護度を見直ししたりしていけば、多少なりの介護度が上がれば、介護報酬も伸びるという、そういう、都度都度、そういう見直し、モニタリングも含めて、やっていくという方法も一つの対策かなと思います。

あと、やはり、何にしても、要介護度の高い人の利用を確保するという点が一番の打開策だと思いますので、その辺の指導が今後、県社協からデイサービスとヘルパー部門のほうに入るところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） ８番、上野信直君。

○８番（上野信直君） 県の通所介護と単年度で900万円以上の赤字、訪問介護で300万円もの赤字、真面目に仕事していて、こんなに赤字出るものなんですかと、これを見たとき、ちょっとにわかには、どういう意味なのかなと理解できなかったんですけども、そういうことなんですよ。

ですので、私、県のこの分析、これの結果にぜひ注目していきたいなというふうに思いますし、その結果についても、町長のほうから、行政報告で報告できることがあれば、ぜひやっていただきたいなというふうに思います。

それから、主な理由としては、介護度の低い方々が多いということでもありますけれども、介護度の低い方々にヘルパーを派遣したり、デイサービスを提供したりするというのは、もっと介護度が重くならないようにという意味合いもあるんですよ。そういう、ある意味手厚い対応をしていたら、赤字になるというような、介護報酬の在り方、これも、やはり大きな問題だと思います。

ですから、町長は、ぜひ、介護報酬の早急な見直し、これを、浅川町の例を挙げて、やっていけなくなっているんだということを挙げて、強く国に求めているいただきたいなというふうに思うんですけども、最後に、その点を伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本当に、この介護報酬をもっともっと上げていただかなければ、日本全国の社協は赤字続きだと思っております。やはり、これ、国のお金を少し、介護報酬のほうに入れていただければ、かなり違いますので、私も、これは国に声を届けていきたいと思います。

ぜひ、8番議員さんも、この介護報酬の在り方について、通してお願いをしたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 次に、（2）国保税率の県内統一で浅川町が増税にならないように取り組みをの質問を許します。

8番、上野信直君。

〔8番 上野信直君起立〕

○8番（上野信直君） これまでも何度か質問をしてきましたが、県は、令和11年度から県内全市町村の国保税率、つまり、所得割も均等割も平等割も同じにする国保税率の県内完全統一を実施します。

現在、県内で最も低い段階にある浅川町の国保税は、税率の統一によって当然高くなると予想されます。しかし、税率の県内統一という技術的な理由で浅川町民の国保税が高くなってしまふなどということは、とても納得できる話ではありません。なのに、いよいよ来年度、令和7年度から、安い自治体の国保税が急に高くないよう20%ずつ引き上げる激変緩和期間に入り、上げが始まります。

町としては、この国保税率の県内統一によって、浅川町の国保税が勝手に上がらないよう強く県に求めるべきであります。その観点から3点伺います。

1点目です。仮に今年度、国保税率の県内統一が実施されていたとしたら、浅川町の国保税は1世帯当たり、それから、1人当たり、それぞれ幾らぐらい高くなっていたのでしょうか。推計ができればお答えをいただきたいと思います。

2点目です。国保税が高い自治体と低い自治体があるのは、健康づくりのための取組方や、身近に充実した医療機関があるかないかなど、それなりの理由があるはずであります。それを無視して、単純に県内の国保税率を統一しようということについて、町長はどう考えるか、改めて認識を伺います。

3点目です。先日、福島県保健福祉部国民健康保険課長という方のお話を聞く機会がありました。お話によると、現在、国保税の自治体間の高低について専門業者に分析をさせているということでありました。身近に充実した医療機関がない浅川町民が、ある都市部の住民と同じ保険料率では不公平です。専門業者の分析結果を明らかにさせて、浅川町民の国保税が不当に上がらないよう、しっかり主張すべきではないでしょうか。考えを伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、県では、令和11年度の統一標準保険料率を令和8年度末に提示する予定になっております。そのため、現在、どの程度高くなるかどうかについては、正確に把握できておりません。しかし、現在考えられている統一した場合の県の納付金算定方法により、今年度の数値で独自に納付金を試算し、保険料に換算した結果、今年度の保険料よりも1人当たり約8,000円、1世帯当たり約1万2,000円高くなるのではないかと考えられます。

2点目につきましては、保険料水準の統一は、県内のどこの市町村に住んでいても、同じ所得水準・世帯構成であれば同じ保険料とし、医療費を県全体で支え合う仕組みとすることです。仮に浅川町の算定上の保険料が高くなった場合も、低く抑えられる可能性もあります。しかしながら、現在、医療費が低い町村が医療費の高い市町村の分をカバーし、医療費の低い町村の保険料が高くなってしまふことに関しましては、この

ままでは到底納得がいきません。医療費の低い町村に対しての財政的に大きなメリットがある仕組みづくりが必要不可欠であると考えております。

3点目につきましては、今年度、県において市町村ごとの医療費格差の要因を解明し、その影響を明らかにすることで、令和11年度の県内保険料統一に向けた基礎資料を作成中でございます。これらの結果を基に、先ほど申し上げました令和8年度末に令和11年度からの統一保険料が提示されるものと思われます。おただしのとおり、医療機関の数が多い市町村は、すぐに受診しやすいという環境がございます。これらの医療環境の差の不公平についても医療費格差に反映すべきと考えております。今後も、医療費が低い町村の保険料が高騰しないように、これまで以上に、町村会を通して、また、国保連理事の立場から、国・県へさらに強く主張していきたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 浅川町の国保税は、この県内統一ということによって、1世帯あたりだと1万2,000円、1人あたりだと8,000円ぐらい高くなるということで、町長は、これは納得がいけないと。それで、メリットがある仕組みづくりが必要だということで、これ、県内統一は、これ、やるんでしょうね。もう計画的に決まっていますから。ただ、やったとしても、浅川町のメリットが生まれるような、メリットが生まれるというか、浅川町が不当に損しないように、町民が損しないような、そういう仕組みづくりを、ぜひ、求めていただきたいというふうに思います。

激変緩和の措置の費用は、県から交付金を交付してやるという話であります。交付金を出すんだったら、その5年間で少しずつ交付金を減らしていくんじゃないかと、ずっともらいたいものですよ。そういうことを、ぜひ、強く主張していただきたいと思います。

そのことについて、簡単に町長のお考えをお聞きして終わります。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 我が町は、本当、健康に関しては、物すごく努力していると思います。そしてまた、県59市町村のうちでも、保険料はかなり下のほうになっていると思います。そういう努力が、無駄にならないように、町民のために、何らかの我が浅川町は恩恵を受けなくてはいけないと思っておりますので、ここは、県・国に強く申し上げたいと思っております。そこだけはお約束をいたします。

○議長（水野秀一君） 次に、（3）公営住宅退去時に修繕費用の現状と過大な負担にならない対応をの質問を許します。

8番、上野信直君。

〔8番 上野信直君起立〕

○8番（上野信直君） 町営住宅などから退去する際、原状回復として畳替えなどが求められていると聞いております。しかし、民法は、賃借物が通常の使用方法で損耗、劣化した場合は原状回復しなくていいと定めています。この民法の規定を原則にして、退去時の入居者負担が過大にならないよう対応すべきではないかという観点から、3点伺います。

1点目です。町営住宅やみのわ団地の退去時の入居者の原状回復義務について、町は入居者にどのように求

めているのか、町の原則を伺いたいと思います。

2点目です。町営住宅やみのわ団地の退去時の入居者負担の実例を3件ほど伺いたいと思います。近年最も負担が多かった例も併せて伺いたいと思います。

3点目です。民法621条は、借りた部屋が通常の使い方をしていて汚れたりすり減ったりした場合は、新しくして返す必要はないとしています。例えば、畳などを普通に使用していて古くなった場合は、新しいものにして返す必要はないということです。これが原則であり、この原則どおりにする考えはないかどうか伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 1点目につきましては、各種町営住宅退去時の原状回復の原則は、各条例に基づき、公営住宅及びみのわ団地については、畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕で、滝ノ台団地については、破損ガラスの取替え等軽微な修繕に要する費用となっております。

なお、これら軽微な修繕には障子の張り替え、ふすまの張り替えも含まれております。

2点目につきましては、入居者が直接修繕業者に依頼し、支払いをしていることから、正確な金額を把握しておりませんが、修繕した内容から修繕費用を見積もりますと、1例目が畳の表替え、ふすま及び障子張り替えで約8万2,000円、2例目も畳の表替え、ふすま及び障子の張り替えで約18万8,000円、3例目は、近年一番高かったと思われる事例で、畳の表替え、ふすま及び障子の張り替えで約21万1,000円程度であったと見積もっております。

3点目につきましては、令和2年4月1日に改正民法が施行されており、国土交通省が定める公営住宅管理標準条例（案）も改正民法を踏まえて改正されております。この条例（案）によりますと、修繕費用の負担は、改正前と同様に、畳の表替えなど小修繕の負担は入居者となっているため、現在のところ、通常損耗分の入居者負担を全てなくすことについては考えておりませんが、物価高騰などにより原状回復費用のさらなる増加も懸念されることから、検討課題としているところであります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 民法の原則は、普通の使い方をして汚れたりすり減ったりしたものは元どおりにしなくてもいいんだよという規定です。

それと異なる対応を、現在はしていると思うんです。出られる方は必ず畳の表替えはしてもらおうと、こういうようなことをなされているのかなと。あと、障子とかふすまの張り替えなんかも長年使っていたものについては新しくしてくださいということになるのかなというふうに思うんですけれども、この退去の際の原状回復の基準というのは、町は持っているんですか。そして、入居時にそれを入居者に示して、こういうことで、もし破損とか何かがあった場合には、退去する際に修復してもらいますよという、そういう説明はなされているのかどうか。

それともう一つ、浅川町の条例上、この畳の表替えなどを求める根拠となる条例はあるんですか。この点について伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 1点目、2点目、担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） それでは、お答えいたします。

まず、民法621条と異なる対応をしているという点でございますけれども、こちらにつきましては、一般法である民法の定めと、それから、特別法であります公営住宅法という法律がありまして、公営住宅法に基づき、この公営住宅管理標準条例（案）というものを国土交通省が作成しております。こちらに倣いまして、この改正民法を踏まえまして、公営住宅の標準条例（案）、それから、公営住宅法も一部改正になっております。これに伴いまして、町のほうでも、条例等を見直しているところでございます。

退去時の基準でございますけれども、こちらにつきましては、条例の定めということになりまして、条例もしくは規則の定めとなりまして、こちらのほうには、畳の表替え、障子の張り替え、ふすまの張り替えにつきましては、退去時には必ず実施していただくというようなことで、こちらをお願いしているところでございます。

これにつきましては、入居時の説明という点でございますが、入居者に提出いただく資料の中に、そういったものを修繕していただきますというような文言が入ったものを提出していただいております。

以上です。

○議長（水野秀一君） ここで、本日の会議時間、一般質問の進行の都合により、あらかじめ延長いたします。

答弁漏れ。

建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） 畳の表替え等が条例に明記されているかという点でございますけれども、公営住宅条例につきましては、第20条のほうに記載されております。

それから、定住促進住宅、みのわ団地につきましても、条例のほうにて決められております。第18条です。

それから、定住・移住促進住宅、滝ノ台団地につきましても、こちらも第16条ですけれども、定住・移住促進住宅につきましては、畳、ふすま、障子等がありませんので、破損ガラスの取替えと軽微な修繕に要する費用というふうになってございます。第16条です。

以上となります。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 浅川町町営住宅等条例という条例がありまして、町営住宅に関する基本的なところを定めたやつですね。

その第22条には、2項で、「入居者の責に帰すべき事由により、町営住宅又は共同施設が滅失又はき損したときは、入居者が原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない」ということで、原状回復義務を求めているのは、入居者の責めに帰すべき事由な場合、つまり、過失で壊しちゃったり、汚しちゃったり、そうした場合には原状回復義務があるよという定めなんです。でも、過失があろうがなかろうが、表替えを求めたり、あるいは、障子、ふすまの張り替えを求めたり、こういうことがなされているということなんですよ。ね。

町長、これはちょっと考えるべきではないですか。

町営住宅の入居者は、基本的に、住宅困窮者です。ほかに住むところがなくて浅川町の住宅を借りたいという方がメインです。民間のアパートがあっても、とてもそんなお金は出せないから、安い町営住宅に入りたいと、こういう方々に、あの条例や民法が定める以上の原状回復義務を説明して、これを守ってくださいねと言ったって、これは、優越的な立場の人が困っている人に対して不当に不利な条件を飲ませると、こういうことに、私、なると思うんです。

ですから、原則どおり、過失があつて壊したり汚したりしたものは元どおりにしてもらいけれども、そうではなくて、普通に使っていてそうなったものについては、これは、原状回復を求めない。これは、人道上もやはりそうすべきだというふうに思うんですよ。

このことについて、よく、今後検討してもらえますか。今、即答は無理だろうから、よく検討していただきたいというふうに思うんですが、いかがですか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今後、担当課と、相手側に不利な条件にならないように検討させていただきます。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○8番（上野信直君） はい、いいです。

○議長（水野秀一君） 次に、（4）花火の里ニュータウンの今後の分譲策を伺うの質問を許します。

8番、上野信直君。

〔8番 上野信直君起立〕

○8番（上野信直君） 全112区画の約3分の1が未分譲の花火の里ニュータウンは、分譲や活用がうまく進められれば、人口減少問題に取り組む上で大きな役割を果たすことができる貴重な資産であります。

分譲する上で最大のネックは、町内の地価が下がり続けているのに、ニュータウンの分譲価格は売出し開始の30年前のままで、相対的に高くなってしまったことです。これを踏まえて、町長は、分譲価格の見直しをして、分譲に取り組むという考えを以前から示されています。

そこで、3点伺います。

1点目です。今年度行うと言われていた販売価格の見直しは、現在どうなっているのか伺います。

2点目です。見直しに当たって、ニュータウンの住民説明会を行いたいということでしたが、説明会は開いたのでしょうか。開いたのであれば、その内容や結果はどうだったのか伺います。

3点目です。令和7年度からの分譲の取組はどのようになされるのか伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 1点目と2点目を一括して答弁させていただきます。

花火の里ニュータウンの販売価格の見直し状況につきましては、不動産鑑定の結果が出ましたので、12月15日日曜日に花火の里ニュータウン座談会の開催を予定しております。座談会では、見直し後の分譲価格を花火の里ニュータウンにお住まいの方々にご説明をいたしまして、ご意見をお伺いしたいと考えております。

3点目につきましては、花火の里ニュータウンにお住まいの方々の意見等も踏まえながらPRや環境整備に力を入れ、販売を促進するとともに、移住者向けの住宅等も検討し、早期完売を目指していきたいと考えてお

ります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 不動産屋さんの鑑定結果は出たんだけど、その結果をもって12月15日の日曜日にニュータウンで座談会を開いて、説明をして、意見を聞くと、こういうことですね。

以前にも、随分古い話になりますけれども、議会の中で、このニュータウンの分譲について議論になったときに、やはり、価格が、全体に町内の地価が下がっているのに価格が高いと。このままでは売れないので価格の見直しをすべきだということで、ほぼ全員がまとまったんですよ、あの当時、議員16人いたのかな。ところが、その中の1人の議員さんが、その後、何か、当時の町長さんに猛烈に抗議をして、だったら俺が買ったところと言ったら誰か分かっちゃう、も安くしろと、こういうようにねじ込んで、結局、そのほぼ全員でまとまった価格の見直し、これが、もうそのまま雲散霧消してしまったという経緯があります。

今回も、この説明会において、多くの住民の方々は理解をしていただけたと思うんですけども、ただ、一部の方からは、そういう強硬な意見も出てくるかもしれないというふうに私は思っています。そういうときに、町長はどういうふうに対応するのか、そこが町長の手腕の見せどころなんだと思うんですけども、そういう方々に対して、事を荒立てないようにしながら、とにかく、あの地域の皆さんのご協力がないと実際に分譲は進まないと、見に来た人に、とんでもねえ、こんなところ買うんじゃないかという話をされたらば、これは売れなくなってしまうので、あの地域の方々に気持ちよく協力してもらえるように、そういうことも、そうなるようなこともいろいろ考えながら、取り組んでいただきたいというふうには思っているんですけども、その辺は、この15日に向けて、どのようにお考えなのか伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 私も、町長になって6年が過ぎてしまいました。それで、まさかこんなに時間がかかっても1区画も売れない、そして、販売価格も値下げすることもできないのは、本当に私の不徳の致すところであります。

それで、12月15日に、不動産の鑑定が出ておりますので、私はこの不動産の結果の金額で住民にお話をしたいと思っております。いかんせん、今の状況では、今後売れることもありませんので、この金額とおりに説明をして、住民の理解を得たいと思っております。必ず、今、8番議員さんが言ったとおりに、反対が来るでしょう。あるいは、いろんな条件が出てくるでしょう。それを飲んでいたら、前に進むことはできません。ますます赤字が出ると思っておりますので、まずは12月15日に丁寧な説明をして、この鑑定でいきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○8番（上野信直君） はい、いいです。

○議長（水野秀一君） 次に、（5）町民が役場まで行かなくて済む申請手続簡略化の推進をの質問を許します。
8番、上野信直君。

〔8番 上野信直君起立〕

○8番（上野信直君） 最近、高齢者の方から、タクシー助成券を申請しに役場まで行くのは大変だという声が

寄せられました。町のタクシー助成制度では、わざわざ町民が役場まで足を運んで申請書をもって、家に持って帰って書いて、また役場を持ってくるという手間を取らせるのが、これが当たり前になっております。中には、勤務を休んでまでは行けないということで、助成制度の利用を諦めるという人もいます。

こういう状況は、町民本位の立場に立って、改善すべき時期に来ているんじゃないかなというふうに私は思います。例えば、申請については電話で申請を受け付ける、この申請する内容にもよりますけれども、できるものであれば電話での申請の受付、あるいは、電話で要望すれば、申請書をその人のお宅まで送ってやる、郵送してやる、あるいは、職員等がそのお宅に届ける、こういうことも可能なんじゃないか。なるべく住民に手間をかけさせない、親切で優しい対応、これをこれからは進めていくべきではないかというふうに思うんですけれども、お考えを伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

現在、役場において、町民により各種申請書に記入してもらう手続が必要なものは多々ありますが、どうしても窓口にて記入の必要なものが一定程度ございます。今後も、庁舎内におきまして郵送や電話の受付にて後日送るものなど、申請の在り方について精査することとしております。

なお、様々な事情にて来庁するのが困難な場合につきましては、まず、担当課へ電話をし、事情を話していただければきめ細かな対応をすることとしております。

また、タクシー助成券交付事業につきましては、最初のみ一度の手続は窓口にて必要ですが、次年度以降は自動継続にて助成券を郵送することとしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 精査をして、できるものはやっていきたいと、こういう基本的な立場だったというふうに思います。それは了とします。

それで、この私に話をした高齢者の方は、ある意味怒って私に言ってきたんですけれども、タクシー助成券の、足がないからタクシー助成券が欲しいのに、申請に役場まで行かなければならない。取るものは勝手に取るのに、くれるものは役場まで来いというのはひどいと、こういうふうにおっしゃっていました。これ、本当に、足のない高齢者にとっては、本当にそういう思いなんでしょうね。

こういう方々の立場に立って、なるべく電話で済むものは電話で対応して、それでできるようにするとか、本当にいろいろと精査をして、やってもらいたいというふうに思います。親切で優しい対応を進める、こういう立場でこれからやっていただけますか、町長。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 私、高齢者と障がい者と子供には物すごく優しいと自分で思っております。そういう中で、足のない方々にはタクシー助成券を4年前つくることをいたしました。

そういう中で、一度申請していただければ、先ほど申したとおりに、次回からはタクシー券が行くんでありますから、何とか一度来てほしいなと思いますが、やはり、足のない方々には、今後、よい方面で精査していきたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 後半の仕事を休んで役場までわざわざ行けないというのは、これ、高校生の通学助成、1万円ですけれども、これをもらうのに仕事を休んで、役場というか教育委員会に行って申請書をもらって、書いて、また出しに行くと、こんなことをやっているんだっただらば、1万円はもらわないほうがいいと、こういう方の声なんです。もし、これ、電話で教育委員会に電話すれば申請書を郵送してくれるとか、料金受取人払いの封筒つけばもっといいと思うんですけれども、そういう対応をしてくれるのであれば、そういう対応をしますということを広報なり何なり、この1万円の助成事業の説明の中に入れてくれれば、本当に助かると思うんです。

そういう対応もぜひ考えていただきたいなというふうに思うんですけれども、重ねて伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） せっかく水郡線活用のため、そしてまた、高校生のために、親御さんのために、1万円ではありますが、本当に町としたら貴重な税金ですので、ぜひ、お受け取りいただきたいと思います。そのためには、やはり、仕事を休んで、確かに、申請書をもらいに行くのは大変だということかもしれませんので、これは、教育課の検討課題とさせていただきます。前向きな答弁をすることをお約束いたします。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○8番（上野信直君） いいです。

○議長（水野秀一君） 次に、（6）4年ごとにもらう町長等の退職金は見直すべきではないかの質問を許します。

8番、上野信直君。

〔8番 上野信直君起立〕

○8番（上野信直君） 私たち議員は、何期やっても退職金は支給されませんが、町長等の常勤特別職は1期4年ごとに、普通の会社員がこつこつと40年以上働いたくらいの退職金が支給されています。昨年の6月議会で聞いたところ、現在の給料を基に計算すると、4年務めてもらう退職金は1,746万4,320円だということでありました。2期務めれば2回もらえます。3期務めれば3回もらえます。

確かに、町長の仕事は激務で、土日も盆も正月もないような仕事ですから、それ相当の退職金はあってしかるべきであります。しかし、町民の大多数の暮らしの実態から見たら、今の退職金は高過ぎるので、見直すべきだと思います。

最近のニュースで、茨城県つくば市の五十嵐さんという市長さんは、本来2,039万円となる退職金を、市民の声を基に1,287万円に減額するということが伝えられております。この市長さんは、自分の行政運営に対する評価を市のアプリを使って市民にしてもらい、100点満点でやったところ平均で62点だったので、満額の2,039万円の62%に当たる1,287万円にするそうであります。このアプリを使っての意見を求めるという方法については、いろいろと意見があると思いますが、高過ぎる退職金を見直す例として、私は、この影響は広がるのではないかなというふうに思います。

そこで、2点伺います。

1点目です。つくば市長の判断についてどのように町長は考えるか伺いたいと思います。

2点目です。1期4年で1,746万円という町長の退職金は、町民の感覚からすれば高過ぎます。町長の2期目の任期も半ばを過ぎた今の時点で見直しを考えていくべきではないでしょうか。認識を伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 1点目につきましては、一部の地方自治体の首長の判断によるものなので、答弁は差し控えたいと思います。

2点目につきましては、今後の町長職の対価に関わるものであり私個人の問題ではないと考えているため、以前も答弁しましたが、日本全国の首長がこのような話にならない限り、進むことはないと認識しております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 1点目の、これは、つくば市長の判断なのということで、考えは控えるということだったかなというふうに思います。それはそれでいいです。

2点目です。日本全国でこういう高過ぎるんじゃないかというふうにならないと、これは下がらないんじゃないかというふうなお話でありました。そうなれば下がりますよね、確かに。ただ、今はそういうふうになっていない。

私、思うんですけれども、町長は、もちろんお金が欲しくてやっているわけではない、町長を。立候補しているわけではない。これがもともと、退職金が900万円だったら、文句言わないで900万円もらっていたと思うんですよ。でも、1,700万円だったから、1,700万円もらっている、そういう状況じゃないかというふうに思うんです。

私は、やはり、この今の金額が町民の生活実態からしたら高過ぎると、こういうふうに思うんです。町長が、今、ここで、次回から私の退職金は半分にしますなんていうことを言ったら、他の石川郡の首長から何言われるか分からないと、こういうこともあると思うんです。あるいは、ほかの首長さんにも影響していく、こういうことになるかもしれません。

でも、私が考えてほしいのは、町長は、町民をまず第一に見るべきだと。町民を見れば、やはり、今の退職金ではどうなのかなというふうに、私、思うと思うんです。ほかの首長の顔色を気にするんじゃなくて、町民の暮らしの実態を見れば、やはり、考える余地はあるんだろうなと、町長、思いませんか。私は、そのところだけ聞いて終わりにします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） つくば市の市長さんは、減額して1,270万円ですよ。そうおっしゃいましたね。

それで、私、4年間、前回やらせていただきました。この金額よりはるかに手取りは少ないです。そういう中で、1,700万円何とかとおっしゃいますが、確かに、私はお金欲しくてやっております。それで、前回も同じお話をしたかもしれませんが、前の前の町長さんは、給料50%でした。そうすると、退職金も下がります。影響します。そういう中で、同じ答弁するかもしれませんが、前々町長は、やらなくてもよい、そうおっしゃいました。なぜならば、私は、これで生活しているわけではない。本来であれば、これで生活しなくてはいけなただけけれども、私はこれで生活しているわけではない。そのほかに違うところから顧問料といったか、そ

ういうほうでお金を相当もらっていて、生活費、あるいは別荘を建てたり、そういうのでしたと言っております。それで、これからの首長には、やはり、当たり前にもらって、町民のために汗を流すことではないのかということをお話をさせていただきました。

私も、本当に、確かに、4年ごとに1,000万円弱をもらうのは確かに気が引けますが、ここ1年、365日ほとんど休みはなく仕事をしております。コロナのときは、いろんな会合とかほとんどありませんでした。ところが、ここ1年以上は、本当に家にいることはまず少ないです。そういう仕事をして、じゃ、私はもういいから、じゃ、低くしますと言うと、次の町長、そして、前回もらっていた方々に対して失礼になるかもしれません。

ですので、これは、日本全国の首長さんたちが声を上げて、5人、10人、100人となっていけば、変わるかなと思っております。これ、答弁になるか、ならないかは分かりませんが、私の今の率直な気持ちであります。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 今、町長がいろいろ言ったので、私も言わざるを得なくなってしまったんですけれども、手取りの話をしているんじゃないですよ、額面の話。税金でいっぱい引かれるんだという話は前にお聞きしましたけれども、支給額が減れば、自然に引かれる額も減りますから、安心して減らしていただいていいんです。

それと、前々町長が、自分の給料を半分にしておりましたけれども、それは給料を半額にすることについてのお考えですよ。自分は生活に困っているわけではないので給料を半分にしてもやっていけるから、でも、新しい町長さんは無理してそんなことをする必要はないよというお話だと思うんですよ。これは退職金の話じゃないと思うんです。月々の給料というのは、まさに生活給ですから、それを半分にするというのは容易な話ではありませんけれども、退職金は、4年間で人が一生働いた分のものをもらうんですから、この部分にまで、前の前の町長さんは言及はしていなかったんでないかなというふうに思います。

それから、全国の首長さんがそういう声を上げれば下がっていくだろうという話でしたけれども、浅川町の町長が2番目に、つくばの市長さんの次に、2番目に声を上げてくれれば、これは、町民にとってもすごくいい話になるんじゃないかなというふうに思うんです。

答弁をもらうような話ではなくなりましたけれども、そういうことで、検討していただきたいなというふうに思います。答弁はいいです。

○議長（水野秀一君） 以上で一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（水野秀一君） 以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後 5時15分